

宇土市地域防災計画書

第1部 共通編

宇土市防災会議

目 次

第1部 共通編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務	4
第3節 計画の性格及び基本方針	9
第4節 計画の構成と運用	18
第5節 宇土市の概況	22
第6節 宇土市の災害要因と被害状況	25
第7節 被害の想定	32
第2章 防災組織計画	61
第1節 宇土市防災会議	63
第2節 市の防災組織	64
第3節 応援要請計画	83
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	92
第3章 災害予防計画	99
第1節 みんなの災害対応力の強化	101
第1 市民・事業所の地域防災力向上計画	101
第2 防災知識普及計画	104
第3 自主防災組織等育成計画	109
第4 災害危険地域指定計画	114
第5 避難収容計画	116
第6 避難行動要支援者等支援計画	127
第7 医療保健計画	132
第8 防災訓練計画	136
第9 災害ボランティア計画	139
第10 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	142
第11 市及び防災関係機関等における業務継続計画	144

第12	受援計画	145
第2節	災害に強いまちづくり	146
第1	防災業務施設整備計画	146
第2	建築物等災害予防計画	152
第3	公共施設等災害予防計画	153
第4	給水確保計画	156
第5	物資・資機材整備・調達計画	157
第6	水害・土砂災害予防計画	160
第7	高潮災害予防計画	171
第8	火災予防計画	172
第9	危険物等災害予防計画	175
第10	文化財災害予防計画	176

章・節	項目	頁	総務部	企画 財政部	市民環境部	健康福祉部	経済部	建設部	教育委員会	会計課	支所	議会議務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	
第3章 災害予防計画	第2節 災害に強いまちづくり	第1	防災業務施設整備計画	146	○	○					○				
		第2	建築物等災害予防計画	152	○										
		第3	公共施設等災害予防計画	153			○	○		○					
		第4	給水確保計画	156											
		第5	物資・資機材整備・調達計画	157	○	○		○	○			○			
		第6	水害・土砂災害予防計画	160	○			○	○			○			
		第7	高潮災害予防計画	171	○							○			
		第8	火災予防計画	172	○										
		第9	危険物等災害予防計画	175	○										
		第10	文化財災害予防計画	176					○		○				

第1章 総則

項目	関連部署	ページ
第1節 計画の目的	全部	3
第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務	全部	4
第3節 計画の性格及び基本方針	全部	9
第4節 計画の構成と運用	全部	18
第5節 宇土市の概況	全部	22
第6節 宇土市の災害要因と被害状況	全部	25
第7節 被害の想定	総務部、市民環境部、 健康福祉部、経済部、 建設部、教育委員会、 支所	32

第1部 共通編
第1章 総則

第1節 計画の目的

(全部)

第1 計画の目的

この計画は、宇土市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宇土市防災会議が本市にかかわる災害対策について、その予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、災害対策基本法第2条の2における次の基本理念を基本として行うものとする。

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るものとする。
- 2 国、県、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するものとする。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること及び科学的知見並びに過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護するものとする。
- 5 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護するものとする。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図るものとする。

第2 作成機関等

本計画の作成機関及び庶務担当機関は、次のとおりである。

- 1 作成機関 宇土市 防災会議
- 2 庶務担当機関 宇土市 総務部 危機管理課

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務

(全部)

第1 防災関係機関の責務

1 宇土市

市は、基礎的な地方公共団体として、市及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備及び市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織並びに住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 熊本県

県は、県の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務

市、国、県及び本市の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
宇土市	【災害予防】
	1 宇土市防災会議及び宇土市災害対策本部に関する事
	2 防災に関する組織の整備
	3 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
	4 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関する事
	5 災害危険区域の把握に関する事
	6 防災都市づくり事業の推進
	7 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備
	8 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	9 給水体制の整備
	10 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導
	11 住民の自発的な防災活動の促進に関する事
	12 防災に関する訓練及び調査研究の実施
	13 企業等の防災対策の促進に関する事
	14 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事
	15 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事
	16 帰宅困難者対策の推進に関する事
	17 災害ボランティアの受入体制の整備に関する事
	【災害応急対策】
	1 避難指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
	2 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報
	3 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事
	4 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事
	5 消防、水防その他の応急措置
	6 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置
	7 被災者に対する救助及び救護措置
	8 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置
	9 緊急道路及び緊急輸送の確保
	10 清掃、防疫、その他の保健衛生
	11 災害対策要員の動員、雇上げ
	12 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事
	13 被災宅地の危険度判定の実施に関する事
	14 災害を受けた幼児・児童及び生徒の応急教育
	15 被災者からの相談に関する事
	16 災害ボランティアの活動支援に関する事
	【災害復旧】
	1 公共的施設及び設備の応急復旧に関する事
	2 生活困窮者に対する保護及び救助に関する事
	3 義援金品の受領及び配布に関する事
	4 被災産業（事業者）に対する融資等の対策に関する事

第1部 共通編**第1章 総則****第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務****2 県**

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本県	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処理 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州財務局	【災害応急対策】 1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること 2 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等の措置に関すること 【災害復旧】 1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 2 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
福岡管区气象台 熊本地方气象台	【災害予防】 1 気象、地象、地動及び、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること 【災害応急対策】 1 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報の発表・伝達に関すること 2 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達及び解説を行うこと 3 災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・官庁施設等について下記の措置をとる。 また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 【災害予防】 1 気象観測通報についての協力に関すること 2 防災上必要な教育及び訓練等に関すること 3 災害危険区域の選定又は指導に関すること 4 防災資機材の備蓄、整備に関すること 5 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること 6 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること 7 水防警報等の発表及び伝達に関すること 8 港湾施設の整備と防災管理に関すること 【災害応急対策】 1 水防活動の指導に関すること 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること 3 災害広報に関すること 4 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること 5 海上の流出油に対する防除措置に関すること 6 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること 7 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること 8 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること 9 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	10 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること
	【災害復旧】
	1 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
	2 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	天災事変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命又は財産の保護(人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (宇土郵便局)	【災害応急対策】 1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
日本赤十字社 (熊本県支部)	【災害予防】 1 災害医療体制の整備に関すること 2 災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】 1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集配分
西日本電信電話株式会社 (熊本支店)	【災害予防】 1 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧用通信施設の整備に関すること 【災害応急対策】 1 津波警報、気象警報の伝達に関すること 2 災害時における重要通信に関すること
九州電力送配電株式会社 (宇城配電事業所)	【災害予防】 1 電力施設の保全、保安対策
九州電力株式会社 (宇城営業所)	【災害応急対策】 1 災害時における電力供給確保 【災害復旧】 1 被災電力施設の復旧事業の推進
公益社団法人 熊本県栄養士会	【災害予防】 1 家庭内備蓄・災害時の食の知識の普及 【災害応急対策】 1 災害時における栄養士活動や特殊栄養食品等提供

第1部 共通編**第1章 総則****第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務****6 その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者**

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療機関	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
自主防災組織	【災害予防】 1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資機材の整備・点検 【災害応急対策】 1 住民の安否・地域の被害確認 2 避難行動要支援者の避難支援 3 負傷者の救護 4 避難所の運営
社会福祉施設経営者 社会福祉協議会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護 3 災害時のボランティアの受け入れに関する事 4 被災者の生活支援活動の協力に関する事 5 社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関する事
宇土市商工会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
熊本宇城農業協同組合 緑川森林組合 漁業協同組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 農林水産関係の被害調査又は協力 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林水産者に対する融資又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
金融機関	【災害復旧】 1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
危険物施設及び 高圧ガス、火薬類等の 管理者	【災害予防】 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備
宇城広域連合消防本部	【災害予防】・【災害応急対策】 1 災害時における防ぎょ活動 2 人命救助及び緊急活動に関する事 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 4 火災発生時の消火活動に関する事

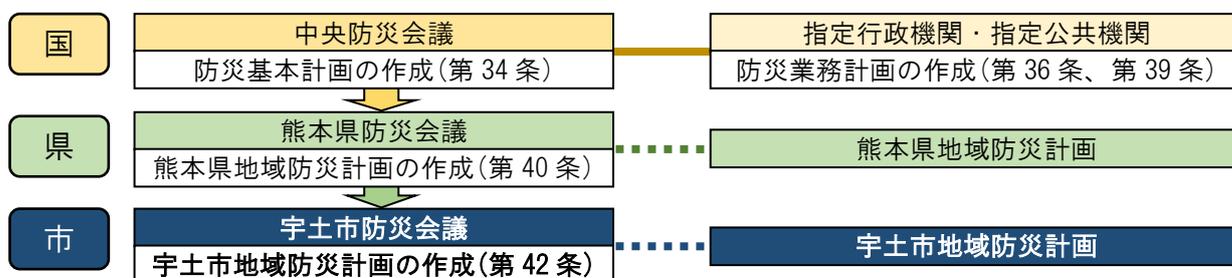
第3節 計画の性格及び基本方針

(全部)

第1 計画の性格

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、宇土市防災会議が作成する「宇土市地域防災計画」として、本市における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
- 「宇土市地域防災計画」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、熊本県が作成する「地域防災計画」と密接な連携を図っていくものとする。
さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宇土市水防計画」及び国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「宇土市国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。

■災害対策基本法に定められる防災計画の体系



- この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。
- 計画の策定に当たっては、あらかじめ対応業務の流れや工程を想定するものとする。

第2 熊本地震から復興に向けた取組み

平成28年4月14日及び16日に発生した平成28年(2016年)熊本地震(以下「熊本地震」という。)では、震度5強、6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われた。

また、同年6月20日から21日未明にかけての記録的な豪雨(時間最大雨量136mm(県管理)宇土観測所)により、熊本地震で地盤が緩んでいたことも影響して、河川の決壊・氾濫、宅地への土砂の流入等が発生し、甚大な被害を受けた。

熊本地震では、本来であれば防災拠点として機能しなければならない市役所本庁舎に大規模な損壊が発生し、災害対策本部の機能を市民体育館に移転することとなった4月19日までの3日間は、市役所駐車場に張ったテントで災害対応を行わなければならなかった。

一方、市内の避難者は、指定避難所15箇所にて6,455人、自主避難2,000人～4,000人、車中泊避難者10,000人以上にも及び、避難生活に必要な食料・物資の確保、トイレ環境や避難所等の環境改善、安全な避難経路の確保、防災施設や設備の充実等多くの課題を残すこととなった。

第1部 共通編

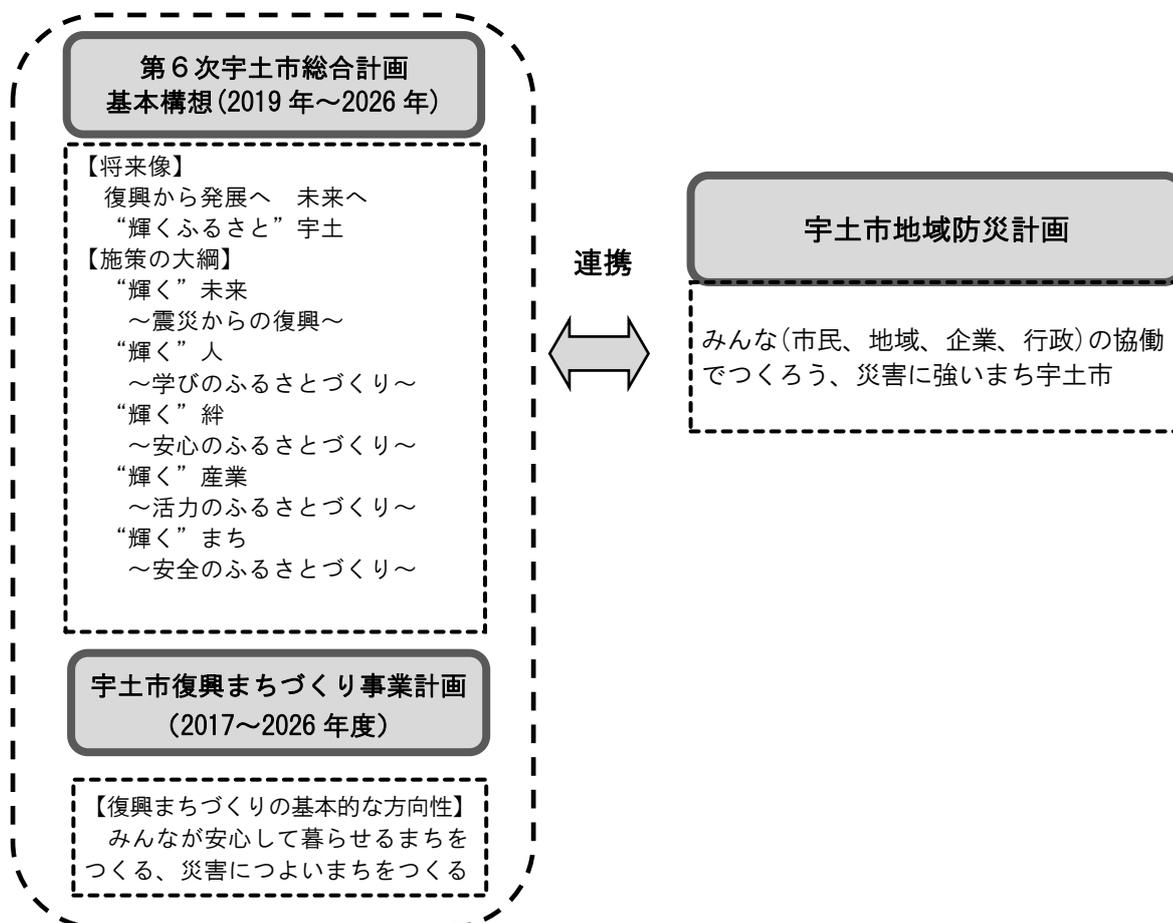
第1章 総則

第3節 計画の性格及び基本方針

このような教訓と課題から、本市は、市民、地域、企業、行政が総力を結集し一丸となって宇土市の復旧・復興を推進していくため、「第6次宇土市総合計画」において「復興から発展へ 未来へ “輝くふるさと” 宇土」を目指す将来像とし、震災復興に取り組むこととした。

さらに、具体的な災害に強いまちづくりのイメージを示すものとして「宇土市復興まちづくり事業計画」を策定し、災害に強いまちへの再生と、より住み良いまち、より活力あるまちの実現を目指すこととした。

この宇土市地域防災計画は、市民の生命・財産を各種災害から守る対策を総合的・計画的に実施するための計画として、宇土市第6次総合計画及び宇土市復興まちづくり事業計画と連携し策定するものである。



第3 市民・地域・企業・行政の役割

1 市民の役割

市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。

そのためには、災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、最低3日分の飲料水・食料等の備蓄など個人での取り組みに加え、出前講座等の防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にする。

2 地域・企業の役割

地域の自主防災組織、町内自治会、消防団、地域企業等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努める。

そのためには、自主防災組織等による地域主導の防災訓練、地域の担い手の育成などに取り組む。

また、地域企業は防災訓練への参加を通じた自主防災組織等との交流、事業継続マネジメント（BCM～Business Continuity Management～）のための取り組みに努める。

3 市の役割

市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。

そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。

第4 宇土市の姿勢と使命

市民がより安全で安心できるまちを目指すためには、必要な改善を速やかに行う不断の努力を続ける姿勢を貫き、将来起こり得る災害への備えを進めていかなければならない。

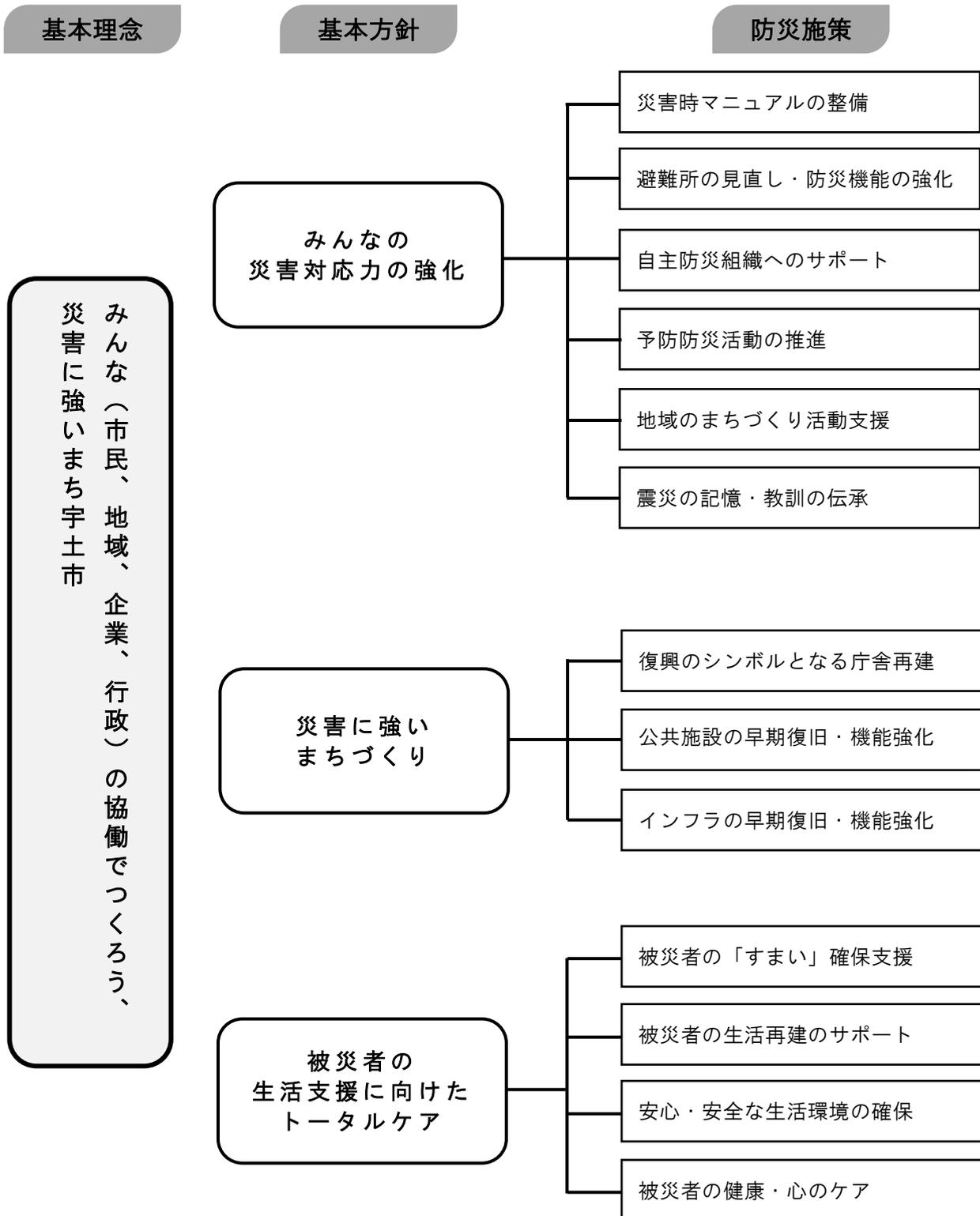
しかし、時間の経過とともに熊本地震を経験していない世代が増えれば、震災の記憶は復興による街並みの変化とともに人々の記憶から薄れていくものである。

本市の熊本地震からの創造的復興は、国内外からの多くの支援の上に成り立つものであり、震災経験や教訓を風化させることなく、次世代へ継承し、発信を継続していくことが本市の使命である。

第5 基本理念及び防災施策の体系

宇土市地域防災計画では、みんな（市民、地域、企業、行政）が防災意識をさらに高め、市民力、地域力、行政力を結集した災害に強いまちづくりを推進することとし、その基本理念を「みんな（市民、地域、企業、行政）の協働でつくろう、災害に強いまち宇土市」とする。

この基本理念を実現するために、3つの基本方針と13の防災施策を設定し、本計画に位置付けるものとする。



第6 基本理念の実現に向けた取組み

本計画の基本理念「みんな（市民、地域、企業、行政）の協働でつくろう、災害に強いまち宇土市」を実現するための3つの基本方針と13の防災施策の内容は、次に示すとおりとする。

1 みんなの災害対応力の強化

熊本地震において、市民は、発災直後から避難所だけでなく、地域においても住民が互いに声を掛け合い、助け合いながら苦難を乗り越えてきた。

一方、熊本地震では想定範囲を大きく超えた未曾有の災害であったため、既存の計画やマニュアル等では対応できず、被災者ニーズに十分に 대응することができなかった部分も多くあった。

この教訓と経験を活かし、みんな（市民、地域、企業、行政）の災害対応力の強化を図るものとする。

(1) 災害時マニュアル等の整備

熊本地震では、既存の災害時マニュアル等では対応ができず、多くの課題が明らかとなった。

今後は、熊本地震における災害対応等を検証しながら、各種災害時マニュアル等の見直しを進めていくものとする。

また、各種災害時マニュアル等の見直しにあたっては、災害種別ごと、地区ごとといった、条件の違いにも対応できるような内容となるよう努めるものとする。

- ア 業務継続計画の見直し（危機管理課）
- イ 職員初動マニュアルの見直し（危機管理課）
- ウ 災害時受援計画の見直し（危機管理課）
- エ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直し（危機管理課）

(2) 避難所の見直し・防災機能の強化

復興計画策定のために実施した「まちづくり座談会」において、避難所や避難経路について多くの意見・提案が寄せられた。

また、実際に避難所運営を行っていく中で課題も多く見えてきたことから、今回の教訓を踏まえ、様々な災害や開設期間の長期化等にも対応できるように避難所の見直しや機能強化を行っていくものとする。

- ア 避難所運営マニュアルの見直し（危機管理課）
- イ 指定避難所・避難経路の見直し（危機管理課）
- ウ 指定避難所の機能維持・改善（危機管理課）
- エ 指定避難所における福祉避難室の確保（福祉課、高齢者支援課、危機管理課）
- オ 福祉避難所の見直しと機能強化（福祉課、高齢者支援課、健康づくり課）
- カ 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供、個別計画策定
（福祉課、高齢者支援課、健康づくり課）
- キ 応急給水体制の強化（上下水道課）
- ク 備蓄計画の見直し（危機管理課）

第1部 共通編

第1章 総則

第3節 計画の性格及び基本方針

(3) 自主防災組織へのサポート

これまでも各地域において自主防災組織が結成されていたが、熊本地震の災害対応を通じて、地域で地域を守る自主防災組織の必要性が再認識され、まちづくり座談会でも多くの意見が出された。市は、より実効性のある防災活動が行えるよう自主防災組織の結成・活動に対して支援を行っていくものとする。

- ア 防災訓練の支援（危機管理課）
- イ 自主防災組織の結成支援（危機管理課）
- ウ 自主防災組織の協議会の**設立支援**（危機管理課）

(4) 予防防災活動の推進

災害はいつ発生するか分からず、日頃からの備えが重要となる。

そこで、宇土市総合防災マップ（**令和4年3月改訂**）を活用し、子ども達をはじめとした市民への防災教育等を通じて、積極的に予防防災活動の推進を行うものとする。

また、市は、様々な情報媒体を活用し、これまで以上に、市民への啓発を行っていくものとする。

- ア 宇土市総合防災マップ（**令和4年3月改訂**）の活用（危機管理課）
- イ 子どもたちの防災意識向上（危機管理課、学校教育課、子育て支援課）
- ウ 公民館における防災教育の実施（中央公民館）
- エ 市民への啓発（危機管理課、まちづくり推進課）

(5) 地域のまちづくり活動支援

熊本地震によって、各地区の自治公民館等の地域活動の拠点が被害を受け、地域活動の場に支障をきたすこととなった。地域コミュニティの再構築に向けて、自治公民館や住民活動に必要な施設等について復旧の支援を行うものとする。

また、地区公民館活動や地域包括ケアの体制づくりにより、各地域におけるまちづくり活動の支援も行っていくものとする。

- ア 自治公民館及び地域学習センター等の復旧支援（生涯活動推進課）
- イ 住民活動拠点への支援（まちづくり推進課）
- ウ 地区公民館活動の推進（中央公民館）
- エ 地域包括ケアの体制づくり（高齢者支援課）
- オ 地域消防力の機能回復の促進（危機管理課）

(6) 震災の記憶・教訓の継承

今回の震災の記憶を風化させないため、また、震災対応や復旧・復興の過程で得られた多くの教訓を今後役に立てるため、震災に関する記録・情報を適切に保存し、将来に継承していくものとする。

宇土市独自の取組みについて検討を行うことはもちろん、熊本県が進める「デジタルアーカイブ事業及び震災ミュージアム」と連携して取り組むことで、効果的な情報の収集・

管理を進めていくものとする。収集した情報については、宇土市における災害対応力の強化に活用するほか、他自治体においても参考としてもらえるように、「平成28年熊本地震、豪雨災害震災記録誌“超えていく”」を令和2年3月に作成し、全戸配布した。今後は、市外へ向けて広く情報を発信していくものとする。

また、これからを担う若い世代に対しては、学校や幼稚園、保育所等と連携しながら、熊本地震の教訓について語り継ぐとともに、防災教育を推進するものとする。

このことにより、災害時に自分を守り、状況に応じ周囲の人と支え合うことができる人材の育成につなげていくものとする。

ア 平成28年熊本地震、豪雨災害震災記録誌“超えていく”の活用（福祉課）

2 災害に強いまちづくり

災害時の被害を最小化するとともに、災害応急活動を円滑に行うため、公共施設やインフラの耐震化及び機能強化等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、情報収集体制の整備や発信力の強化などを進めるものとする。

(1) 復興のシンボルとなる庁舎再建【済】

熊本地震により市役所本庁舎が大きく損壊し、使用不能の状態となったことから、市民サービスの提供ができない、防災拠点としての役割が果たせないなど、行政機能の大部分が一時的にマヒするという事態に陥った。そして、損壊の状況が衝撃的だったことから、テレビの全国ニュースや新聞の全国紙等で大きく取り上げられた。

そのため新庁舎においては、安心安全の拠点となる庁舎を目指し、防災機能の強化や分散した行政組織を一カ所に集約するといった利便性向上も盛り込みながら、早急な再建を進めるべく令和3年4月に新庁舎の建設工事に着手し、令和5年5月8日に供用を開始した。

(2) 公共施設の早期復旧・機能強化【済】

熊本地震により、市内の多くの公共施設が被害を受け、利用の制限を余儀なくされたことから、施設の早期復旧に取り組んできた。復旧に当たっては、耐震性の強化など安全性はもとより、利用者の利便性向上も考慮し、機能の強化を図った。

■ 復旧完了した施設

中央公民館	網津地区多目的研修会施設
市営住宅	図書館
就業改善センター	走潟地区体育館
宇土市スポーツセンター	宇土市役所庁舎

(3) インフラの早期復旧・機能強化

市民生活や事業所の事業活動に直結するインフラは、早急な復旧に向け、発災直後から被災箇所の応急修理等を行い、地震による影響が最小限になるよう努めてきた。

第1部 共通編

第1章 総則

第3節 計画の性格及び基本方針

今後も、二次被害の危険性や施設の重要性等を考慮しながら、早期復旧に取り組むものとする。併せて、これからの水害による被害を抑えるため、河川改修等による水害対策についても取り組んでいくものとする。

また、災害に強い基幹系システム構築に向けたクラウド化や、被災者支援のための「被災者支援システム」の本格活用といった、情報インフラの機能強化を行うものとする。

- ア 上下水道施設の早期復旧・機能強化（上下水道課）
- イ 公共土木施設の早期復旧（土木課）
- ウ 急傾斜地及びがけ地の早期復旧（土木課）
- エ 情報インフラの機能強化（まちづくり推進課他）
- オ クラウドに対応した被災者支援システムの導入（まちづくり推進課）

3 被災者の生活支援に向けたトータルケア

熊本地震からの復旧に向けて、被災前の生活を取り戻すことを第一に迅速に取り組んできた。

被災者の生活拠点である住宅の支援については、被災建物の解体・撤去支援が既に完了し、今後は、災害公営住宅の提供や、住宅取得及び転居費用の支援など被災者のニーズに応じた支援を行っていくものとする。

また、地域包括ケアの体制づくりや通学路の安全確保といった安心・安全な生活環境の確保を行い、被災者をはじめ市民が心穏やかな日常を取り戻すことを目指してきた。

今後も、被災者の健康・心のケアを行いながら、被災者の様々な課題解決のため、既存の行政サービスを活用し、くらし・生活の再建を全面的にバックアップしていくものとする。

(1) 被災者の「すまい」確保支援

市では、被災した建物等の応急危険度判定を実施し、余震等による二次災害の防止を進めた。また、発災直後の平成28年4月26日には「住宅対策班（現在、『福祉課復興支援係』に名称変更）」を立ち上げ、住宅が被害を受けた被災者に対し、応急修理による住宅維持の支援や、応急仮設住宅の提供等による一時的な住居の提供を行ってきた。

今後も引き続き支援（一部終了しているものもある。）を行うと共に、住宅の耐震化推進といった将来への備えも進めていくものとする。

- ア 住宅の耐震化促進（都市整備課）
- イ 宅地等の復旧（都市整備課、土木課）
- ウ 災害公営住宅の整備（都市整備課）

(2) 被災者の生活再建へのサポート

市では、被災者が被災者支援制度の活用漏れがないよう、支援制度をまとめた「熊本地震被災者支援制度について」を作成し、窓口での配布や市ホームページでの公開等を行うことにより情報提供を行った。

また、住宅対策班において、被災者生活再建支援金の申請受付や、被災者の生活再建への相談に幅広く対応し、被災者の生活再建へのサポートを行ってきた。

今後も、既存の行政サービス等を活用しながら、サポートを行っていくものとする。

- ア 被災者生活再建支援金等による生活再建支援（福祉課）
- イ 減免等による経済的負担の軽減
- ウ 経済的就学困難世帯への就学援助（学校教育課）
- エ 熊本地震に起因する離職者への支援（商工観光課）

(3) 安全・安心な生活環境の確保

市では、安心・安全な生活環境を早急に取り戻すため、震災等によって発生した災害ごみの持ち込みの無料受入や、運搬用車両を持っていない被災者へ災害ごみ運搬用軽トラックの貸し出し支援を行った。また、危険な被災建物等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去については、市が被災者に代わって行い、全て完了した。

今後は、高齢者をはじめとした被災者の孤立を防ぐため、地域包括ケアの体制づくりやコミュニティの再生・強化を進めていくものとする。

- ア 地域包括ケアの体制づくり（高齢者支援課）
- イ 応急仮設住宅のコミュニティ再生・強化（福祉課）
- ウ 消費者トラブルの防止（商工観光課）
- エ 安心・安全な通学路の確保（学校教育課、土木課、環境交通課）

(4) 被災者の健康・心のケア

震災直後には、震災による負傷者のケアを行うため、宇土地区医師会をはじめ全国各地から派遣された災害派遣医療チームと連携し避難所・救護所等で医療救護活動等を行った。

また、国からの派遣保険等チームや他自治体からの派遣保健師、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）と連携し、被災者の健康状態の把握や、感染症、食中毒等の予防、食事指導等を実施した。今後も、既存の行政サービス等を活用しながら、各関係機関と連携して、被災者の健康保持につながる活動を行うものとする。

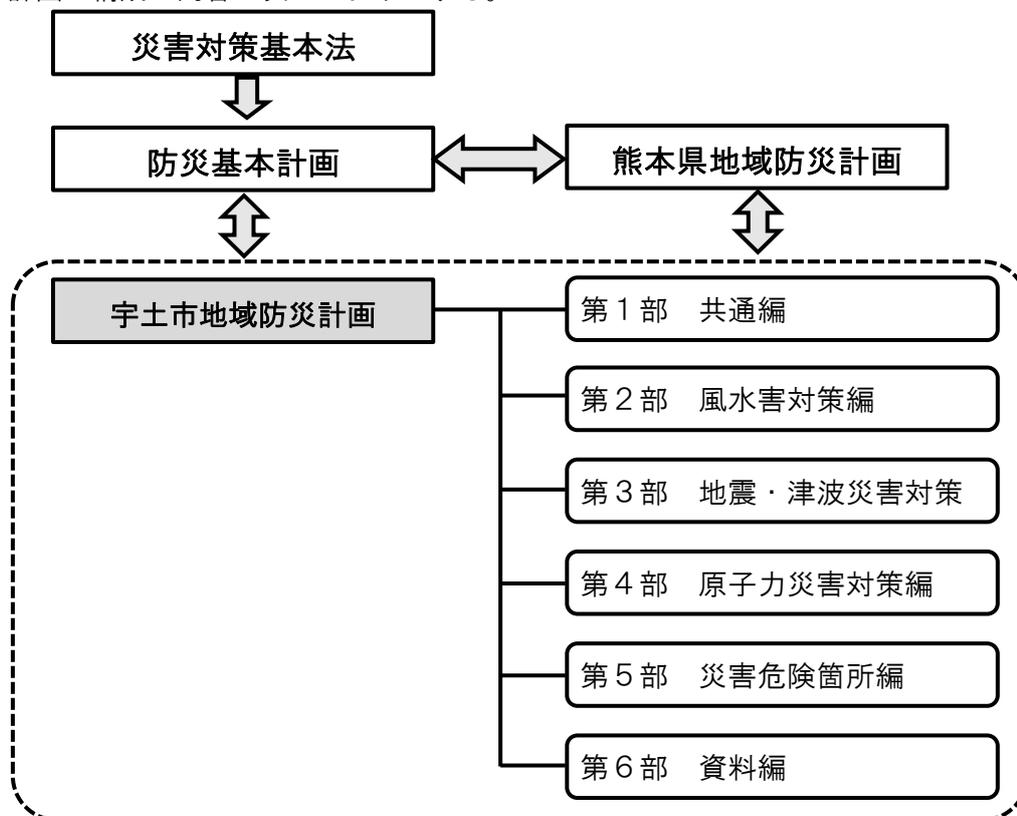
さらに、被災者は精神的な負担を抱えていることが多いことから、被災者の心のケアについても、早期発見、早期支援ができるような活動を行うものとする。

- ア 被災者に寄り添った健康支援（健康づくり課他）
- イ 市外避難者へのサポート（福祉課、健康づくり課）
- ウ 被災者の心のケア対策（健康づくり課他）
- エ 児童生徒の心のケア（学校教育課）

第4節 計画の構成と運用

(全部)

本計画の構成と内容は次のとおりとする。



第1 計画の構成

1 共通編

共通編は、「総則」、「防災組織計画」、「災害予防計画」で構成する。

(1) 総則

本計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・地域・事業者・行政の取り組み等について定める。

また、第3節に市民・地域・企業・行政が防災・減災を進める上での方針や確認しておくべき事項をとりまとめている。

(2) 防災組織計画

宇土市防災会議の組織や防災に関する組織及び応援要請について定める。

防災に関する組織では、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の市の組織体制、初動体制、配置計画についてとりまとめている。

(3) 災害予防計画

地震・津波を除く各種災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減するための予防計画を定める。

2 風水害対策編

風水害対策編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

(1) 災害応急対策計画

水害、土砂災害などの風水害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

(2) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

3 地震・津波災害対策編

地震・津波災害対策編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

(1) 災害応急対策計画

地震・津波災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

(2) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定めるものとする。

4 原子力災害対策編

原子力災害対策編は、九州内に存在する2原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出が起った場合、又はそのおそれがある場合等を想定し、「総則」、「防災活動体制」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成する。

5 災害危険箇所編

災害危険箇所編は、宇土市における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、地区別避難経路等についてとりまとめたものを定める。

6 資料編

資料編は、本計画に関連する条例や宇土市防災会議委員等についてとりまとめたものを定める。

第2 平常時の運用

1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画・立案段階での防災上の配慮

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努めるものとする。

- ア 当該地域の地形地盤条件の考慮
- イ 災害危険への影響
- ウ 施策・事業計画における防災上の効果等

(2) 施策・事業の総合調整

市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その耐震機能にも十分配慮し適切な維持管理に努めるものとする。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のために必要なマニュアルを整備するものとする。

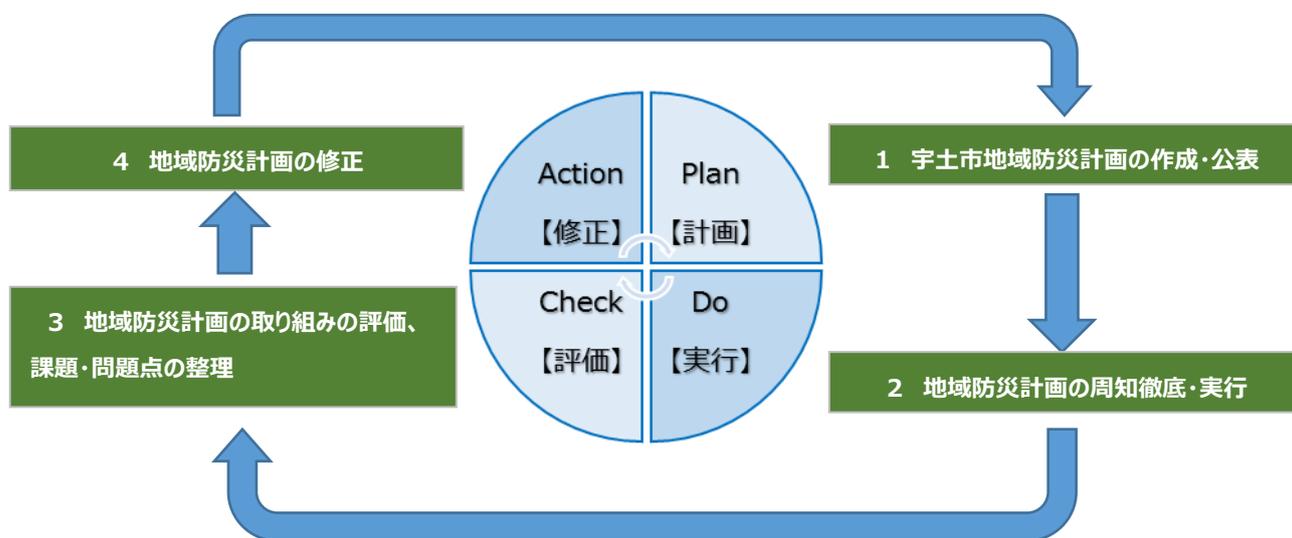
特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 災害時の運用

災害時には、本計画の災害応急対策計画、災害復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを宇土市防災会議において修正する。検討にあたっては、毎年の取り組みを評価(Check)し課題や問題点をまとめ、計画の修正(Action)を行うPDCAサイクルにより実施する。



第5 計画の効果的促進

本計画の効果的推進を図るため、防災に関する施策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するものとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を展開するものとする。

第5節 宇土市の概況

(全部)

第1 自然的条件

1 地勢

宇土市は、熊本県のほぼ中央部、広大な熊本平野の南部に位置しており、宇土半島の山々を南に連ね、西には有明海、北には緑川河口の肥沃な土地が広がる温暖で自然豊かな都市である。

また、環境省の名水百選に選ばれた「轟水源」や、同じく渚百選に選ばれた「御輿来海岸」は、本市のシンボルになっており、優れた自然と宇土城跡や網田焼窯跡に代表される歴史的な文化遺産が数多く点在している。

現在の市街地は、古くは宇土支藩3万石の城下町として発展し、その街並みも今に受け継がれ、情緒漂う都市景観を形成している。

このような自然や文化に対する市民意識は高く、後世に残したい地域の遺産として保全、活用を行うなど様々な市民主体の取り組みが行われている。また、本市は陸海の交通の要衝地にあるため、古くから政治・文化の中心として栄えてきた。

現在も、県内の主要道路や鉄道が集中しており、通勤や通学、買い物、余暇活動などの日常生活において交通の利便性が高い住みやすい都市である。

■市役所の位置

名称	所在地	東経	北緯
宇土市役所	熊本県宇土市浦田町 51 番地	130° 39′ 31″	32° 41′ 14″

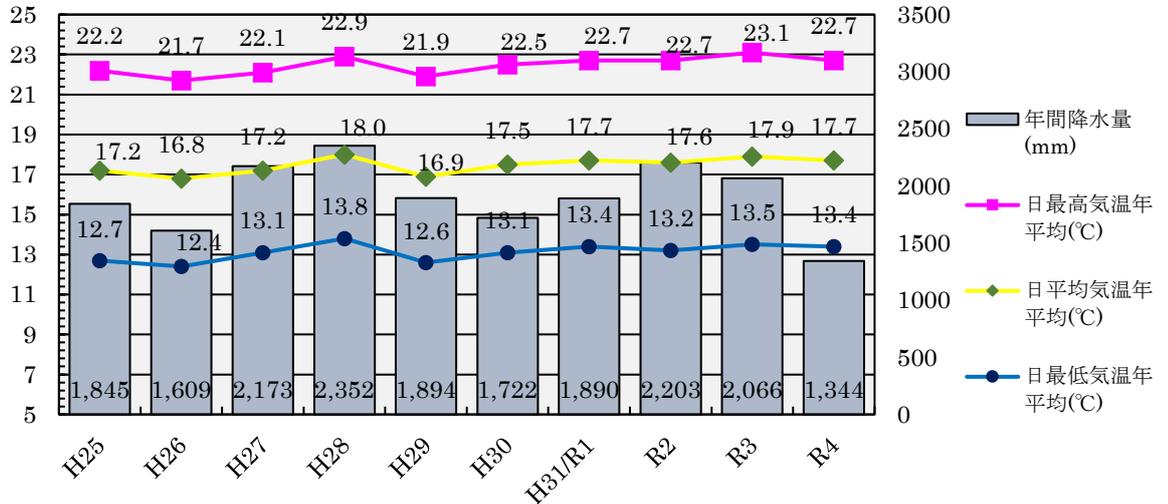
■広さ・面積

東西	南北	面積
20.4 km	7.9 km	74.30 km ²

2 気象

宇土市の気候は内陸型に分類され、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい気候となっている。年間の降水量は過去10年間の平均が 1,909.80mmである。

■宇土市の気温と降水量



気温【熊本地方気象台】

降水量【宇土観測所 ※ 観測開始年月日は H17. 12. 6】

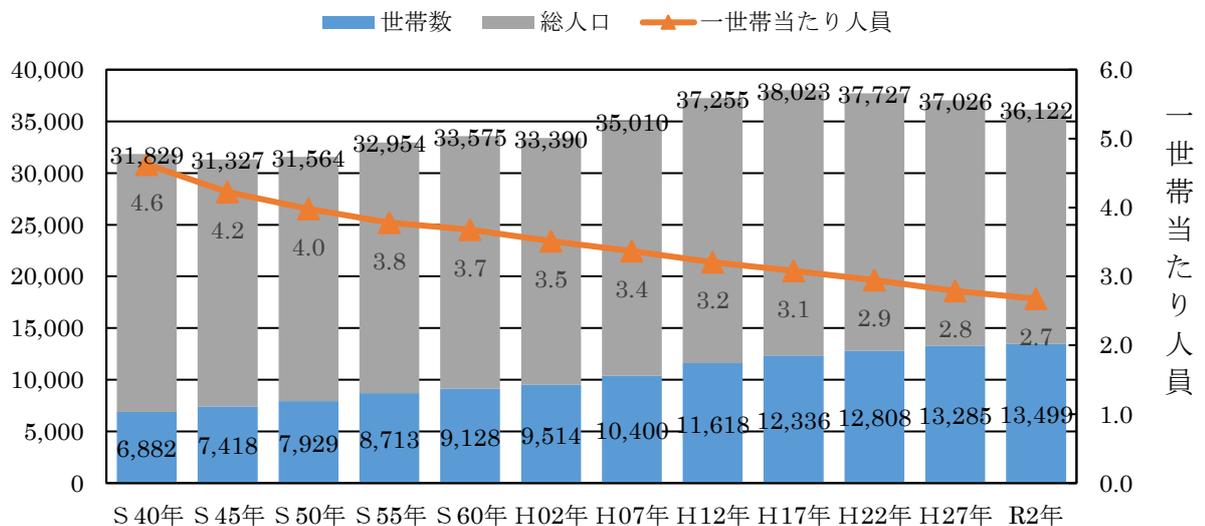
第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成17年（2005年）までは微増し38,023人でピークとなったが、これ以降は緩やかな減少に転じ、令和2年（2020年）には36,122人となっている。

一方、世帯数は増加傾向にあるが、一世帯当たりの人員は減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。

■宇土市の人口・世帯数の推移

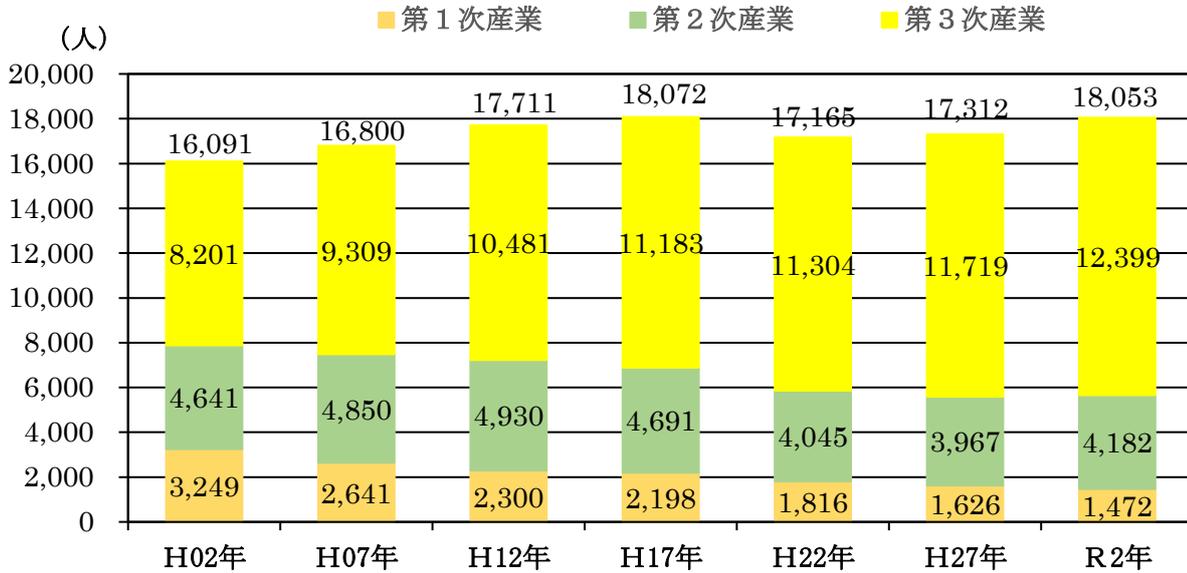


資料：国勢調査（S40年～R2年）

2 産業別就業者数

本市の就業者数の推移をみると、平成17年をピークに横ばいとなっている。
 産業別では第1次産業が減少傾向となっている。

■産業別就業者の推移

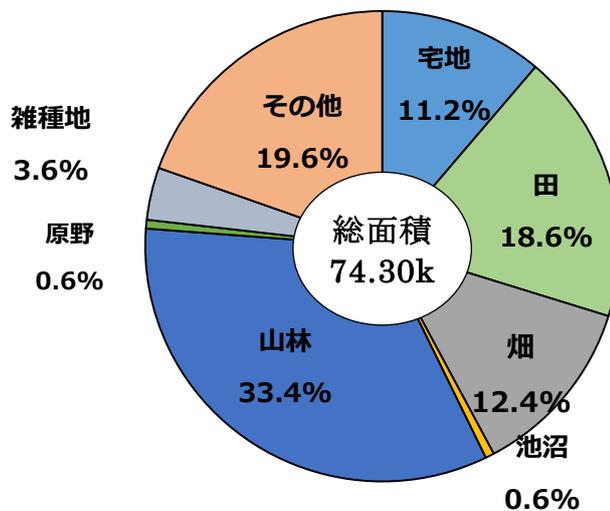


資料：国勢調査（H2年～R2年）

3 土地利用

本市の地目別土地面積は次のとおりである。
 山林・原野・田畑等の自然地が大半を占めている。

■地目別土地面積



資料：令和4年度版（令和3年度実績）年次報告書—環境白書—

第6節 宇土市の災害要因と被害状況

(全部)

第1 風水害の被害状況

過去の風水害は、下記に示すように6月から7月に発生する梅雨時期の集中豪雨によるものと、台風に伴うものである。近年、全国的にも激甚化する集中豪雨による水害が頻発しており、最も注意すべき災害の一つであるといえる。

■宇土市における過去の風水害履歴

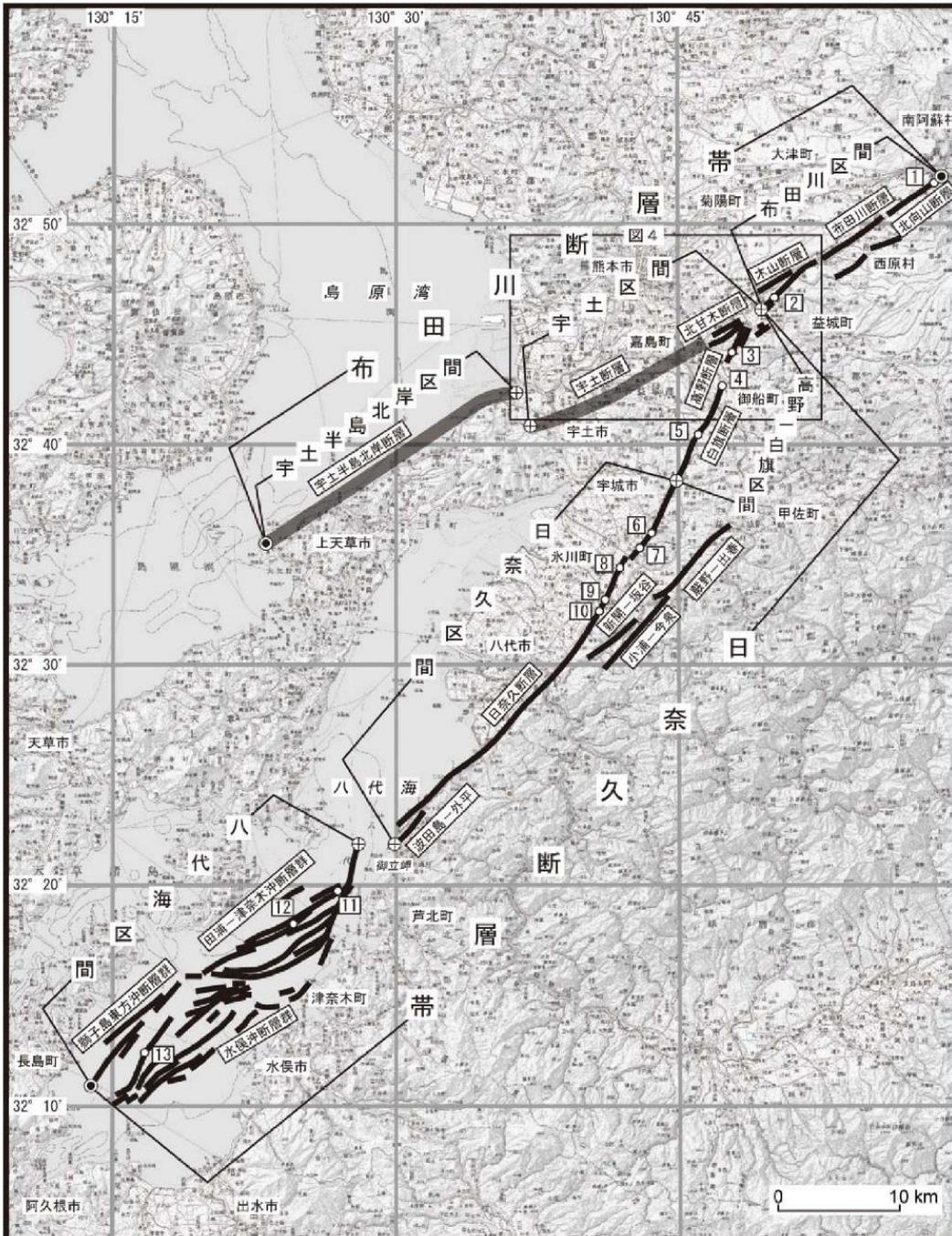
災害発生日			災害名称 種別	主な被害状況
西暦	年号	月日		
1991	H3	9月23日 (災害対策本部設置)	台風19号	死者1名 負傷者27名 住家全壊1世帯、半壊24世帯
1997	H9	7月6~13日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	住家半壊1世帯 床上浸水31戸、床下浸水297戸
1999	H11	9月24日 (災害対策本部設置)	台風18号	負傷者6名、住家全壊35世帯 半壊188世帯 床上浸水6戸、床下浸水23戸
2004	H16	8月30日 (災害対策本部設置)	台風16号	高潮警戒のため、走潟、緑川、網津地区の一部 に避難勧告発令
2004	H16	9月7日 (災害対策本部設置)	台風18号	負傷者8人、住家半壊4世帯、床下浸水2戸 道路被害7ヶ所
2004	H16	9月20日 (災害対策本部設置)	台風23号	負傷者17人、住家半壊12世帯 床下浸水2戸
2005	H17	9月6日 (災害対策本部設置)	台風14号	高潮等警戒のため、走潟地区と緑川地区の一部 に避難勧告発令
2006	H18	6月26~27日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	住家全壊1世帯、住家半壊1世帯 床上浸水8戸、床下浸水72戸
2006	H18	9月17日 (災害対策本部設置)	台風13号	非住家全壊1戸
2012	H24	6月24日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	土砂災害警戒のため笠岩地区に避難勧告発令 床上浸水 2戸、床下浸水 106戸
2012	H24	9月16日 (災害対策本部設置)	台風16号	高潮等警戒のため直築地区、笹原町切所、走 潟町西走下の一部に避難勧告発令 床上浸水 2戸、床下浸水 10戸
2015	H27	6月11日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	土砂災害及び河川溢水の恐れがあるため、市全 域に避難勧告発令 床上浸水 2戸、床下浸水 8戸
2016	H28	6月20日 (災害対策本部設置) (平成28年熊本地震関連)	梅雨前線	記録的短時間大雨情報発表。 最大時間雨量136ミリ(県管理)宇土観測所 を観測。 死者2名、全壊3戸、大規模半壊・半壊68戸 床上浸水101戸、床下浸水102戸

第2 地震の災害要因と被害状況

1 地震の災害要因

本市に影響を与える活断層は布田川断層帯が存在しており、市の直下に宇土区間と西部地区の海岸沿いに宇土半島北岸区間が走っている。

■布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置



出典：布田川断層帯・日奈久断層帯の評価地震調査研究推進本部地震調査委員会

第6節 宇土市の災害要因と被害状況

地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、これらの活断層帯における地震発生確率は次のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS※ランクと評価されており、特に注意が必要である。

■主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：令和5年(2023年)1月1日】

（陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30、50、100年以内の地震発生確率等）

<宇土市付近を抜粋>

断層帯名 (起震断層/活動区 間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	主な活断層 における 相対的評価 ランク	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
			30年以 内	50年以 内	100年 以内		
布田川断層帯 (宇土半島北岸区 間)	7.2程度以上	X※1	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯 (宇土区 間)	7.0程度	X※1	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯 (布田川区 間)	7.0程度	Z	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	8,100年～ 26,000年 程度	平成28年 (2016年) 熊本地震
日奈久断層帯 (八代海区 間)	7.3程度	S※ ランク	ほぼ0% ～16%	ほぼ0% ～30%	ほぼ0% ～50%	1,100年～ 6,400年 程度	約1,700年 前以後～ 約900年前 以前
日奈久断層帯 (日奈久区 間)	7.5程度	S※ ランク	ほぼ0% ～6%	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～20%	3,600年～ 11,000年 程度	約8,400年 前以後～ 約2,000年 前以前
日奈久断層帯 (高野－白旗区 間)	6.8程度	X※1	不明	不明	不明	不明	約1,600年 以後～ 約1,200年 前以前

出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和5年(2023年)1月13日での算定）

地震調査研究推進本部地震調査委員会

凡例	色	解説
Sランク (高い)	赤	30年以内の地震発生確率が 3%以上
Aランク (やや高い)	黄	30年以内の地震発生確率が 0.1～3%
Zランク (-)	黒	30年以内の地震発生確率が 0.1%未満
Xランク (-)	灰	地震発生確率が不明（すぐ に地震が起こることが否定 できない）

(注) 地震後経過率が0.7以上である活断層に
ついては、ランクに※を付記する。

※1 Xランクは、断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、
地震発生確率を求めることができないもの。

第1部 共通編

第1章 総則

第6節 宇土市の災害要因と被害状況

このような中で、熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度も発生し、大きな被害をもたらした。

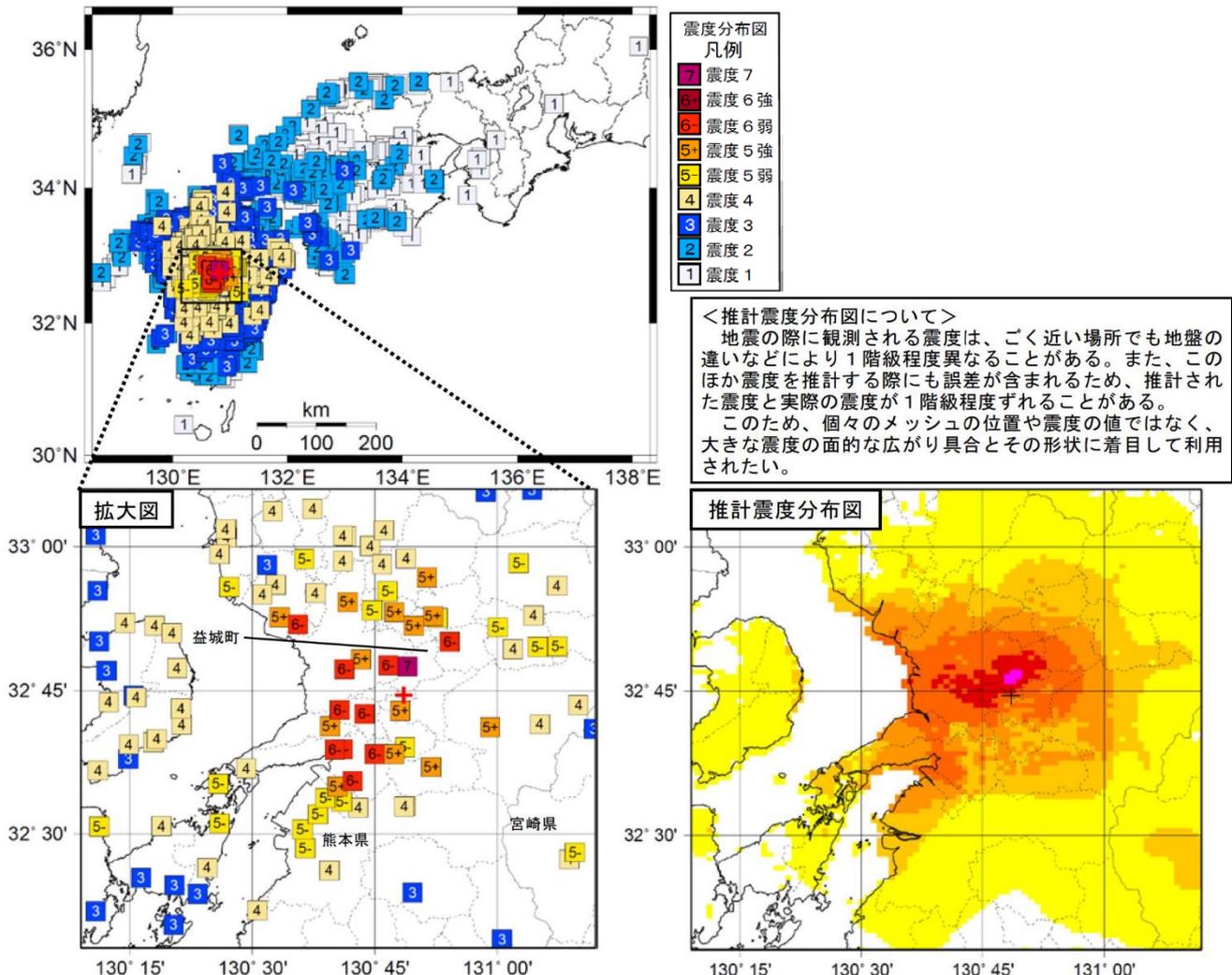
後に「前震」とされる平成28年(2016年)4月14日(木)午後9時26分に発生した地震は、熊本県熊本地方(北緯32°44.5′ 東経130°48.5′)の深さ11km地点を震源とし、地震の規模を示すマグニチュードは6.5、上益城郡益城町で震度7、熊本市東区、西区、南区で震度6弱、本市で震度5強を観測した。

また、「本震」とされる平成28年(2016年)4月16日(土)午前1時25分に発生した地震は熊本県熊本地方(北緯32°45.2′ 東経130°45.7′)の深さ12km地点を震源とし、マグニチュードは7.3、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7、本市をはじめ宇城市、熊本市、合志市、嘉島町、大津町、菊池市、南阿蘇村で震度6強を観測した。

さらに、この地震に伴い、午前1時27分に有明・八代海に津波注意報が発表されている。

4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する2つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。熊本地震では、4月14日から16日にかけて震度6弱以上の地震を7回観測し、平成29年(2017年)1月31日までに、震度1以上を観測した回数は4,241回であった。

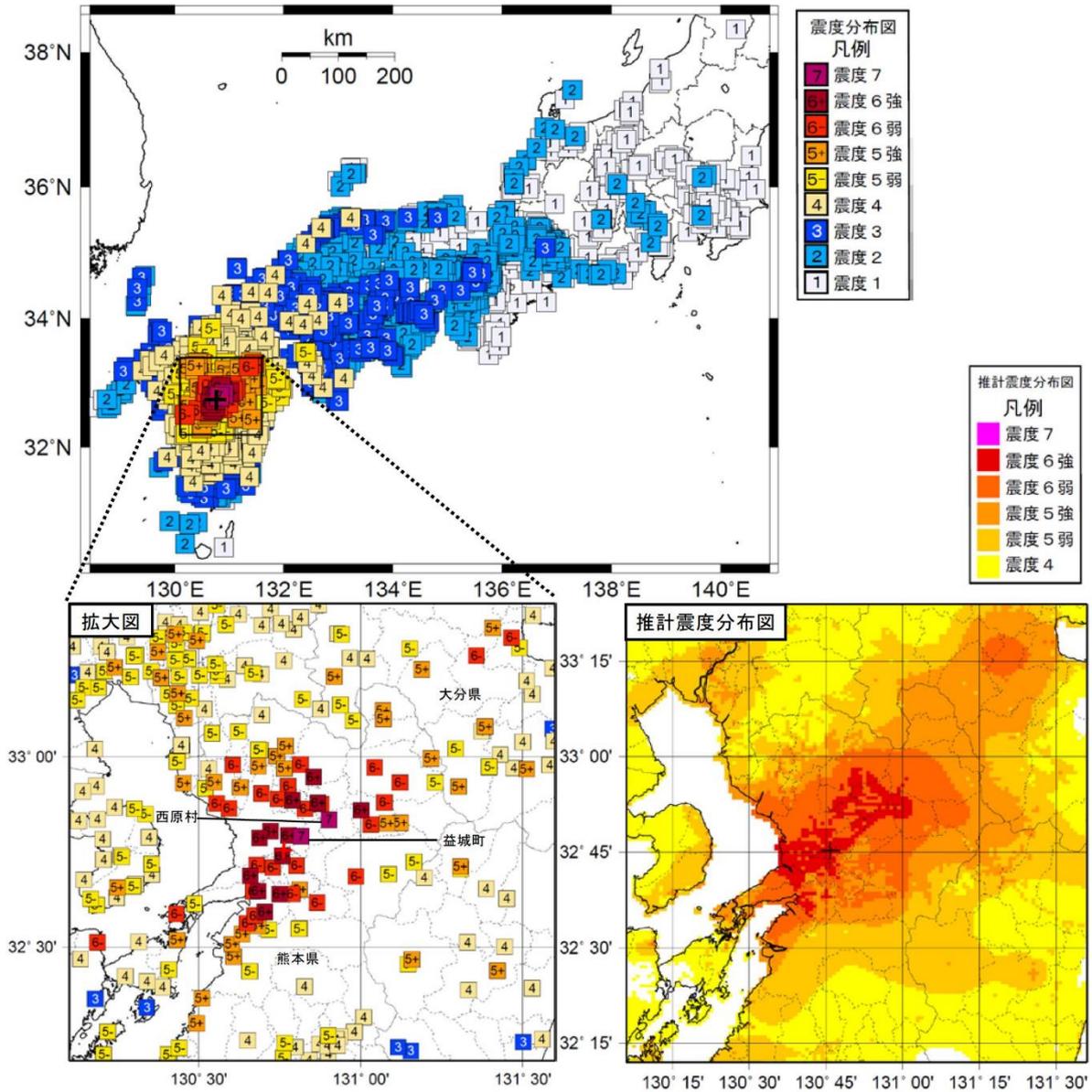
■4月14日21時26分 熊本県熊本地方の地震(M6.5、深さ11 km、最大震度7)の震度分布図



※ 本推計震度分布図は、地震発生当日に作成されたものである。

出典：平成28年(2016年)熊本地震の評価 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

■4月16日1時25分 熊本県熊本地方の地震（M7.3、深さ12km、最大震度7）の震度分布図



出典：平成28年(2016年)熊本地震の評価 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

2 地震の被害状況

平成28年（2016年）熊本地震

（前震）平成28年4月14日 21時26分 宇土市 震度5強

（本震）平成28年4月16日 1時25分 宇土市 震度6強

熊本地震において、日奈久断層帯（高野—白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生した。

最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した（前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測）。

その被害は甚大なものであり、宇土市においては、死者10人（全て地震関連死）、重傷者24人、住家被害は全壊116棟、大規模半壊・半壊1,747棟、一部損壊4,390棟にのぼった。

第1部 共通編

第1章 総則

第6節 宇土市の災害要因と被害状況

また、市役所庁舎をはじめとした公共施設の損壊や上水道断水、道路・橋脚の破損による通行止めなど、市民の生活を支えるインフラに甚大な被害が生じた。

なお、活発な余震活動により、市が開設した避難所には、最大で6,455人（平成28年4月16日（土）午後8時時点）が避難した。さらに、指定避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。

■平成28年熊本地震における宇土市の被害状況（令和4年（2022年）11月11日現在）

被害項目		被害状況
人的被害	死者	10人
	重傷者	24人
住家被害	全壊	116棟
	大規模半壊・半壊	1,747棟
	一部損壊	4,390棟

■熊本県内に被害をもたらした主な地震（県内の最大震度4以上）

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード（M）	主な被害
744.06.06 （太平16）	天草郡、八代郡、 芦北郡	7.0	田地290町、民家流出470軒、 死者1,520名
1619.05.01 （元和5）	肥後・八代	6.0	麦島城はじめ公私の家屋に被害
1625.07.21 （寛永2）	熊本	5～6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、 城中の石垣に被害、死者約50
1723.12.19 （享保8）	肥後・豊後・筑後	6.5	肥後で死者2、家屋倒壊980
1769.08.29 （明和6）	日向・豊後・肥後	7.3～7.4	延岡城・大分城で被害大、 熊本領内でも被害大
1792.05.21 （寛政4）	雲仙岳	6.4	眉山が崩れ、津波が生じた。 津波による被害；死者約15,000、 家屋全壊12,000
1828.05.26 （文政11）	長崎	6	天草で激しい被害
1889.07.28 （明治22）	熊本	6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大 死者20、負傷者52、住家全壊228、 半潰138、地裂880、堤防崩壊45、 橋梁壊落22・破損37、道路損壊133
1894.08.8 （明治27）	熊本北部	6.3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損15、 石垣の崩壊多数、 長陽村で家屋破損1、石垣崩壊9
1895.08.27 （明治28）	熊本北東部	6.3	阿蘇郡山西村で土蔵破損400、 堤防亀裂8、石垣崩壊22、 永水村で家屋破損5
1907.03.10 （明治40）	熊本	5.4	煉瓦煙突破壊1、家・倉庫壁の亀裂3
1909.11.10 （明治42）	宮崎・熊本県境	7.6	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷3
1931.12.21 （昭和6）	八代海	5.5	八代町沿岸で被害多少
1931.12.22 （昭和6）	八代海	5.6	八代町沿岸で被害多少

第6節 宇土市の災害要因と被害状況

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード (M)	主な被害
1931. 12. 26 (昭和 6)	八代海	5. 9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50~60、 堤防亀裂、石垣崩壊、 大矢野島の護岸・堤防決壊
1937. 01. 27 (昭和 12)	熊本中部	5. 1	上益城郡秋津村で石橋崩落
1941. 11. 19 (昭和 16)	日向灘 (日向灘地震)	7. 2	死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32
1968. 02. 21 (昭和 43)	宮崎県南西部 (えびの地震)	5. 7	死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、 半壊 3, 176、非住家被害 1, 494、 道路被害 73、橋梁損壊 9、堤防亀裂 4、 山(崖)崩れ 44、鉄道被害 6、 通信施設被害 100
1968. 02. 21 (昭和 43)		6. 1	
1968. 02. 22 (昭和 43)		5. 6	
1968. 03. 25 (昭和 43)	宮崎県南西部	5. 4	死者 3、住家全壊 18、半壊 147、 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、 山(崖)崩れ 11、通信施設被害 97
1975. 01. 23 (昭和 50)	阿蘇山北東	6. 1	一の宮町三野地区に被害集中 負傷者 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15
1984. 08. 07 (昭和 59)	日向灘	7. 1	負傷者 9、建物一部損壊 319
1987. 03. 18 (昭和 62)	日向灘	6. 6	死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害
1997. 03. 26 (平成 9)	薩摩地方	6. 6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、 窓ガラス割れ、落石等
1997. 05. 13 (平成 9)	薩摩地方	6. 4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等
1999. 03. 09 (平成 11)	阿蘇地方	4. 8	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等
2000. 06. 08 (平成 12)	熊本地方	5. 0	宇土市の震度：5 強 益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、 砥用町で落石
2001. 01. 10 (平成 13)	阿蘇地方	4. 1	高森町で落石、水道管破裂、 屋根瓦の落下、窓ガラス破損等
2005. 06. 03 (平成 17)	天草芦北地方	4. 8	負傷者 2 名(うち重傷者 1 名)
2011. 10. 05 (平成 23)	熊本地方	4. 5	住家の一部破壊
2016. 04. 14 (平成 28)	熊本地方 (熊本地震)	6. 5	宇土市の震度：4/14；5 弱、4/16；6 強 死者 202 名、重軽傷者 2, 653 名、 住家全壊 8, 401 棟、半壊 32、882 棟 被害額 3. 8 兆円(平成 29 年 2 月 14 日時 点)
2016. 04. 16 (平成 28)		7. 3	
2019. 1. 3 (平成 31)	熊本地方 (和水町)	5. 1	宇土市の震度：3 負傷者 4 名(うち重傷者 1 名) 住家の一部損壊 24 棟

第7節 被害の想定

（総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所）

本市の人命や家屋等の財産、公共施設、ライフライン等に大きな影響を与える主要な災害は、集中豪雨や台風等による河川はん濫や高潮及び土砂災害等の風水害と、地震・津波や火災等の予知できない災害とに大別できる。本節では、本計画の前提条件として、被害の想定を行うものである。

第1 洪水による浸水害の想定

国土交通省及び熊本県では、水防法第14条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域を指定している。本市は、水防法第15条の規定により、この洪水浸水想定区域を宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）に掲載し、洪水による浸水害の想定を行うものとする。

国土交通省及び熊本県による本市に係る浸水想定区域を次に示す。

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	指定年月日	浸水面積
緑川水系洪水浸水想定区域図	想定最大規模（L2）： 12時間総雨量 595mm	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所	平成29年 5月30日	2,090 ha
網津川水系網津川浸水想定区域図	網津川流域の 24時間雨量 371mm	熊本県宇城地域 振興局	平成19年 9月19日	120 ha
網田川水系網田川浸水想定区域図	網田川流域の時間雨量 83.8mm/h	熊本県宇城地域 振興局	平成20年 8月1日	50 ha

第2 土砂災害の想定

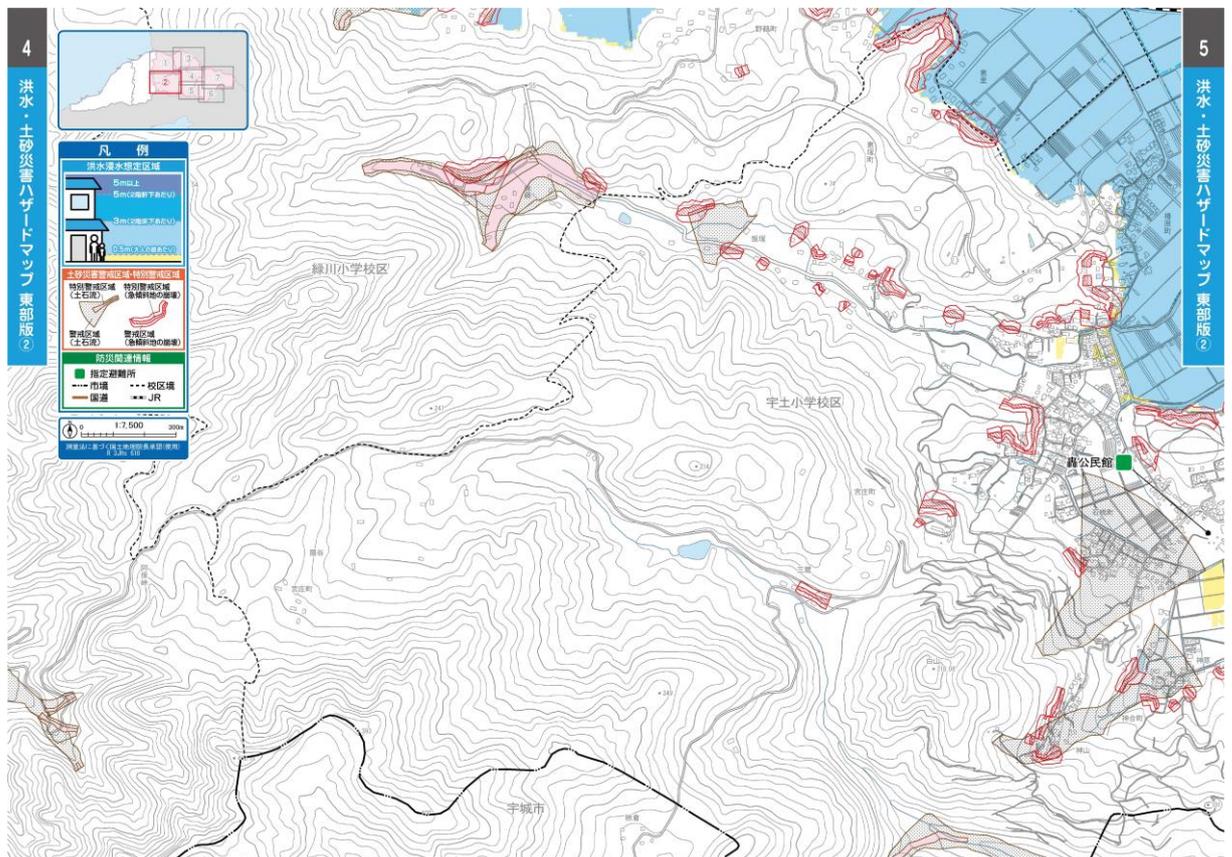
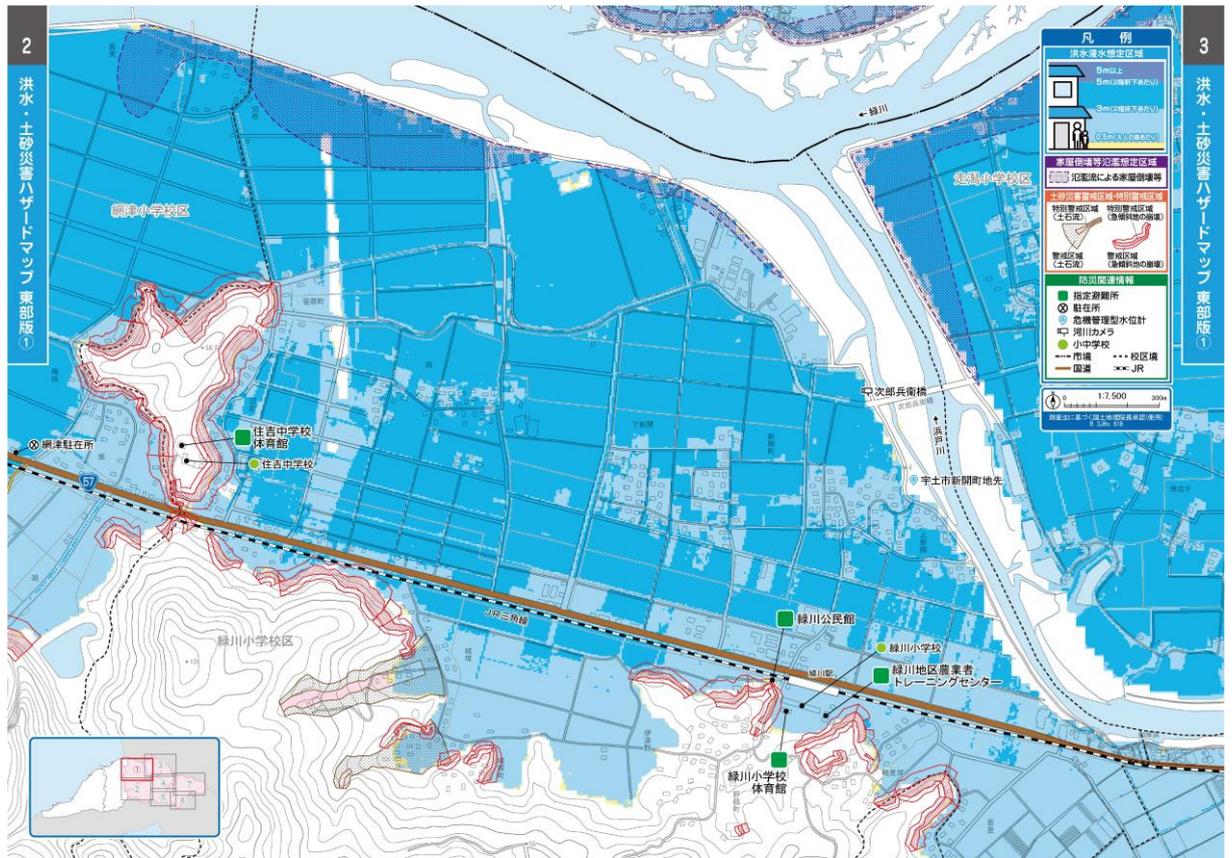
本市で想定される土砂災害は、熊本県が指定する土石流危険渓流及び土石流危険区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づき指定された地すべり防止区域が想定される。平成29年1月31日付までに「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）、いわゆる「土砂災害防止法」に基づき、熊本県により人的被害が想定される土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が行われ、宇土市における指定区域数は次のとおりである。

■宇土市の土砂災害警戒区域等の指定状況（単位：箇所）

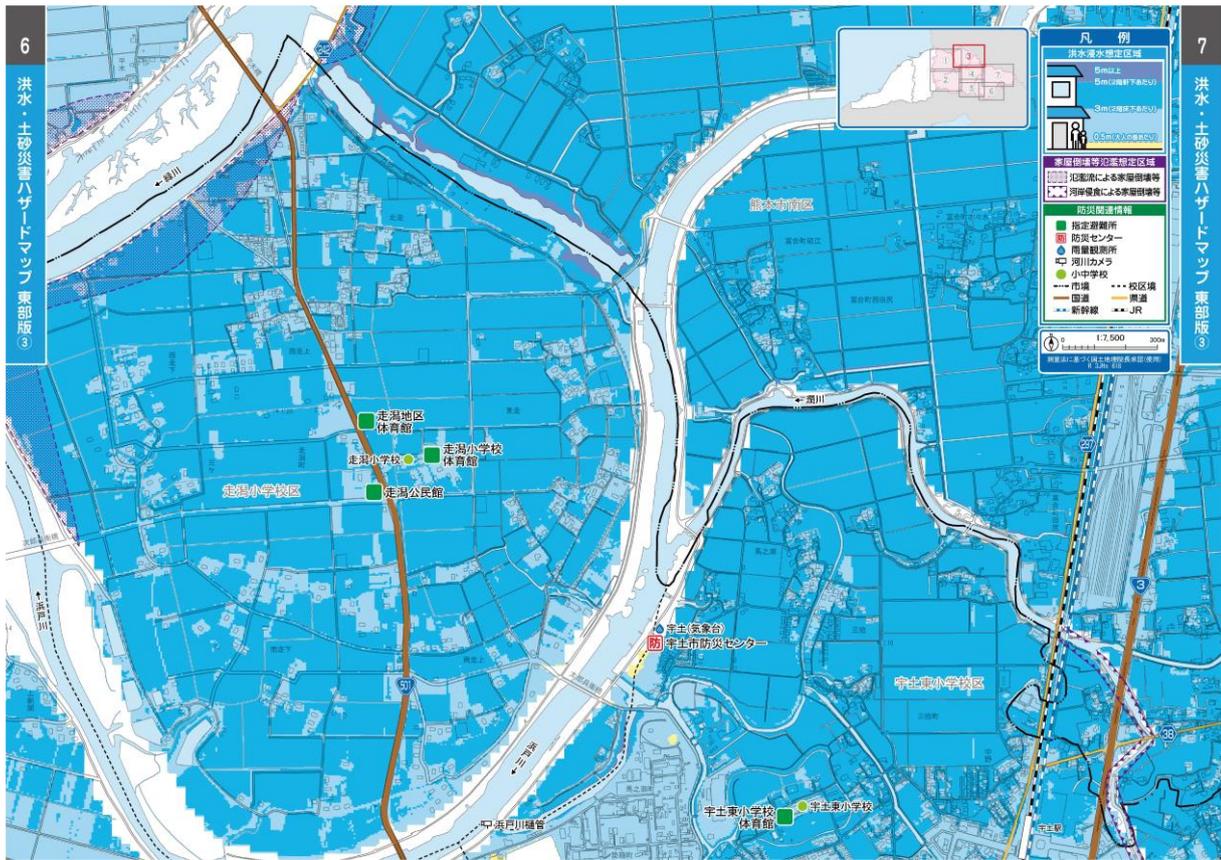
土砂災害警戒区域等	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	95	279	2	376
土砂災害特別警戒区域	70	279	0	349

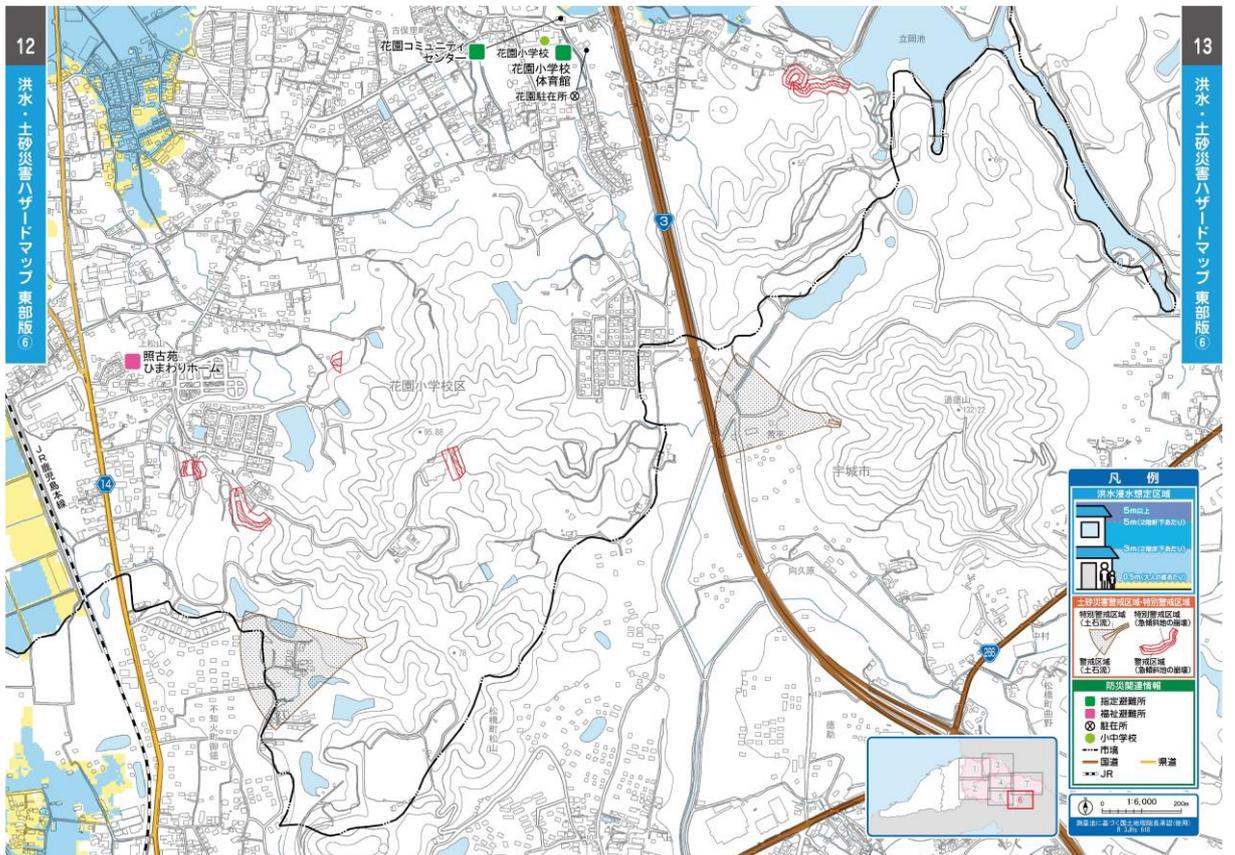
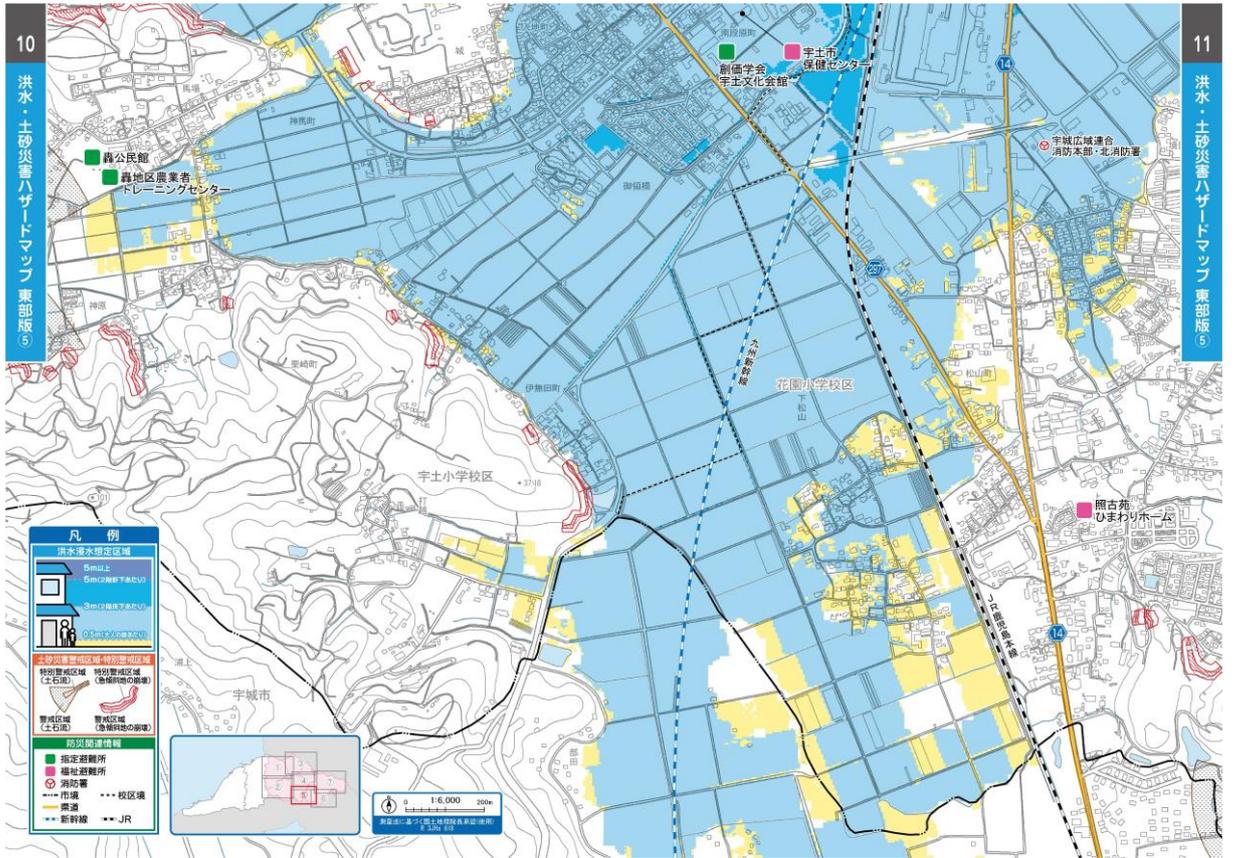
この土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）に掲載し、土砂災害の想定を行うものとする。

宇土市における河川はん濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等 (東部地区)

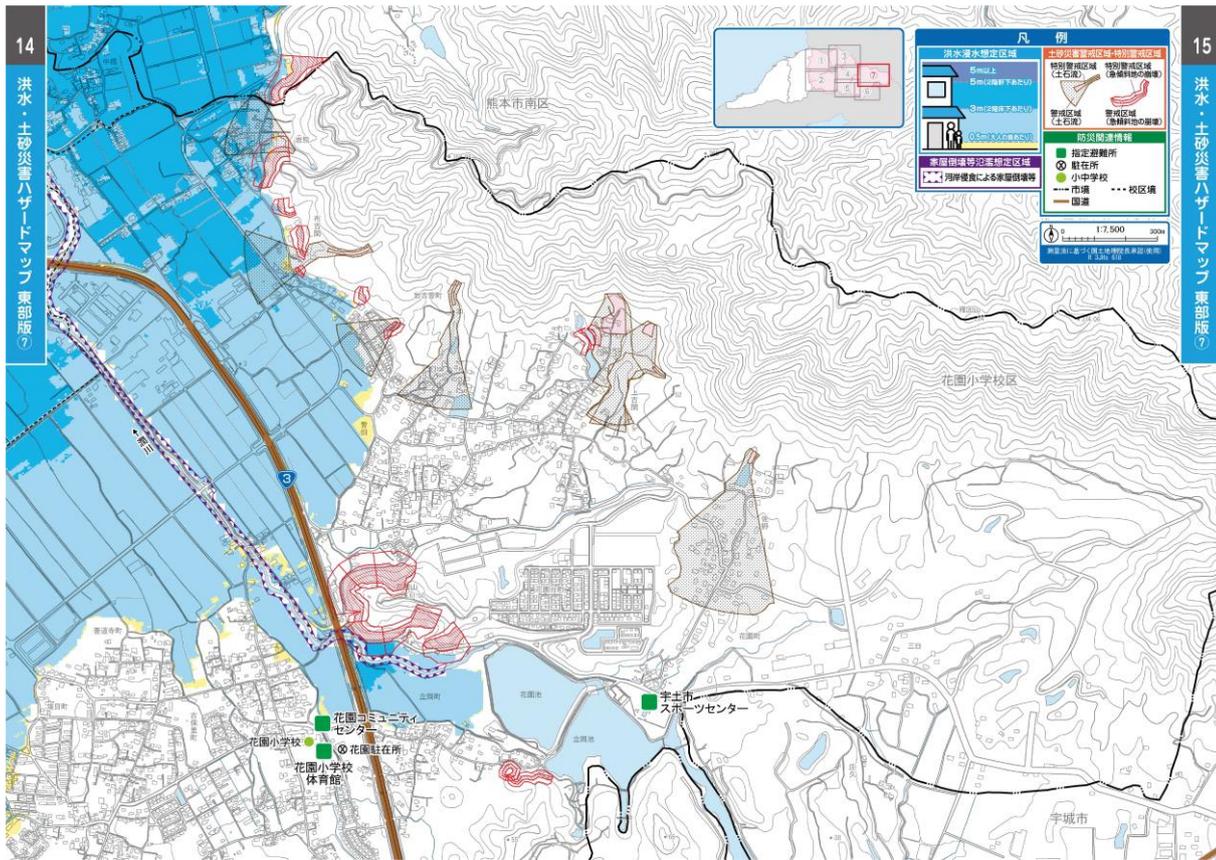


第1部 共通編
 第1章 総則
 第7節 被害の想定

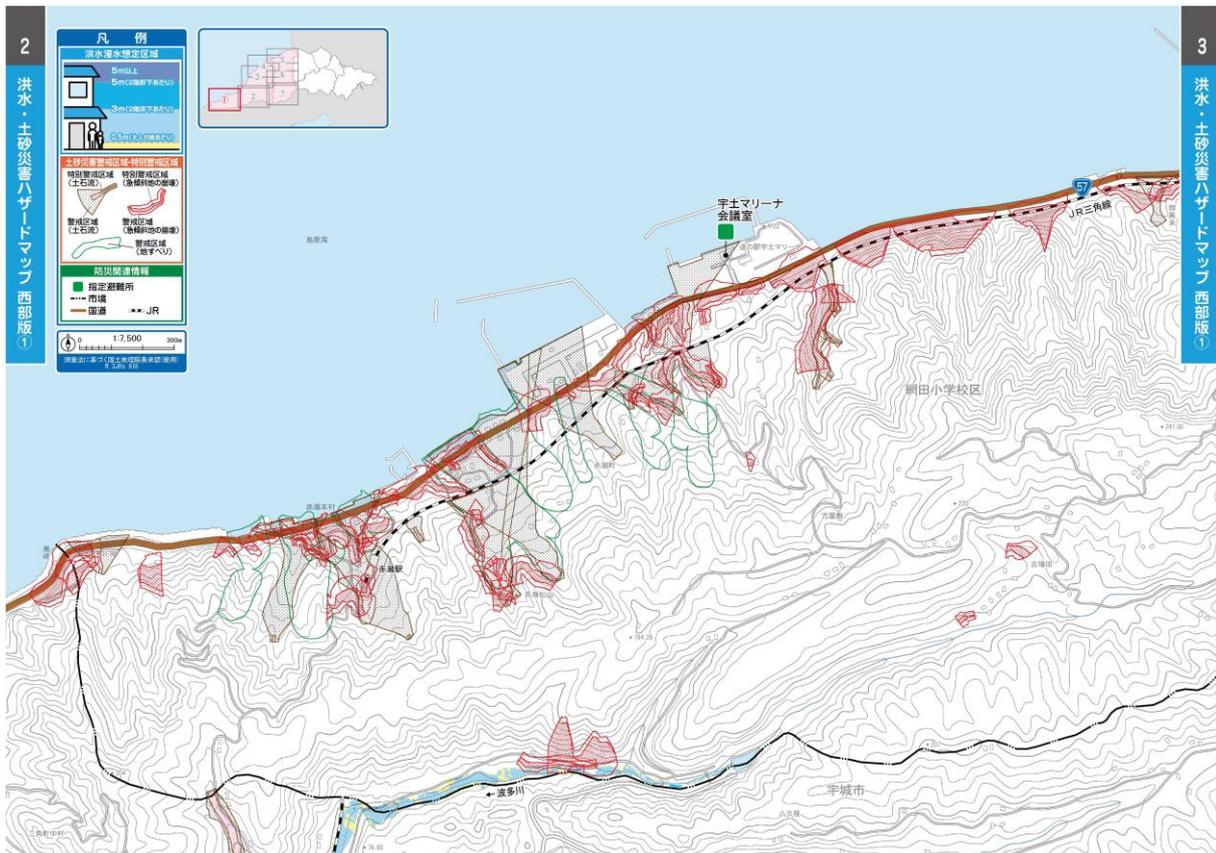


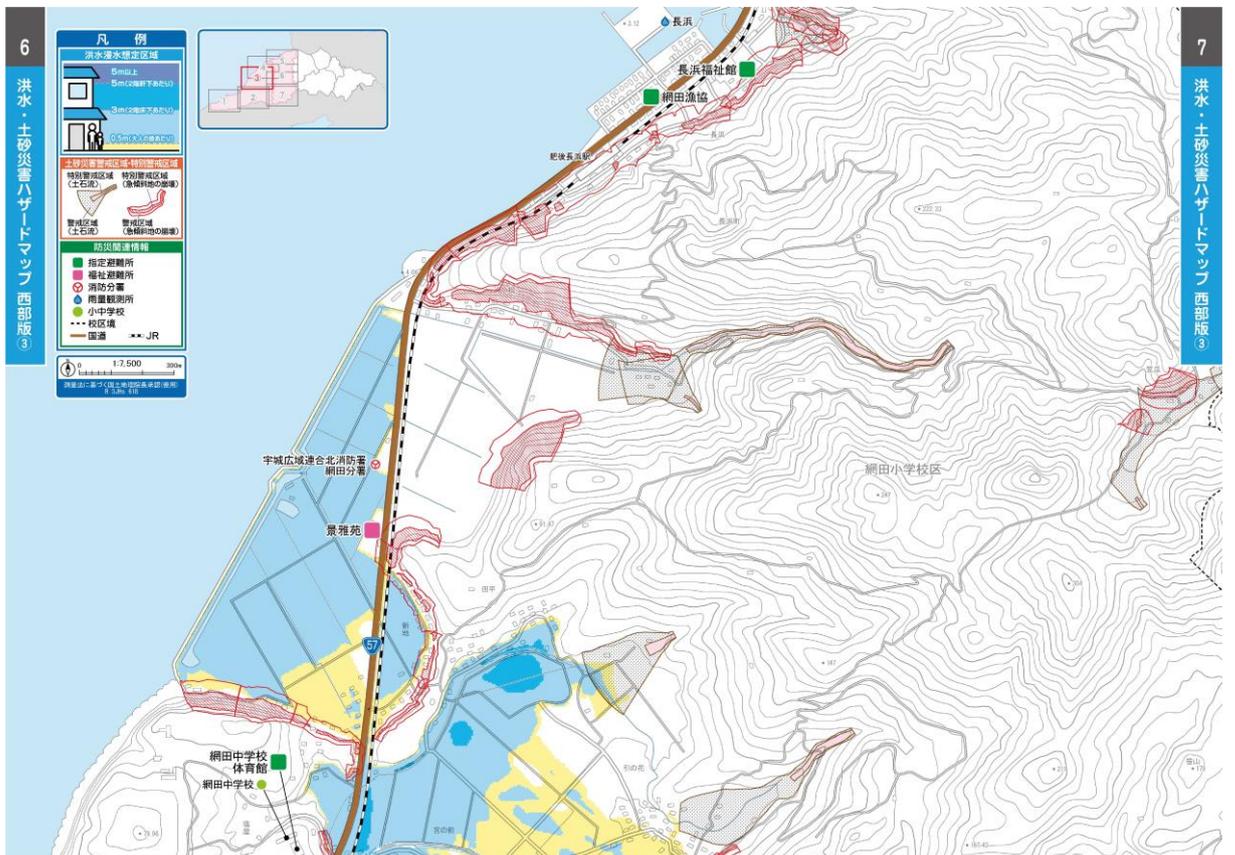
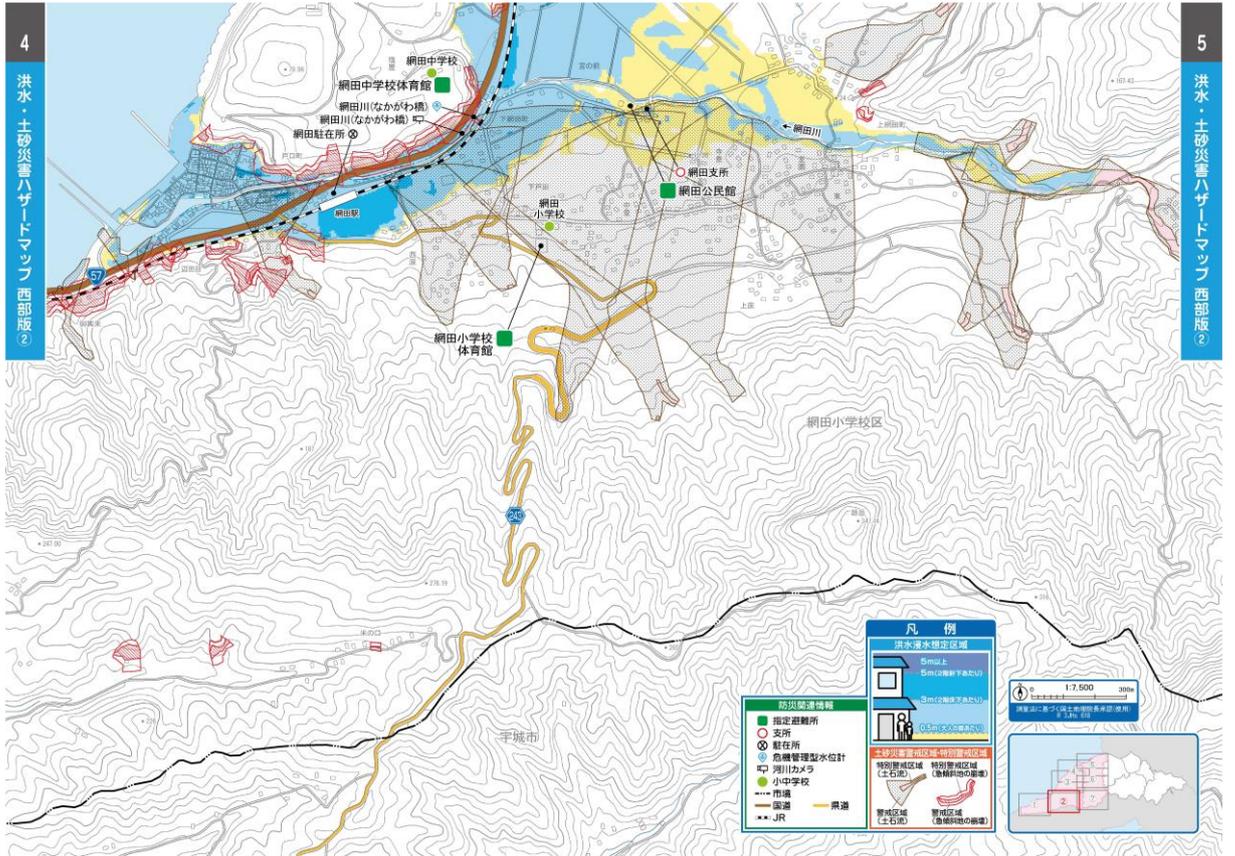


第1部 共通編
 第1章 総則
 第7節 被害の想定

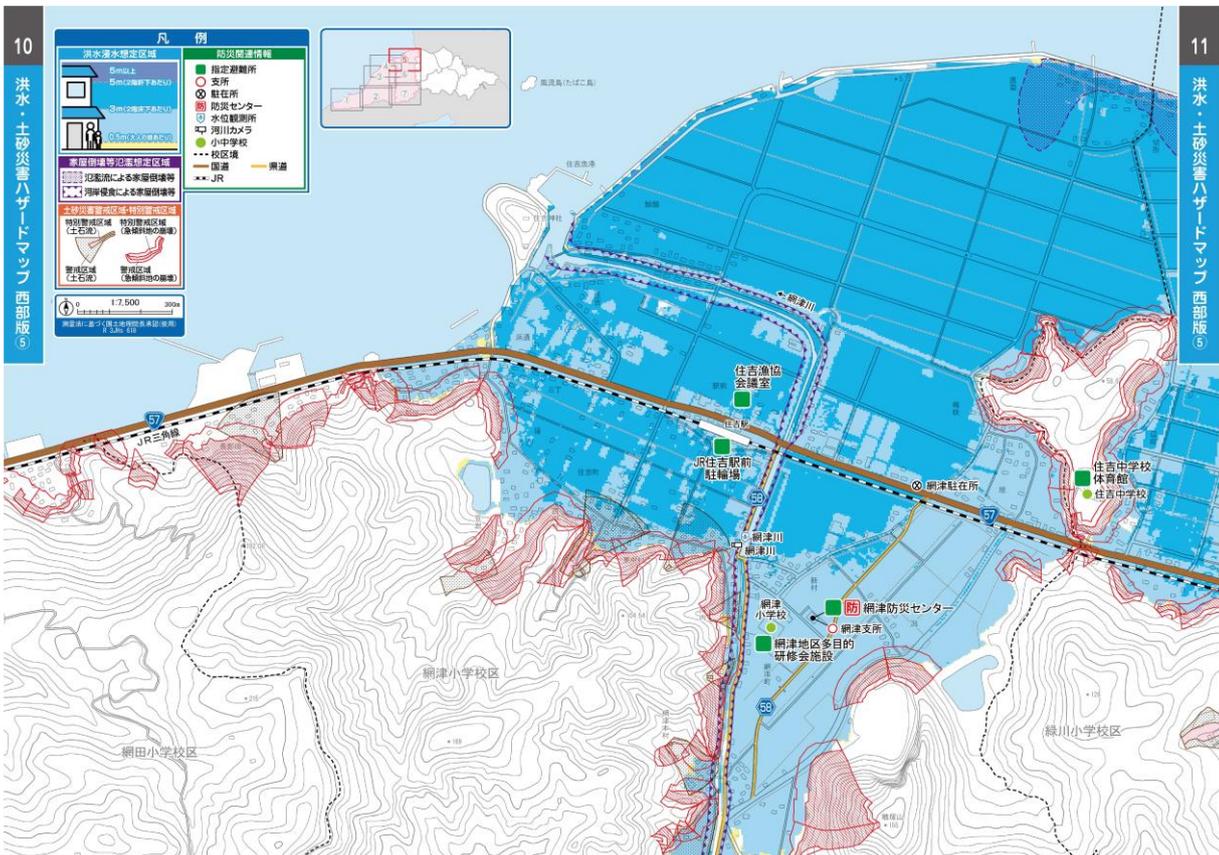
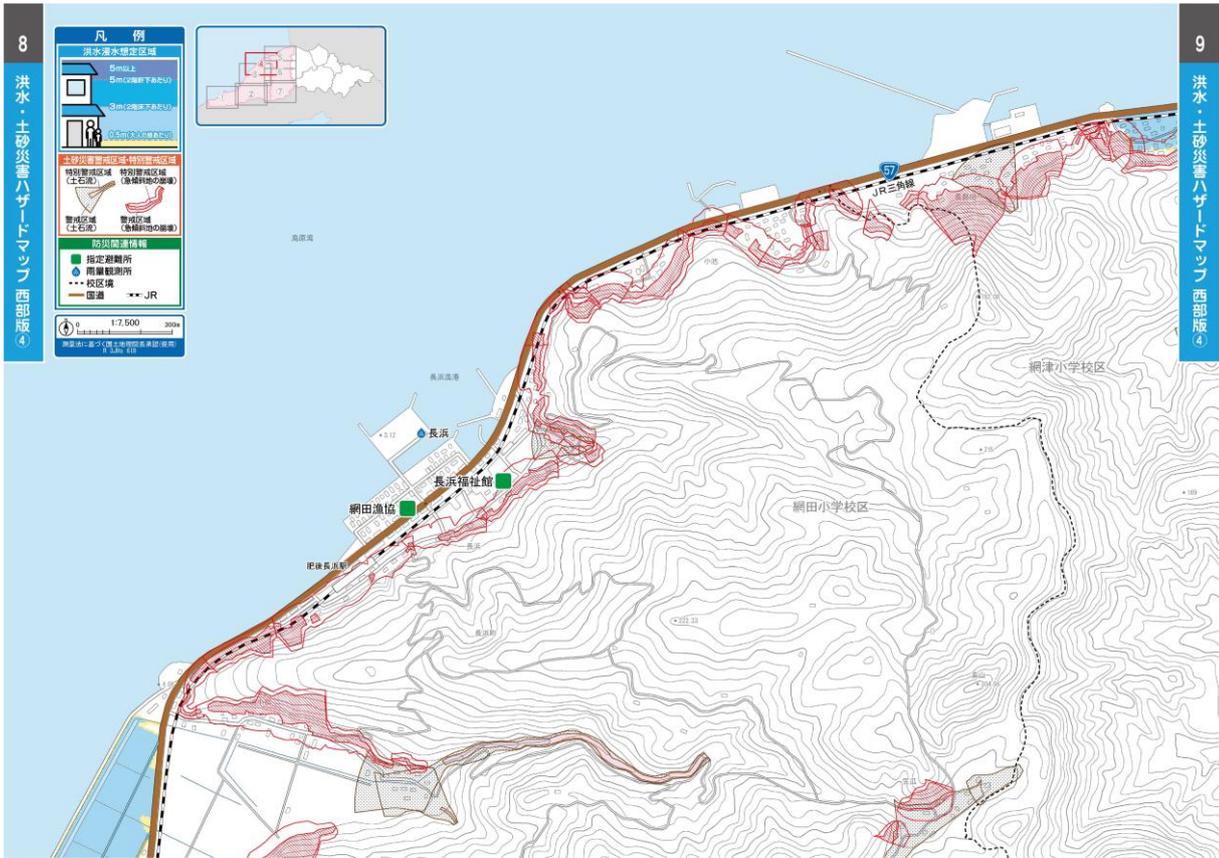


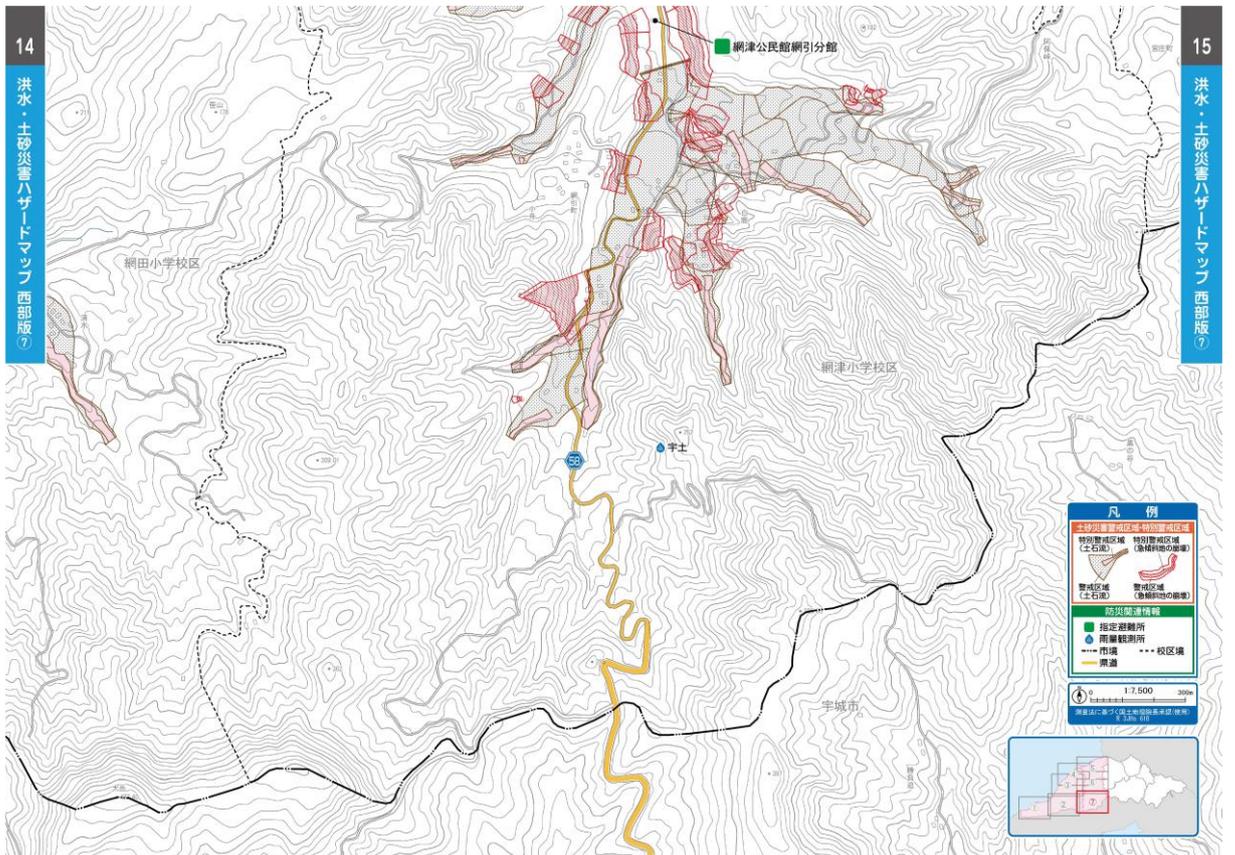
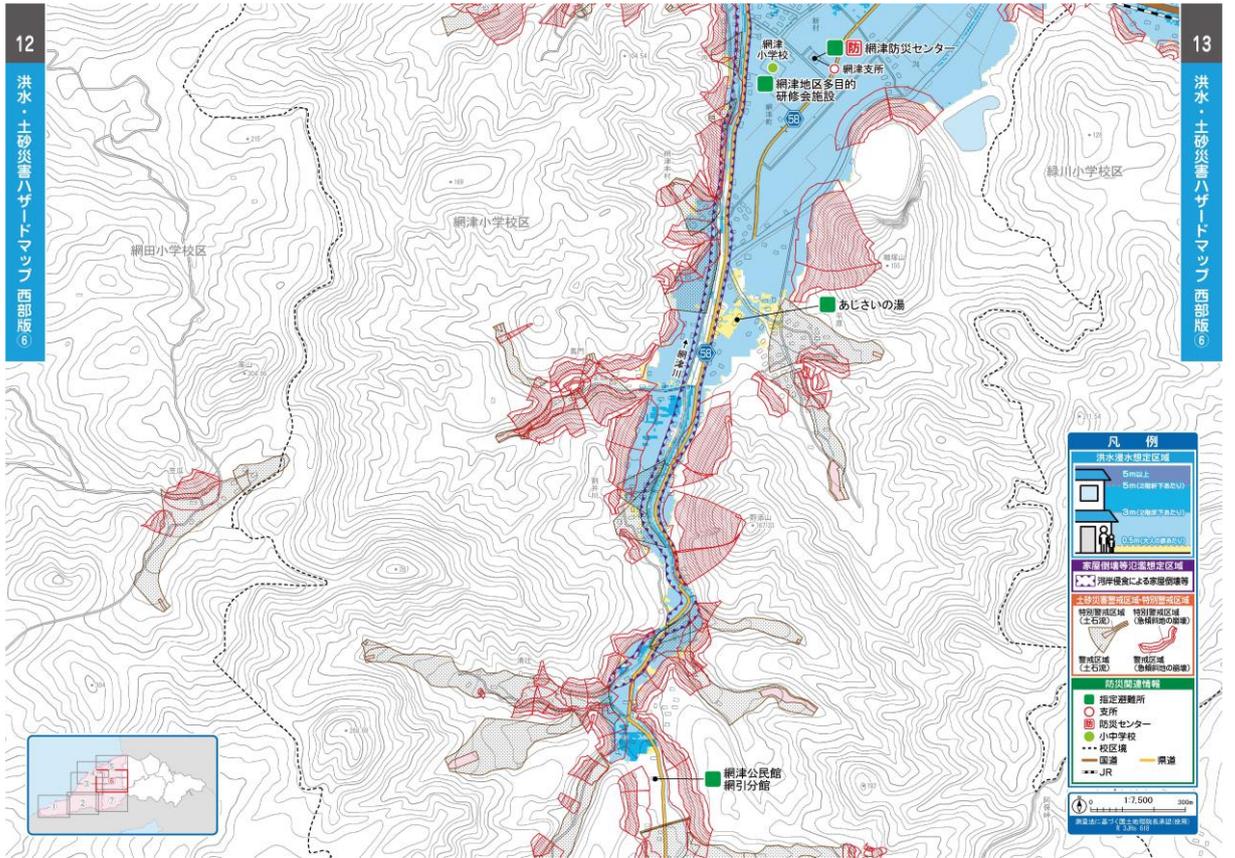
宇土市における河川はん濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等 (西部地区)





第1部 共通編
 第1章 総則
 第7節 被害の想定

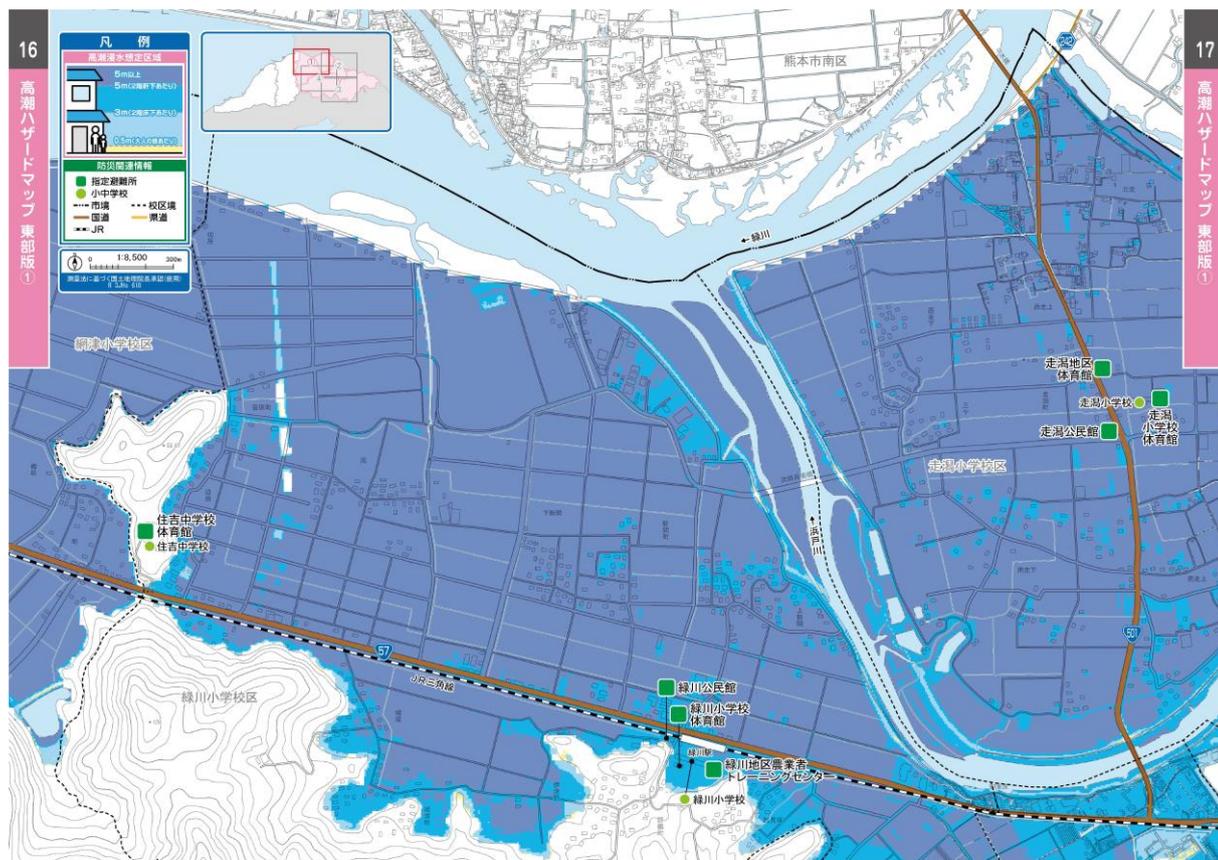


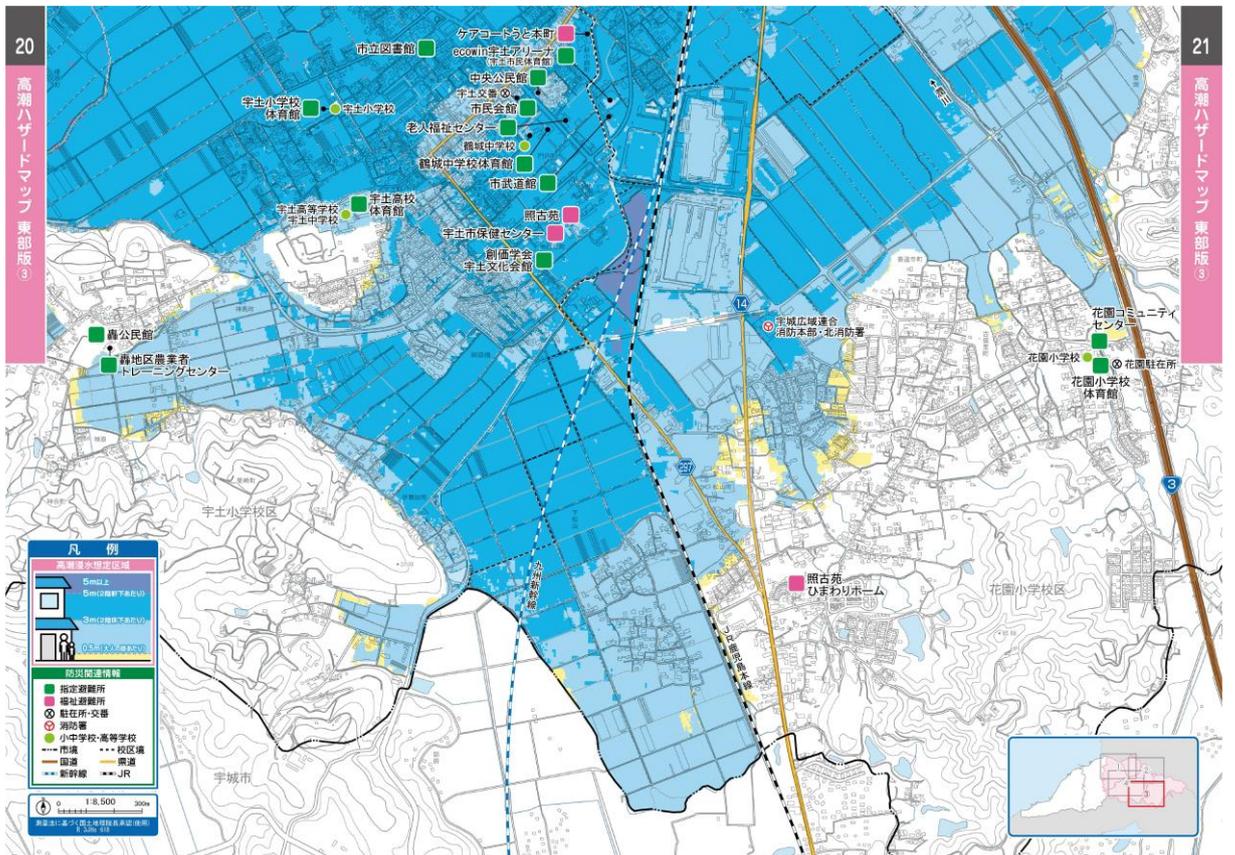
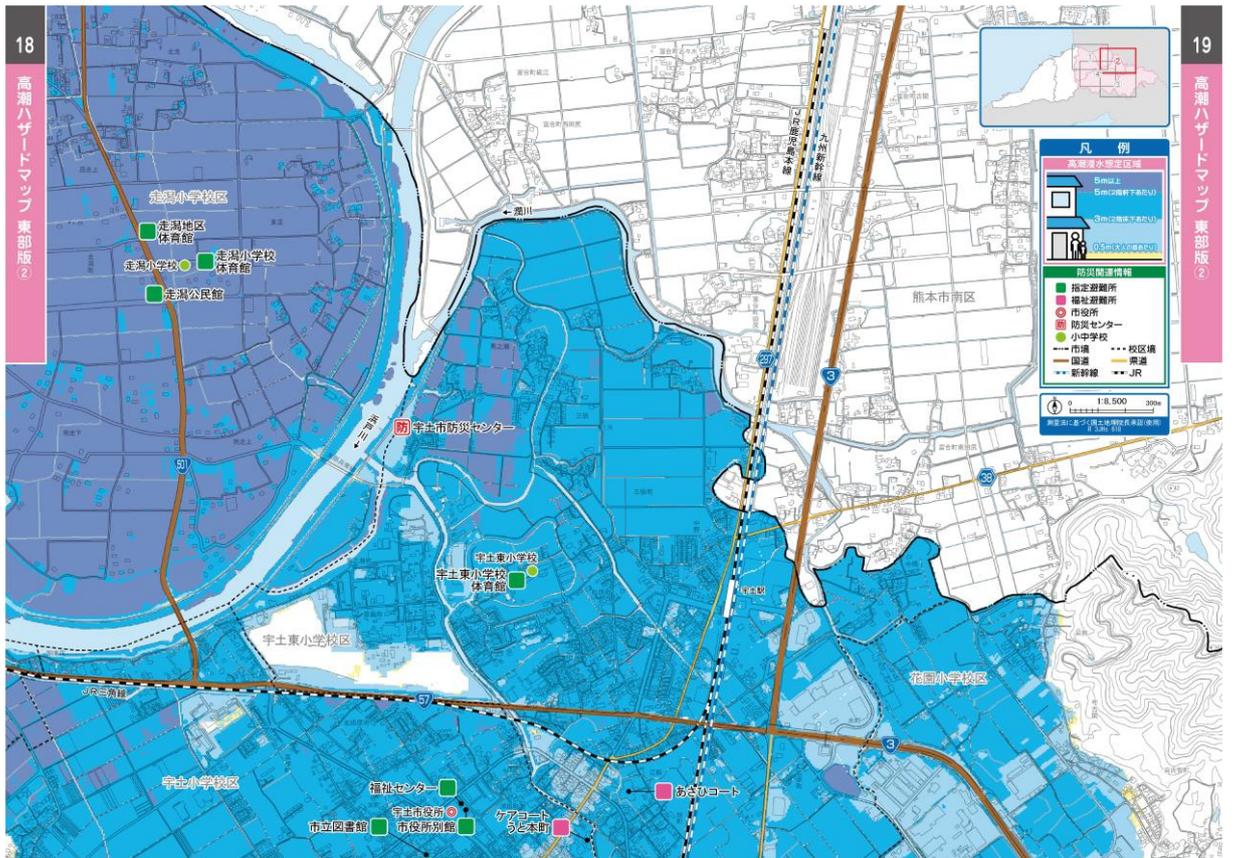


第3 高潮による浸水害の想定

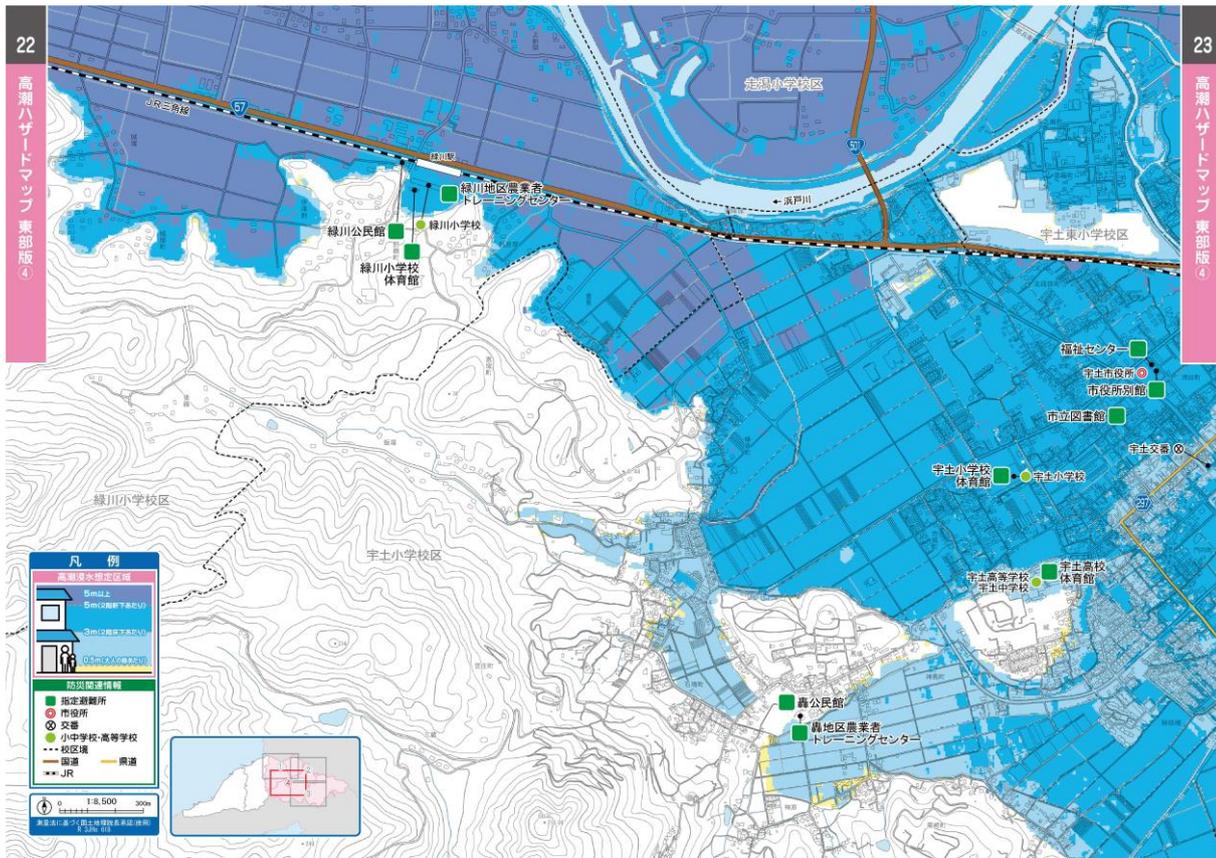
本市で想定される高潮被害は、熊本県による高潮氾濫解析に基づく「高潮浸水想定区域」が想定される。この高潮浸水想定区域は、満潮時に伊勢湾台風相当の台風（中心気圧 940hPa、想定最大風速 45.4m/s）が、沿岸部に最も影響するコースを通過し、海岸の堤防を越えて浸水した場合を想定されている。この高潮浸水想定区域は、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）に掲載を行うものとする。

宇土市における高潮浸水想定区域（東部地区）

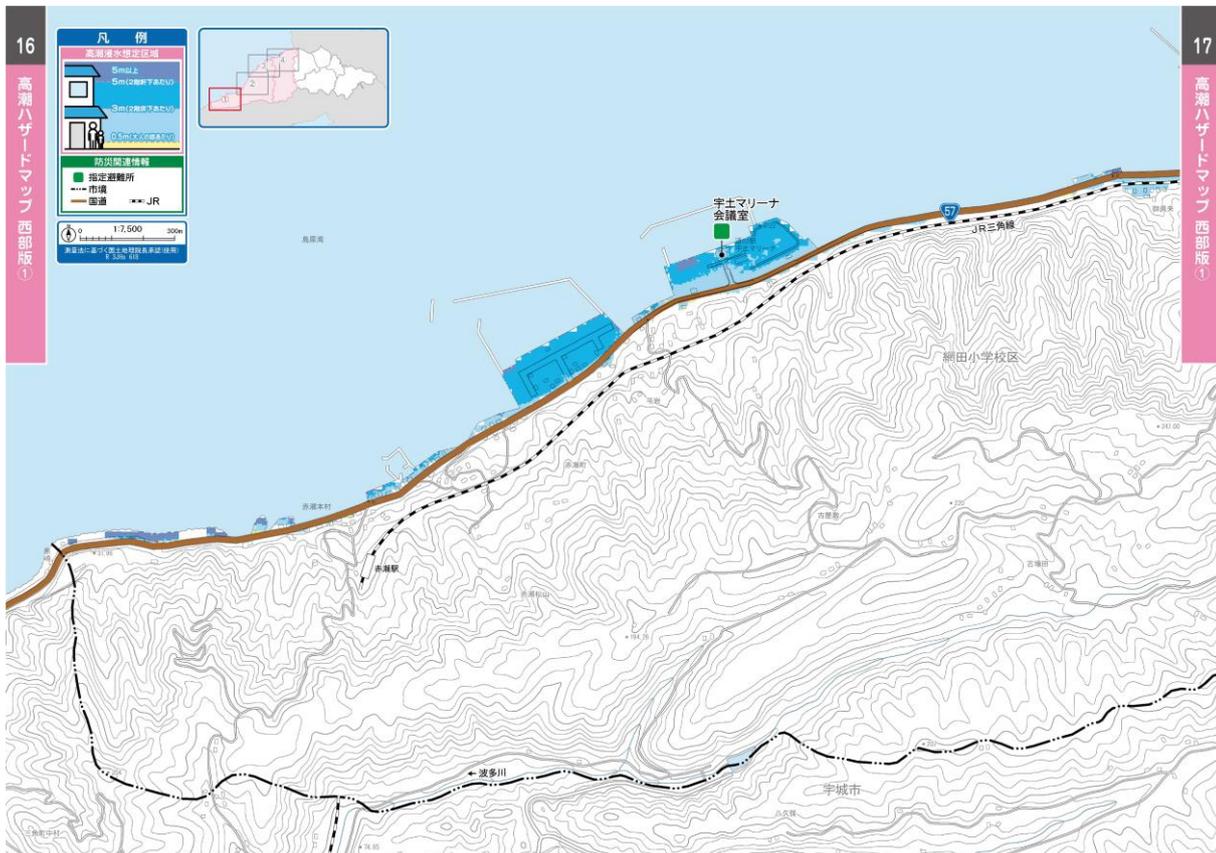


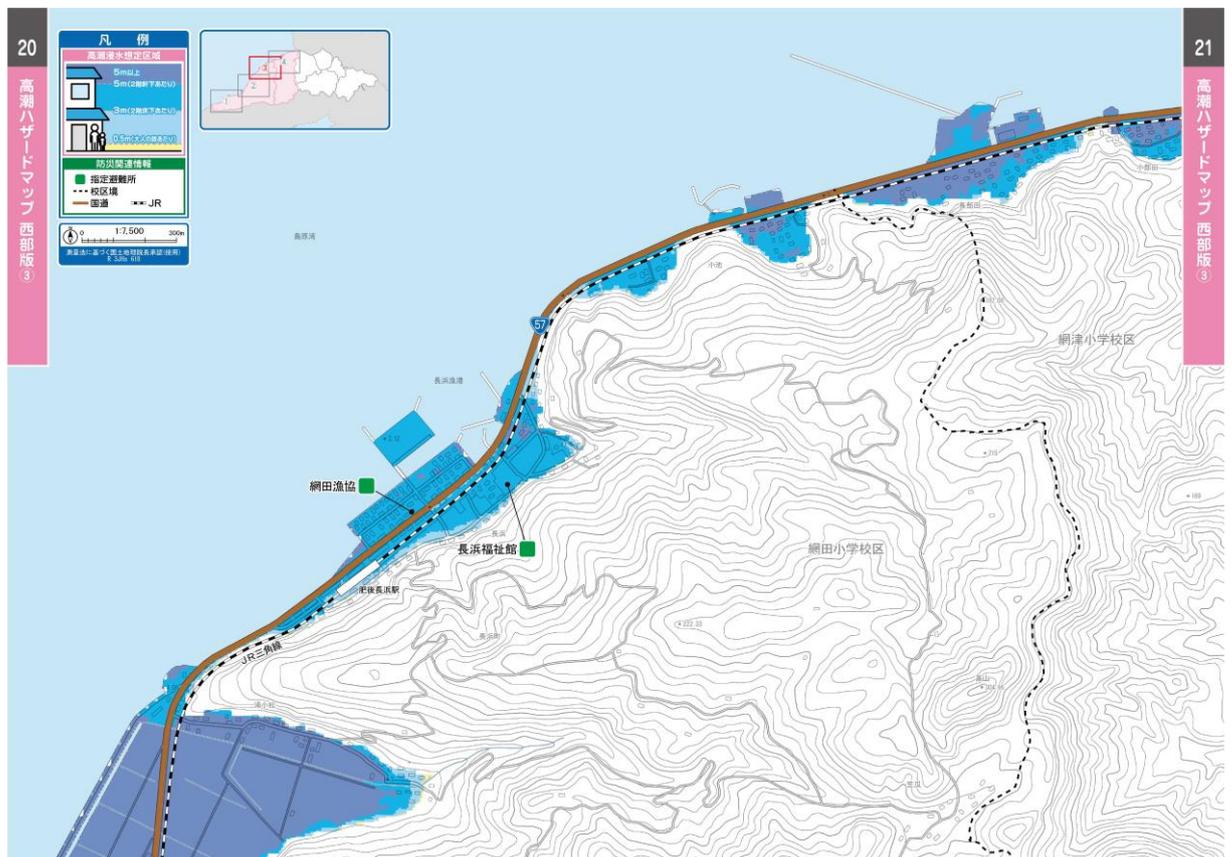
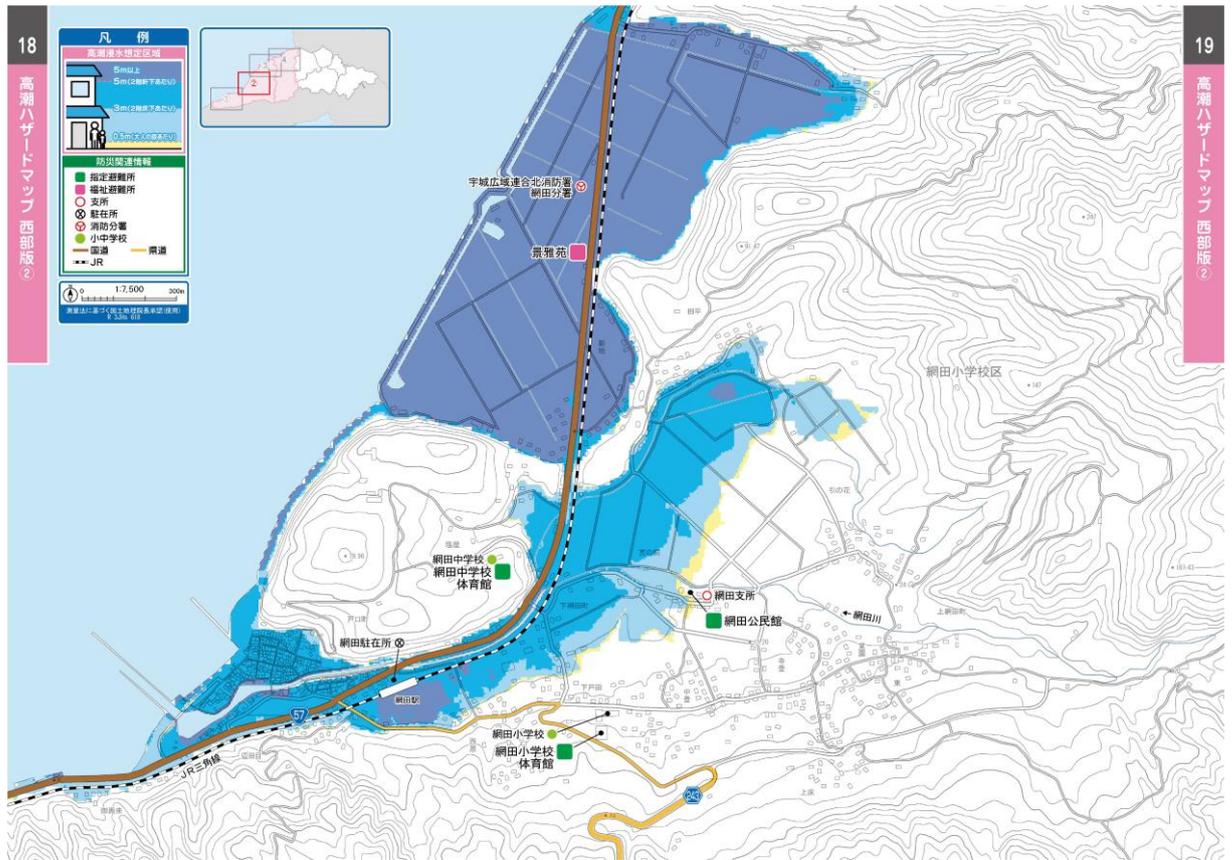


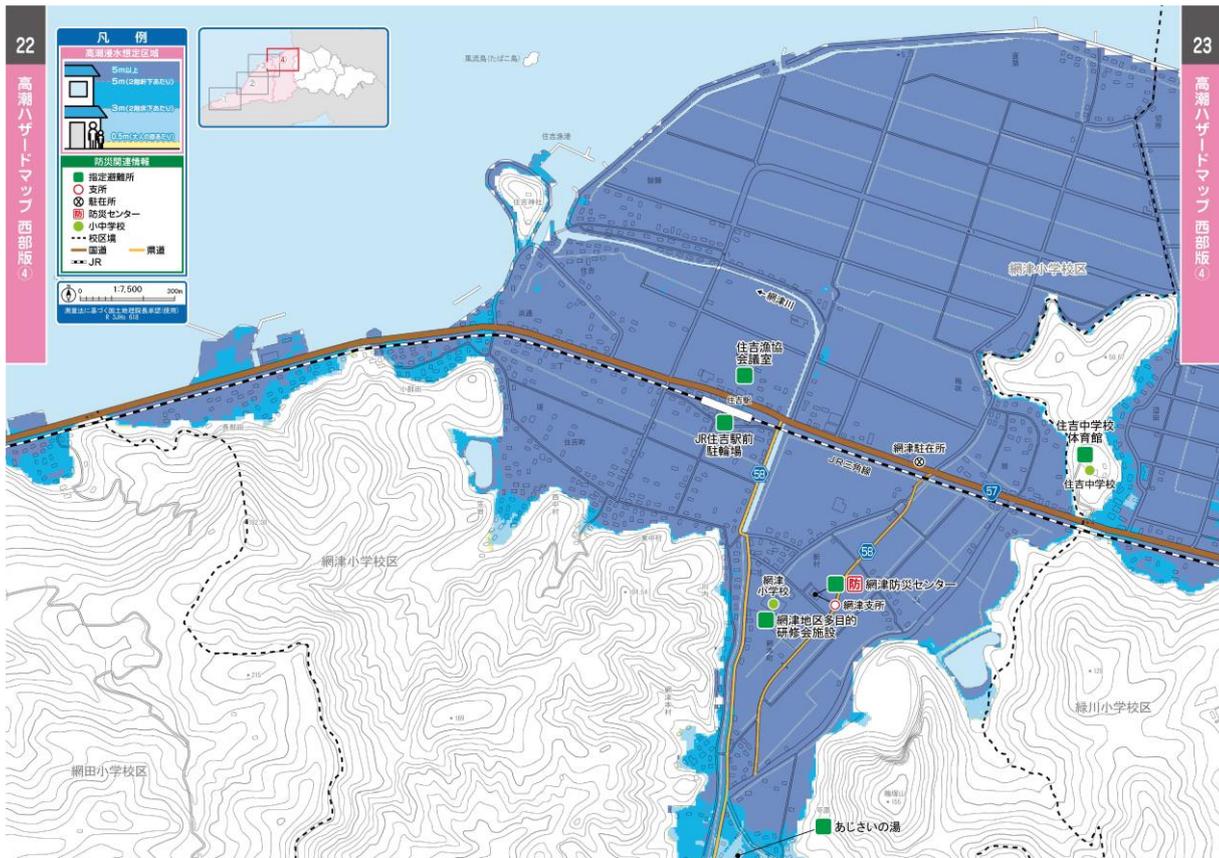
第1部 共通編
 第1章 総則
 第7節 被害の想定



宇土市における高潮浸水想定区域 (西部地区)







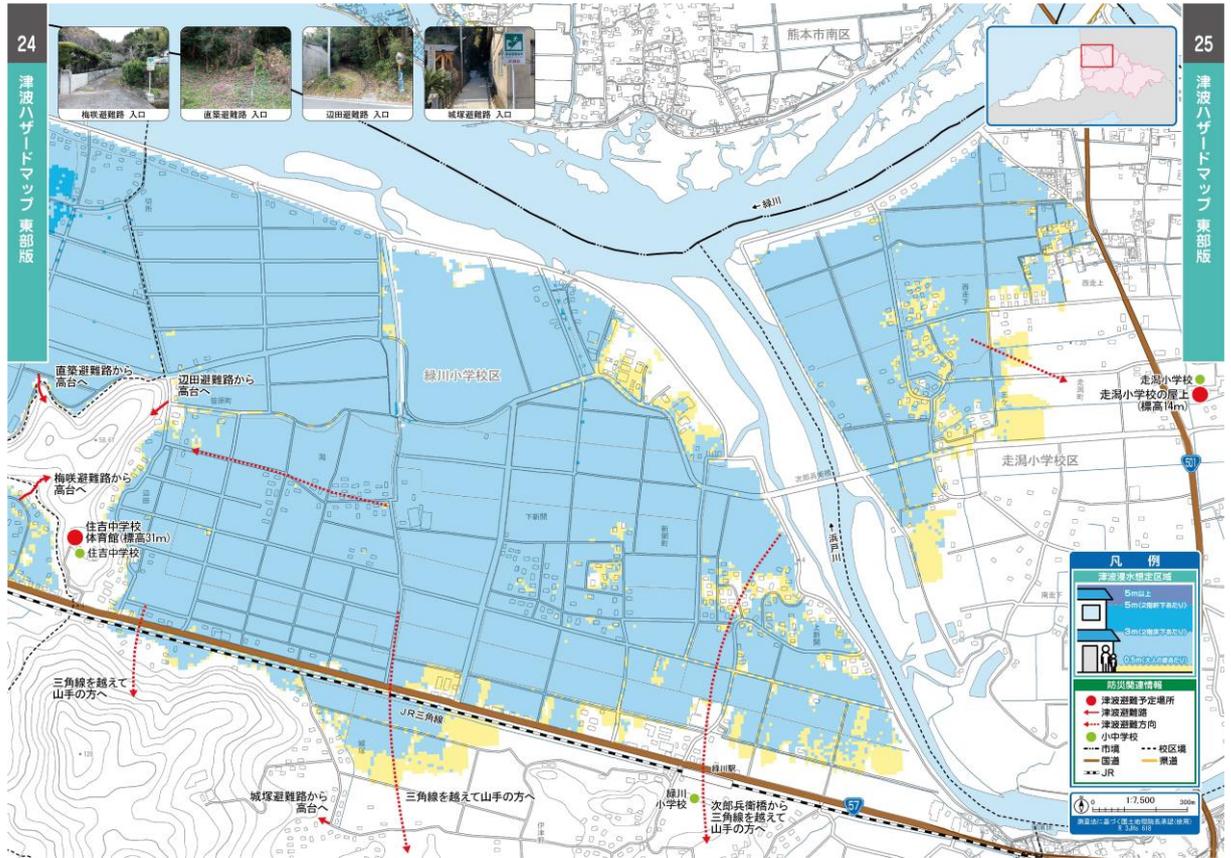
第4 津波による浸水害の想定

熊本県は、「熊本県地域防災計画」の見直し検討の基礎資料とすることを目的に、平成23年度から2ヶ年かけて、地震・津波被害想定調査を実施した。

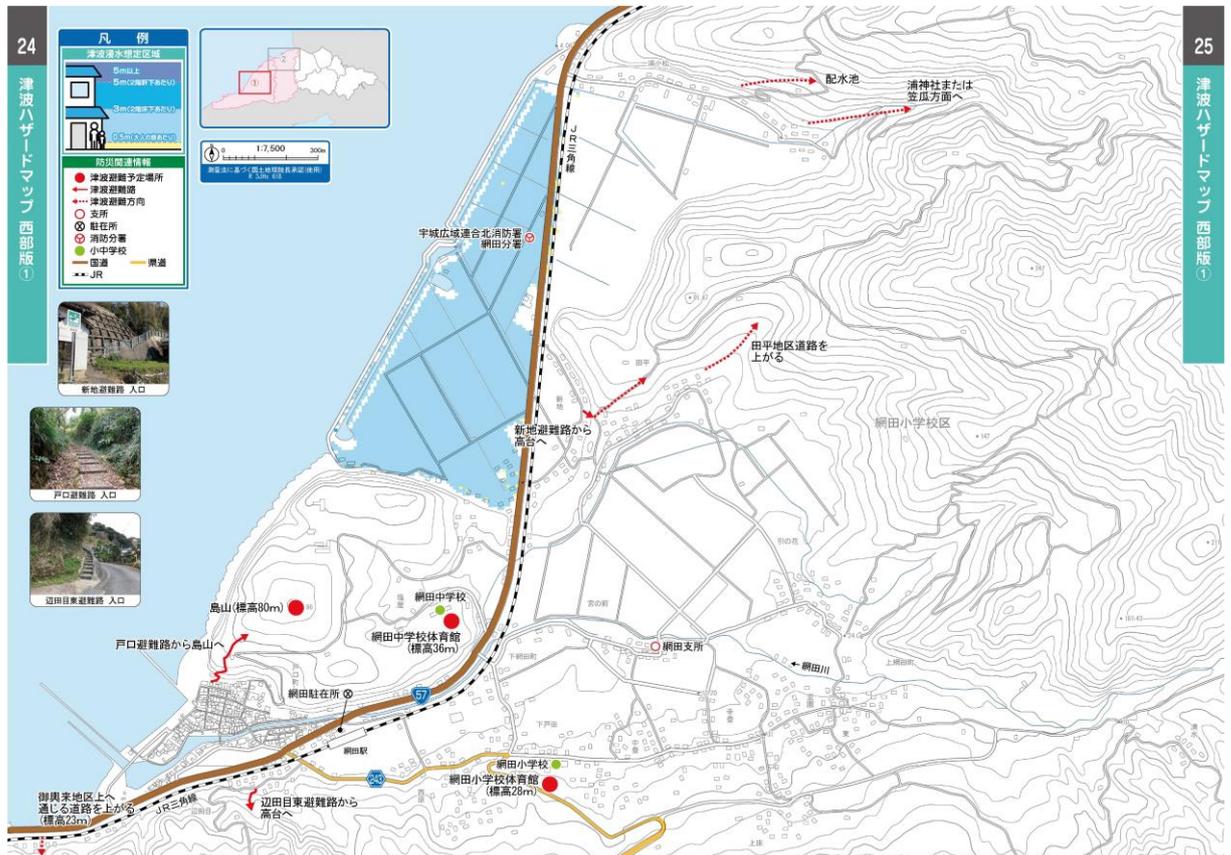
この中で、熊本県内の沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、「雲仙断層群」、「布田川・日奈久断層帯」、「南海トラフの巨大地震」を対象に、これらを波源とした津波シミュレーションが実施された。津波浸水想定区域は、6ケースの津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域と最大となる浸水深が示されたものである。

この津波による浸水想定区域は、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）に掲載を行うものとする。

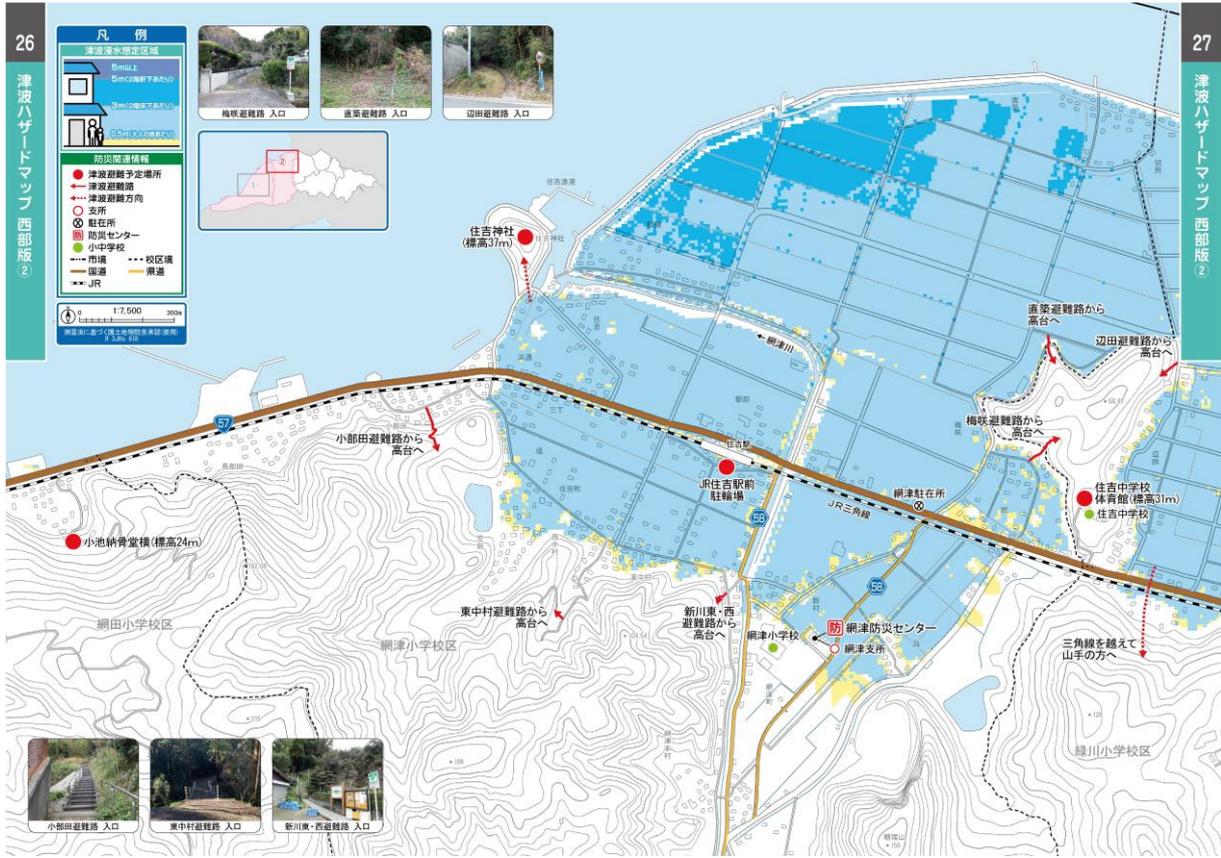
宇土市における津波浸水想定区域 (東部地区)



宇土市における津波浸水想定区域 (西部地区)



第1部 共通編
 第1章 総則
 第7節 被害の想定



第5 地震による被害想定

地震による被害想定は、熊本県が平成23年度から2年をかけて実施した「熊本県 地震・津波被害想定調査」の結果を要約したものである。

1 地震・津波被害想定調査の前提条件

調査で実施された地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、次のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析が行われた。

(2) 津波解析

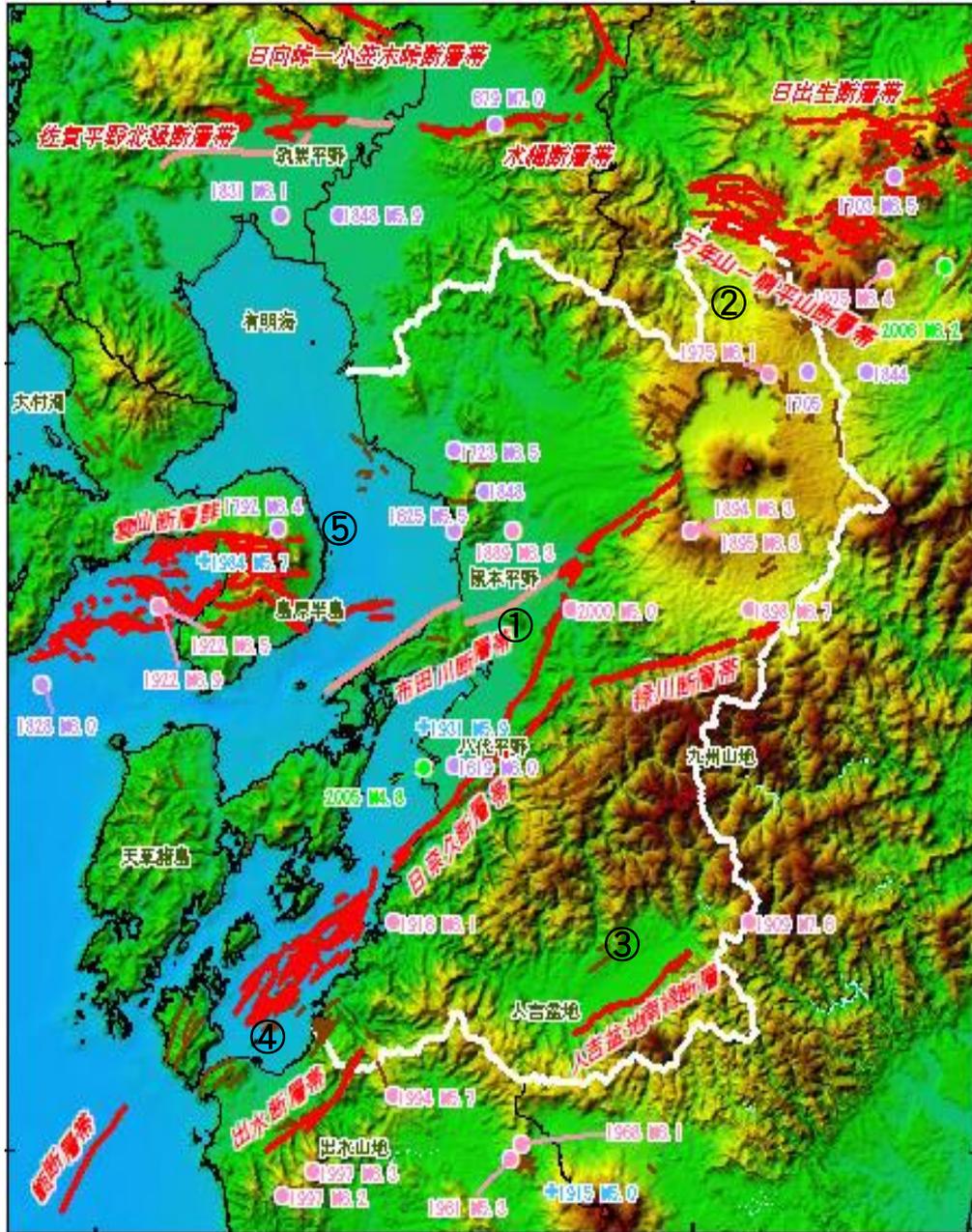
国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析が行われた。

(3) 被害想定

被害想定は、次に示す項目について、対象地震ごとに被害想定が実施されている。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	揺 れ	●	
	液状化	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津 波		○
	地震火災	●	
2. 人的被害	揺 れ	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津 波		○
	地震火災	●	
3. ライフライン被害	上水道	●	○
	下水道	●	○
	電力施設	●	○
	電話・通信施設	●	○
	ガス（LPガス）	●	
4. 交通施設被害	道路（高速道路、一般道路）	●	○
	鉄道	●	○
	漁港・港湾	●	○
5. 生活支障等	避難生活者	●	○
	帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	瓦礫（災害廃棄物）の発生	●	○
7. その他の被害	災害時要援護者の被災	●	○
	避難施設被害	●	○

■熊本市周辺の主要活断層（図面上の丸数字は上表の検討対象地震）



第1部 共通編

第1章 総則

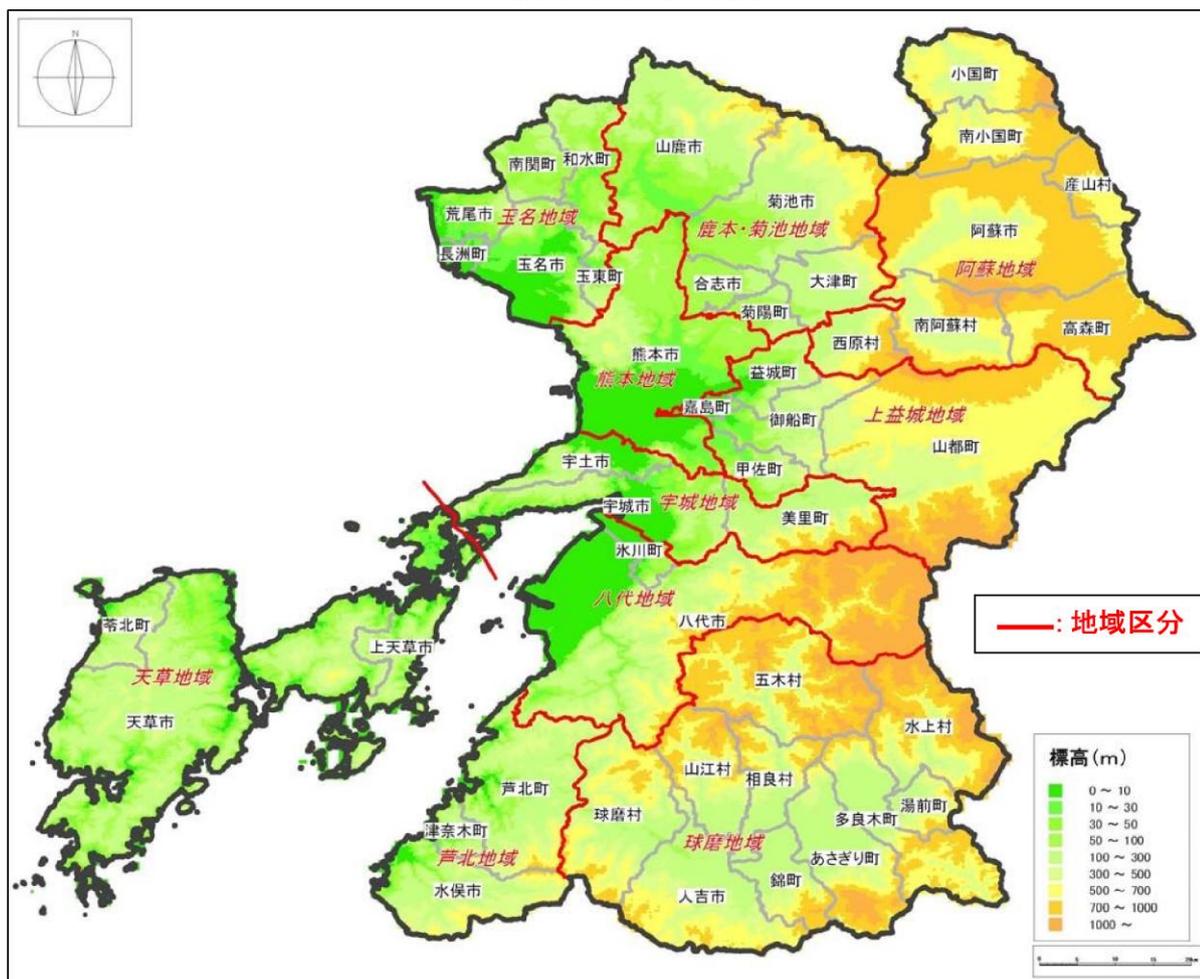
第7節 被害の想定

(6) 被害想定が集計単位

調査は県内全体の被害量の算定を目的としたことから、集計単位は個別の市町村ではなく、次の地域区分でとりまとめられており、宇土市は「宇城地域」に含めて集計されている。

地域区分	対象市町村
熊本地域	熊本市
宇城地域	宇城市、宇土市、美里町
玉名地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本・菊池地域	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
上益城地域	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代地域	八代市、氷川町
芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地域	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草地域	天草市、上天草市、苓北町

熊本縣市町村位置図



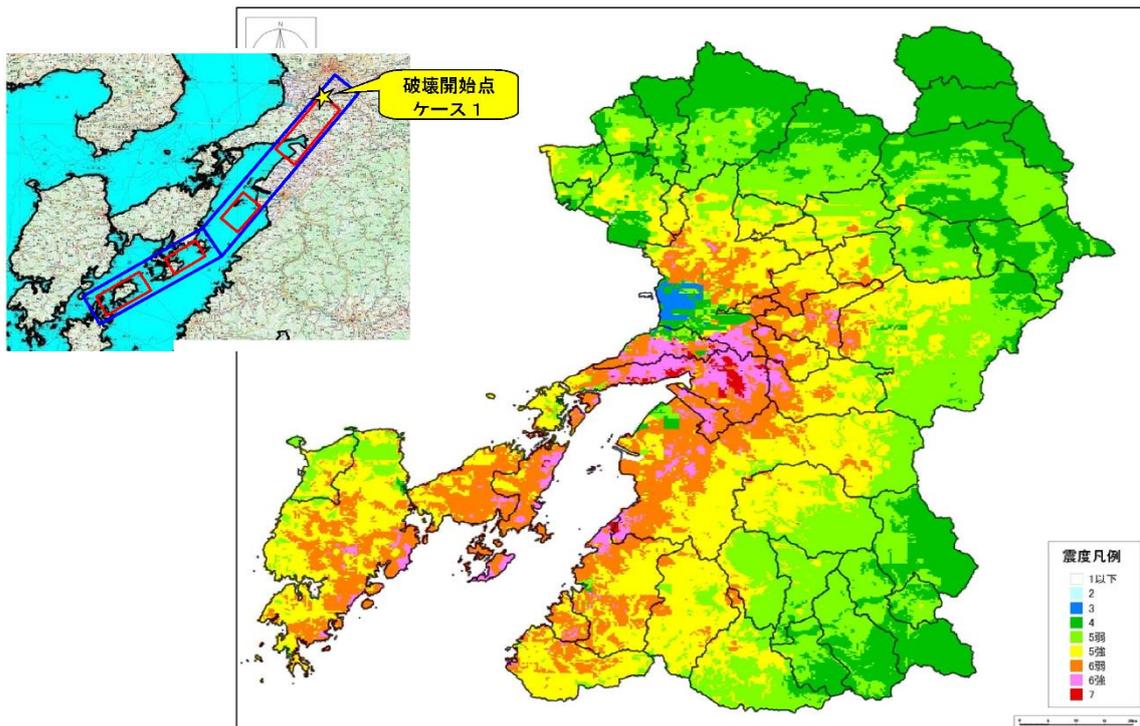
2 地震動解析

地震動解析結果のうち、震源別の宇土市における最大想定震度は次のとおりである。
また、震源別の震度分布を示す。

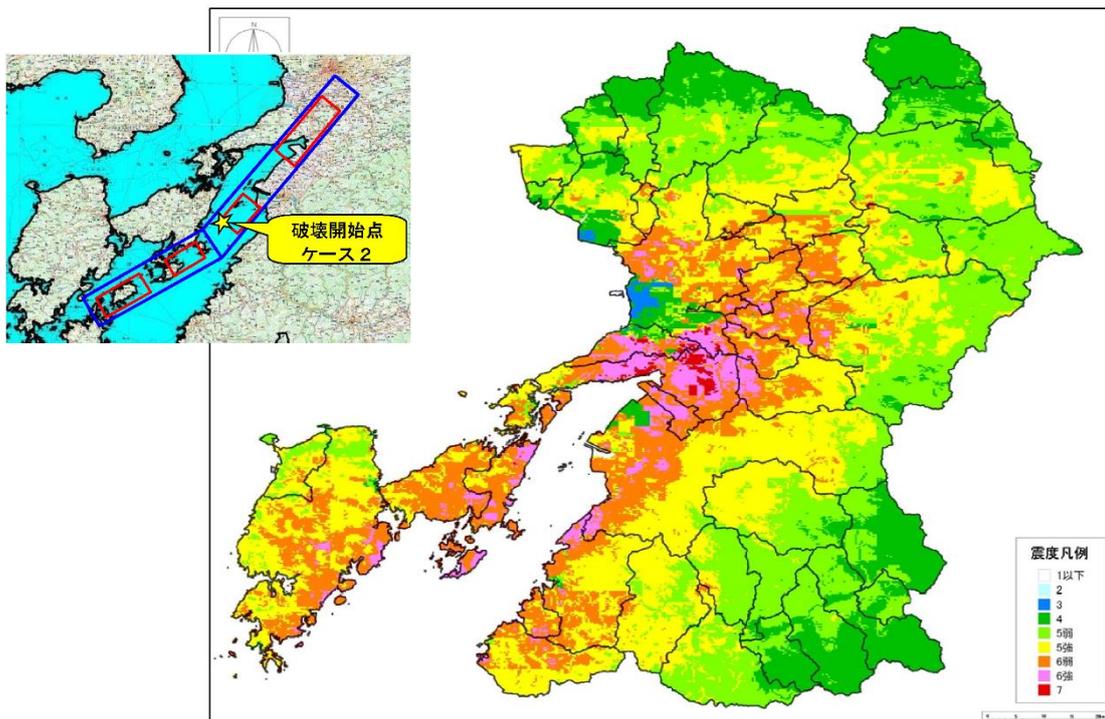
宇土市における最大想定震度

布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型				別府・万年山断層帯		人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群(南東部)	南海トラフ(内閣府発表)	左記の最大値
ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	5強	7

布田川・日奈久断層帯(中部・南西部 連動)【ケース1】による震度分布図



布田川・日奈久断層帯(中部・南西部 連動)【ケース2】による震度分布図

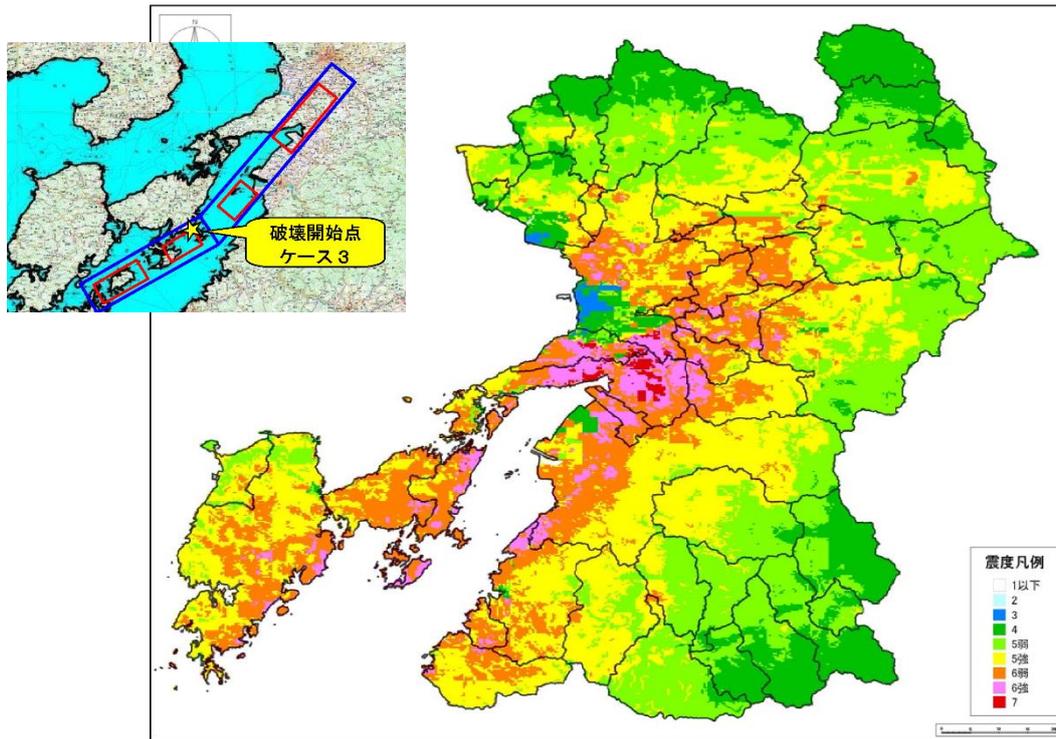


第1部 共通編

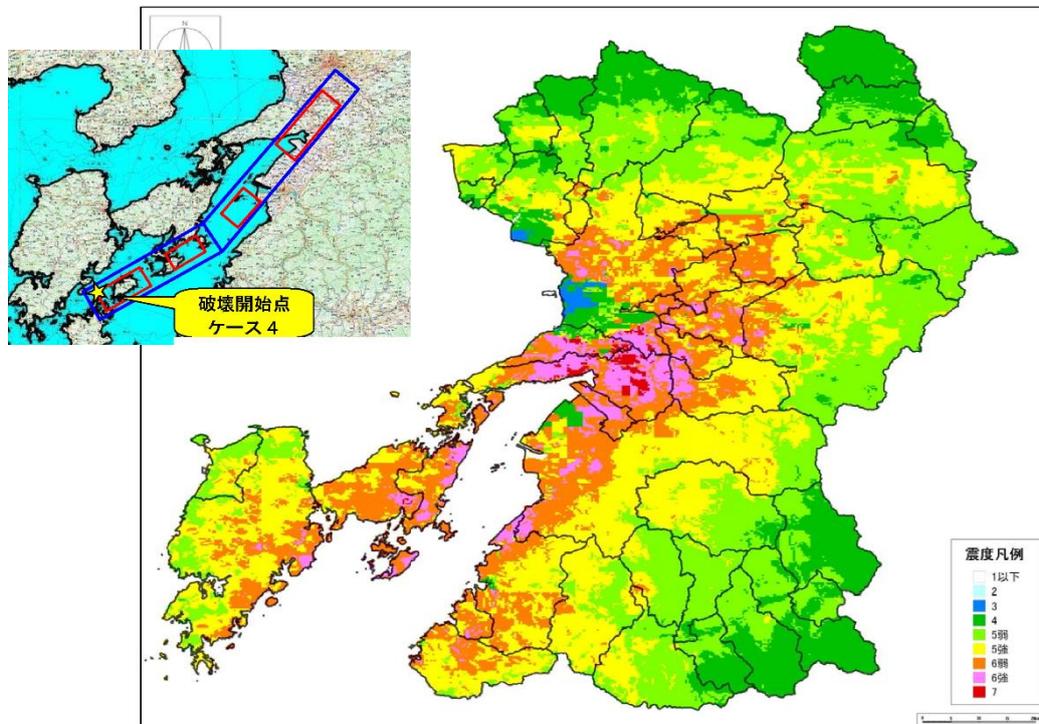
第1章 総則

第7節 被害の想定

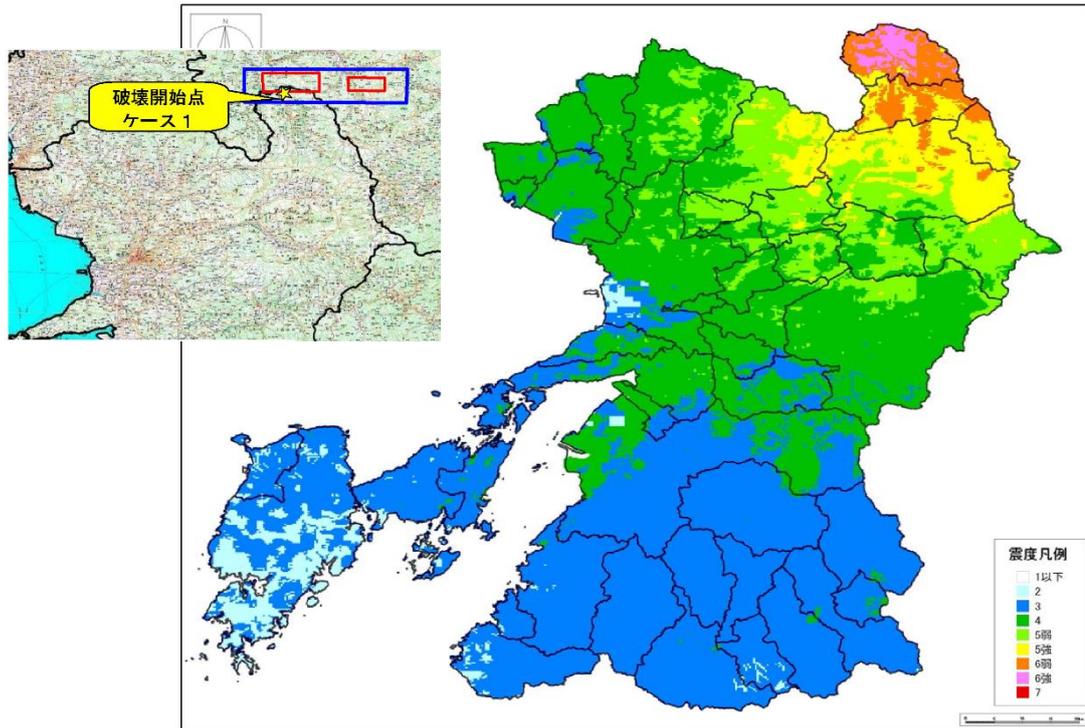
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部 連動）【ケース3】による震度分布図



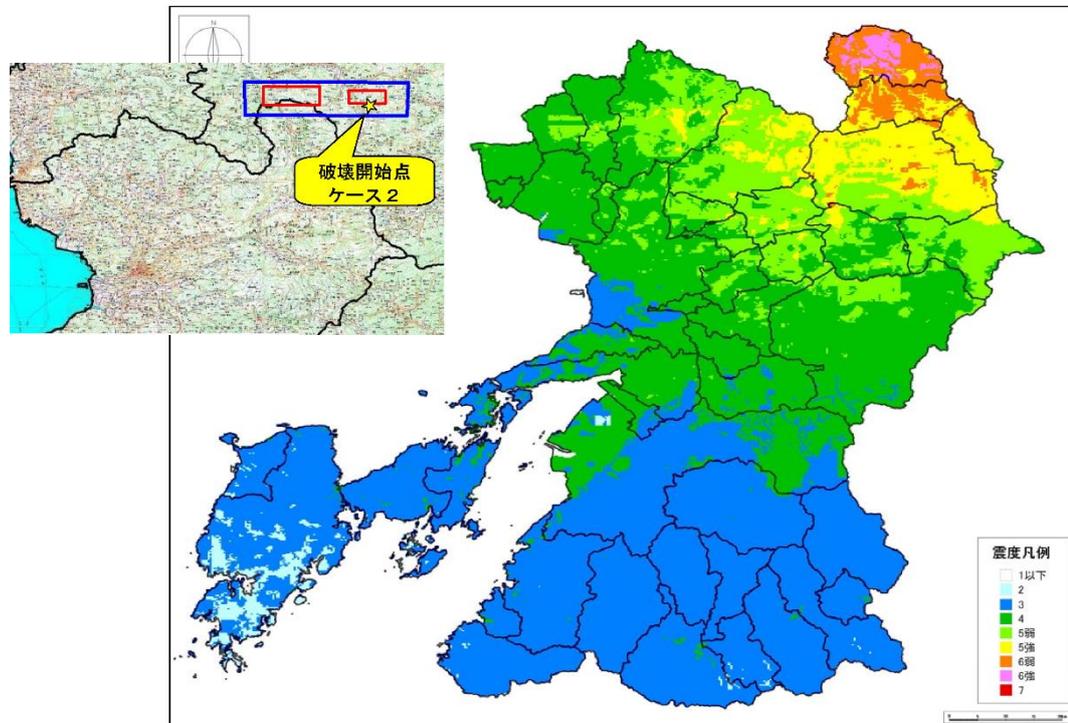
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部 連動）【ケース4】による震度分布図



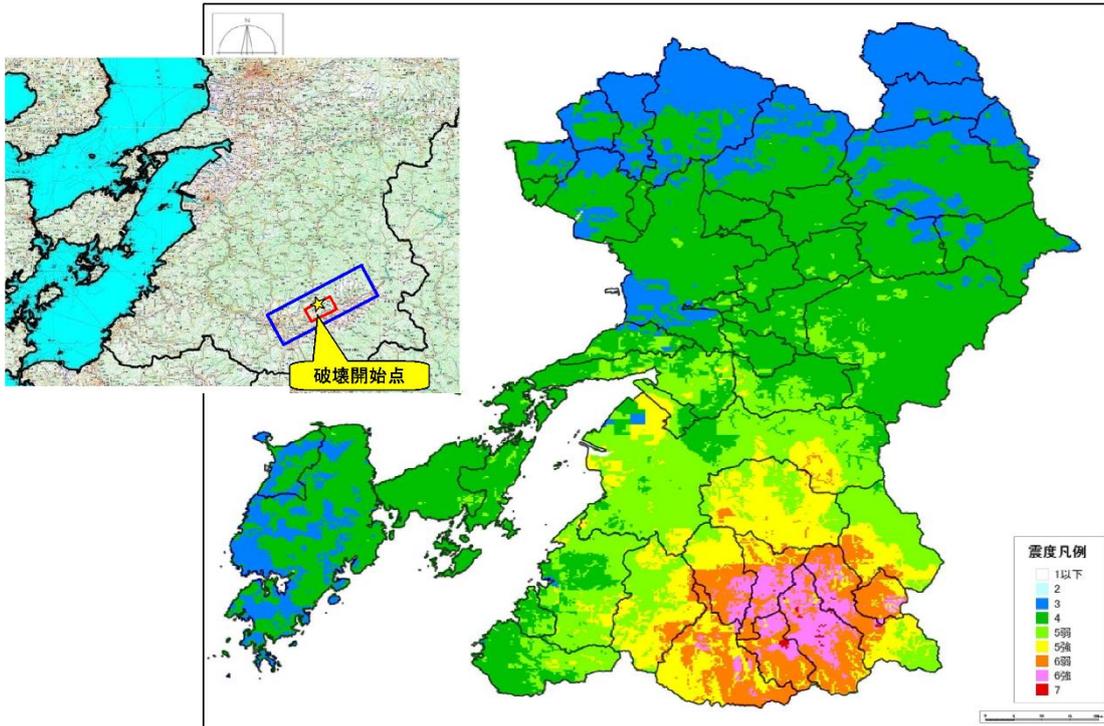
別府・万年山断層帯【ケース1】による震度分布図



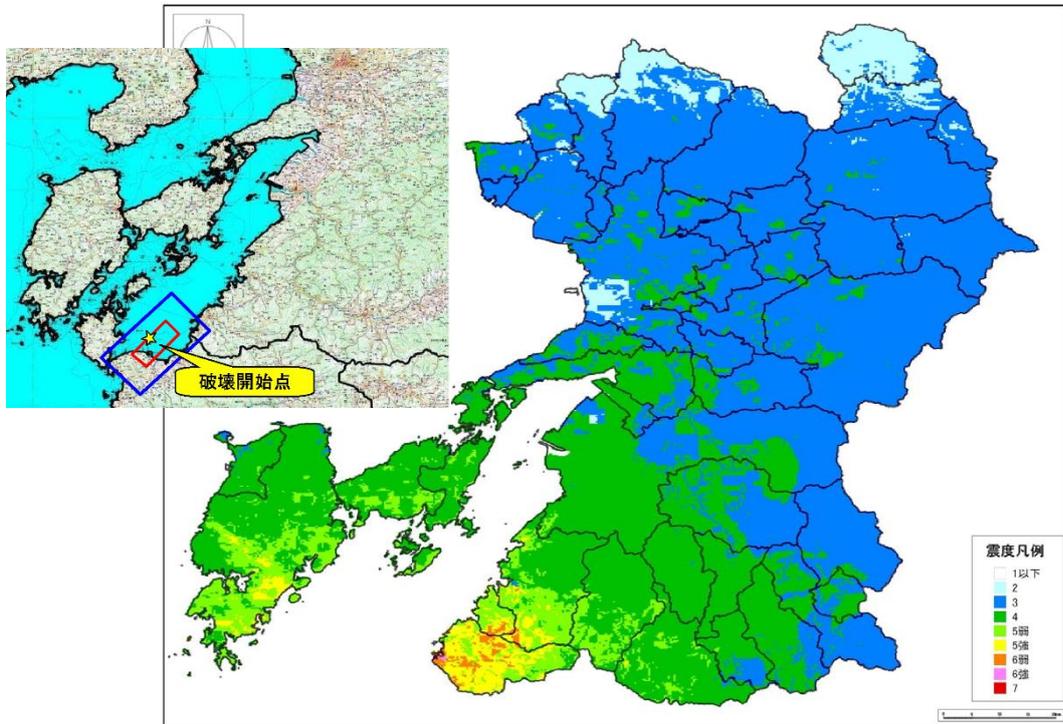
別府・万年山断層帯【ケース2】による震度分布図



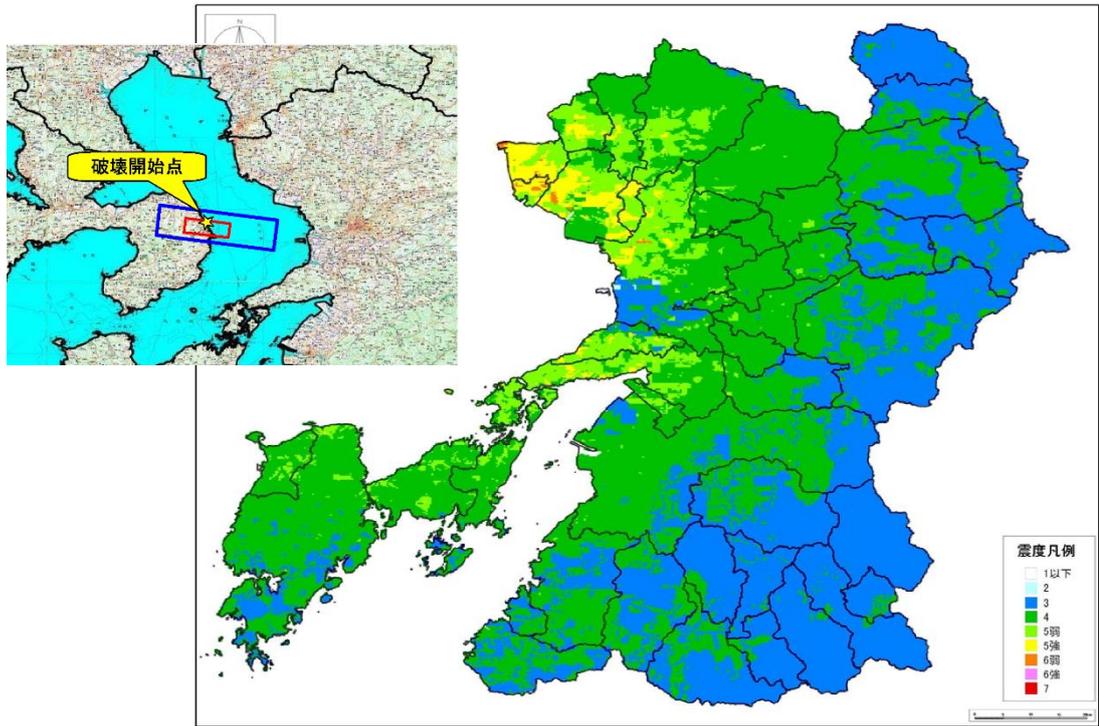
人吉盆地南縁断層による震度分布図



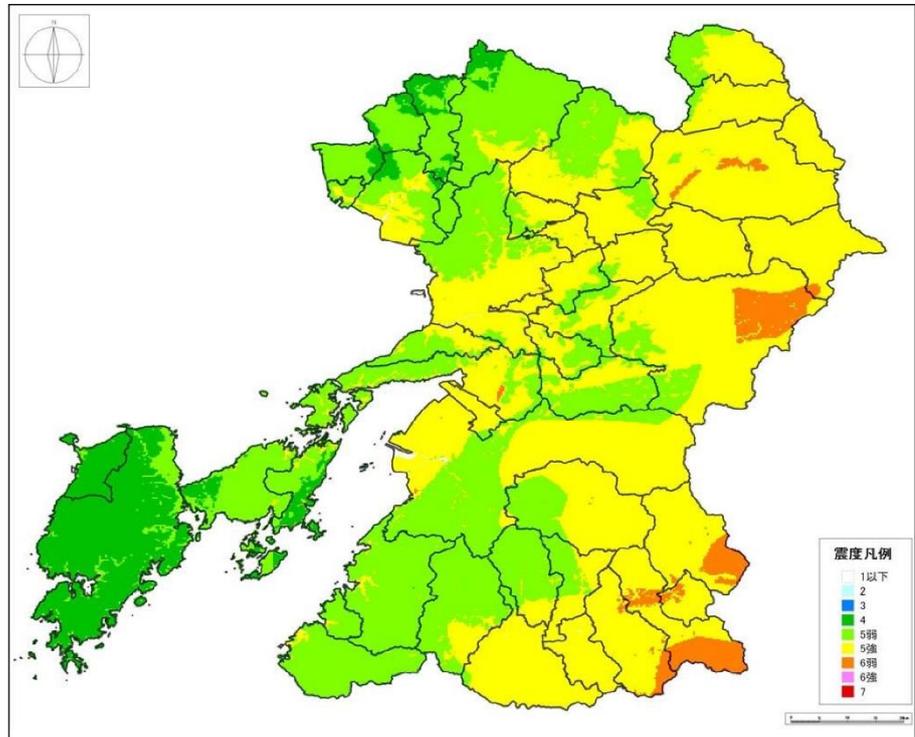
出水断層帯による震度分布図



雲仙断層群（南東部）による震度分布図



南海トラフ（最大値）による震度分布図



第1部 共通編

第1章 総則

第7節 被害の想定

3 地震による被害想定結果

宇城地域における震源別の被害想定結果を次に示す。

なお、ライフラインは宇土市単独で示されていたことから、その結果を示す。

(1) 宇城地域内の建物・人的被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)	
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 運動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群		
揺れ	全壊家屋数	棟	4,724	0	0	0	0	1
	半壊家屋数	棟	7,696	0	2	0	4	203
	死者数	人	373	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	1,561	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	4,045	0	1	0	2	120
液状化	全壊家屋数	棟	375	31	99	10	89	134
	半壊家屋数	棟	576	47	150	16	138	208
急傾斜地 崩壊	全壊家屋数	棟	40	0	0	0	0	4
	半壊家屋数	棟	87	0	0	0	1	9
	死者数	人	5	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	3	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	6	0	0	0	0	0
津波	全壊家屋数	棟	1,075	-	-	-	785	1,409
	半壊家屋数	棟	4,708	-	-	-	4,474	5,542
	死者数	人	25	-	-	-	10	11
	重傷者数	人	208	-	-	-	175	248
	負傷者数	人	490	-	-	-	424	601
地震火災	延焼棟数	棟	68	0	0	0	0	0
	死者数	人	44	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	5	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	12	0	0	0	0	0

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(2) 宇土市内のライフライン被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)		
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 運動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群			
揺れ	上水道	被害箇所数	箇所	175	0	0	0	0	1
		断水人口 (発災直後)	人	26,653	0	0	0	0	289
		断水人口 (発災1日後)	人	20,665	0	0	0	0	181
	下水道	断水人口 (発災2日後)	人	20,441	0	0	0	0	170
		被害管路延長	km	7.0	0	0.3	0	0.6	2.3
	電力	支障人口	人	1,476	0	54	0	114	446
		被害電柱本数	本	91	1	1	0	17	36
	電話・通信	停電軒数	回線	2,097	14	34	6	404	838
		被害電柱本数	本	63	0	1	0	12	25
	LPガス	不通回線数	回線	38	0	1	0	7	15
供給停止戸数		戸	61	0	0	0	0	0	
津波	上水道施設被害	施設	5	-	-	-	4	7	
	下水道施設被害	施設	0	-	-	-	0	0	
	電力施設被害	施設	0	-	-	-	0	0	
	電話・通信施設被害	施設	1	-	-	-	1	1	

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(3) 宇城地域内の道路（橋梁）被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)	
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群		
揺れ	大被害（落橋・倒壊） の可能性がある橋梁数	本	17	0	0	0	0	0
	中小被害（損傷・亀裂） の可能性がある橋梁数	本	27	0	0	0	0	0
津波	道路浸水被害	m	139,188	-	-	-	121,268	148,391

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(4) 宇土市内を通過している鉄道の被害想定（熊本県全域）

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)		
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群			
揺れ	大被害（落橋・倒壊） の可能性がある橋梁数	九州新幹線	本	0	0	0	0	0	
		JR 鹿児島本線	本	5	0	0	0	0	
		JR 三角線	本	1	0	0	0	0	
	中小被害（損傷・亀裂） の可能性がある橋梁数	九州新幹線	本	32	0	0	2	0	
		JR 鹿児島本線	本	5	0	0	0	0	
		JR 三角線	本	1	0	0	0	0	
津波	線路浸水被害	JR 鹿児島本線	m	6,300	-	-	-	6,400	7,700
		JR 三角線	m	8,900	-	-	-	4,300	8,600

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(5) 宇城地域内の地震による漁港・港湾施設の被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)	
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群		
揺れ	被害岸壁数（漁港）	施設	78	0	0	0	12	-
	被害岸壁数（港湾）	施設	0	0	0	0	0	-

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

※南海トラフについては被害想定に必要な加速度が中央防災会議により公表されていないため算定していない

(6) 宇城地域内の避難者数・帰宅困難者数想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)	
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群		
発災から1日後の 避難者数	避難所生活者数	人	21,618	64	217	24	266	455
	疎開者数	人	11,641	35	117	13	143	245
帰宅困難者数		人	6,997	0	0	0	0	6,997

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

第1部 共通編

第1章 総則

第7節 被害の想定

(7) 宇城地域内の災害廃棄物の発生量想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
災害廃棄物発生量	t	224,646	1,816	2,169	222	2,075	29,645

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(8) 宇城地域内の災害時要援護者の人的被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
死者数	人	29	0	0	0	0	1

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(9) 宇城地域内の避難所建物の被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部 連動型	別府・万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群	
全壊数	施設	0	0	0	0	0	0
半壊数	施設	1	0	0	0	0	1

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

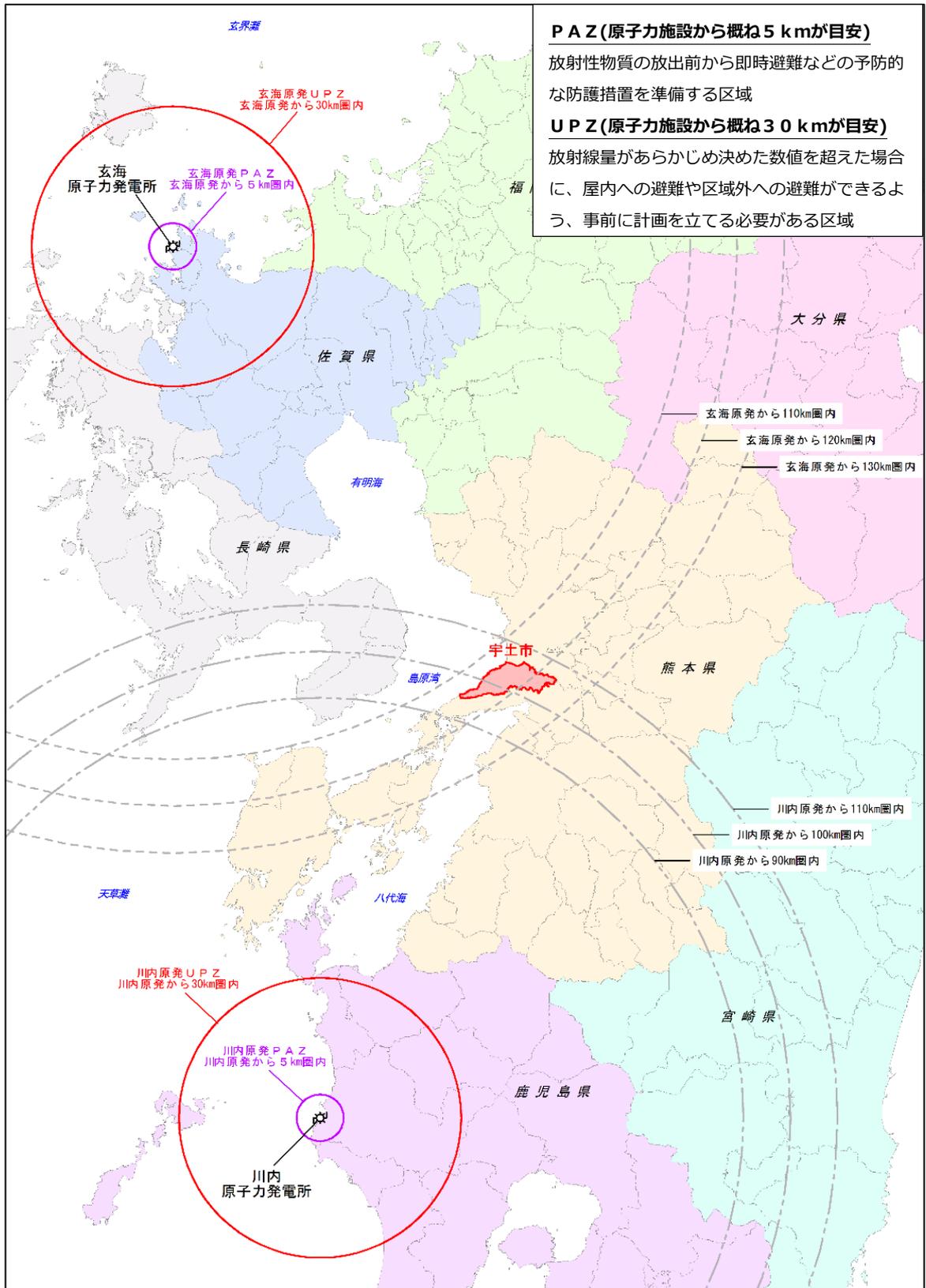
(※) 上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

(※) 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月、国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

第6 原子力災害の想定

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

本市は、九州内に所在する玄海原子力発電所及び川内原子力発電所から100km以上離れており、原子力災害対策指針で定められているPAZ及びUPZのいずれの範囲にも含まれていないが、広域避難の受入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる。



第1部 共通編

第1章 総則

第7節 被害の想定

第2章 防災組織計画

項目	関連部署	ページ
第1節 宇土市防災会議	総務部	63
第2節 市の防災組織	全部	64
第3節 応援要請計画	総務部、企画 財政 部	83
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	総務部	92

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第1節 宇土市防災会議

(総務部)

第1 設置の根拠

宇土市の防災全般を総合的に推進するため、災害対策基本法第16条の規定に基づいて組織するものであり、本市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るため、宇土市防災会議を設置する。

第2 所掌事務

防災会議は、以下の事務をつかさどるものとする。

- 1 地域防災計画の作成とその実施の推進
- 2 災害発生に際しての情報の収集
- 3 水防法第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議
- 4 その他、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第3 組織構成

1 会長

- (1) 会長は、市長をもって充てる。
- (2) 会長は、会務を統括する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 委員

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 熊本県の県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
- (5) 市副市長
- (6) 市教育委員会教育長
- (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (8) 宇城広域連合消防本部消防長
- (9) 市消防団長
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (11) 自主防災組織等を構成するもの又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第2節 市の防災組織

(全部)

災害発生に対応し、被害の軽減と応急・復旧活動を実施するため、必要な人員を確保し、活動体制を整える必要がある。本項では、災害対策本部設置前の配置体制及び災害対策本部の組織等を規定するとともに、職員配置体制を定める。

第1 災害対策本部設置前の配置体制（風水害）

1 洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

国土交通省と気象庁（熊本地方気象台）が共同して行う洪水予報について、県は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに市に通知する。

洪水予報河川と実施区域及び洪水予報の種類と発表基準を次に示す。

■洪水予報河川と実施区域

河川名	実施区間	基準地点
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸 1221 番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 988 番の1地先から海まで	城南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方 222 番地1地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目 951 番地の1地先から緑川合流地点まで	城南

■洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

■洪水予報基準水位（熊本河川国道事務所）

予報区域名	河川名	洪水予報 基準地点	量水標設置場所	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険 水位
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
緑川水系	緑川	城南	熊本市南区城南町大字千町	3.30m	4.30m	5.80m	6.20m

(2) 水防警報

県は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、河川管理者として国土交通大臣及び知事が水防警報を発令し、直ちに警報事項を市に通知する。

ア 国土交通大臣が発表する水防警報

■水防警報の種類と発表基準

種類	発表基準
待機	気象予・警報等及び河川状況等により、特に必要と認められるとき
準備	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	氾濫注意情報又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
警戒	氾濫警戒情報等により、又はすでに氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

※ 水防警報を発表する河川及び基準地点の基準水位は、洪水予報河川と同じ

イ 知事が発表する水防計画

■水防警報の種類と発表基準

種類	発表基準
待機	気象予・警報等及び河川状況等により、特に必要と認められるとき
準備	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	氾濫注意情報又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
警戒	洪水警報等により、又は避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
嚴重警戒	洪水警報等により、又は氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき
解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

■知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

水系名	河川名	観測局名	区域
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	左岸：立岡池からJR鹿兒島本線潤川橋梁まで
			右岸：立岡池からJR鹿兒島本線潤川橋梁まで
あみづかわ 網津川	あみづかわ 網津川	あみづかわ 網津川	左岸：歳の神川合流点から海まで
			右岸：歳の神川合流点から海まで

■水防警報対象量水標の設定水位と条件

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町 字西田93番地1	1.96m	2.16m	2.16m	2.28m
あみづかわ 網津川	あみづかわ 網津川	宇土市住吉町 上ノ割41番地2	1.60m	2.15m	2.15m	2.46m

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第2節 市の防災組織

2 災害対策本部設置前の職員配置基準

風水害に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、宇土市災害対策本部の設置前に、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が必要と認めるときに職員を配置する。

- (1) 熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき。
- (2) 水防法第10条（国の機関が行う洪水予報等）第3項の規定に基づき、県知事から洪水又は高潮に関する通知があったとき。
- (3) 水防法第16条（水防警報）第3項の規定に基づき、県知事から水防警報に関する通知があったとき。

■災害対策本部設置前の職員配置基準

体制	配置基準	職員配置体制
注意報 発令体制	○ 梅雨時期に大雨、洪水等に関する注意報が発表されたとき ○ 県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき	危機管理課 1名 総務部又は企画 財政部 （注1） 1名 土木課（注1） 1～2名
警報 発令体制	○ 大雨、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき	危機管理課 2名 総務部又は企画 財政部 1名 土木課（注2） 3名
警戒体制 （災害警戒本部体制）	○ 河川水位が氾濫注意水位に達し、今後も水位の上昇が予想される場合 ○ 土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 ○ その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	総務部長 ※1 危機管理課 2名以上 総務課・ 秘書政策課 ※2 財政課 ※2 土木課（注2） 3名以上 農林水産課 3名以上 教育委員会 1名以上 ※必要に応じ関係部課へ連絡

（注1） 気象状況等により、危機管理課長及び土木課長による協議の上、配置人員を決定する。

（注2） 建設部内の応援を含む。

※1 危機管理課長から総務部長へ連絡する。

※2 総務部長から**企画財政部長**、総務課長、**秘書政策課長**へ連絡し、併せて必要人員も連絡する。

第2 災害警戒本部の配置体制（地震・津波）

市において地震・津波等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が宇土市災害対策本部を設置するに至らない場合、必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的とする。

1 設置基準

災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、総務部長が必要と認めるときに職員を配置する。

- (1) 市内で震度4の地震が発生し、又は熊本地方気象台から津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報が発表された場合。
- (2) 熊本地方気象台から注意報（津波注意報を除く）又は警報が発表され、特に警戒を必要とする場合。
- (3) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務部長が必要と認めるとき。

■災害警戒本部の職員配置基準（地震・津波）

体制	配置基準	職員配置体制	参集方法
第1警戒体制	1 震度4の地震が発生した場合 2 津波注意報が発表された場合 3 その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	総務部長 危機管理課 3名 ※必要に応じ関係各部課へ連絡	【勤務時間内】 熊本地方気象台→県危機管理防災課→市危機管理課→危機管理課長が担当職員へ指示 【勤務時間外】 警備室に確認後→担当職員登庁（情報収集） ※震度4未満の場合担当職員は、警備室に被害報告等状況を確認する。

2 設置・指揮の権限

総務部長は、第1警戒体制の配置及び指揮を行うが、総務部長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位：企画**財政**部長

第2順位：市民環境部長

3 事務分掌

災害警戒本部の主な事務分掌は次のとおりとする。

体制	事務分掌
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置の有無に関する事。 ○ 注意報及び警報等の伝達に関する事。 ○ 雨量・水位・潮位等の情報収集に関する事。 ○ 被害状況の収集に関する事。 ○ 避難所の開設に関する事。 ○ 県及び関係機関との情報連絡に関する事。

4 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

ただし、局地的な災害が発生した場合や、震度5弱以上の地震及び津波警報が発表された場合など、災害が拡大するおそれがある場合、災害対策本部へ移行する。

第3 宇土市災害対策本部

市において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「宇土市災害対策本部」を設置し、市の全組織を挙げて災害対策に取り組む。

なお、勤務時間外に災害対策本部を設置した場合、危機管理課は宇土市お知らせメール及び電話連絡等により職員参集を行うものとする。ただし、下記の風水害における災害対策本部の設置基準：第3配置及び、右記の地震・津波における災害対策本部の設置基準：第3警戒体制においては、自動的に全職員が参集するものとする。

1 設置基準

(1) 風水害における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

区分	設置基準	職員配置体制	参集方法
第1配置	1 土砂災害警戒情報が発表された場合。 2 局地的な災害が発生した場合。 3 その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示した場合。	○ 災害対策本部員登庁 ○ 配置数は、状況により、その都度各対策部長が指示する。	【勤務時間内】 熊本地方気象台→県危機管理防災課→市危機管理課（庁内メール）→関係職員 【勤務時間外】 宇土市お知らせメール及び各部課の電話連絡等により、必要な人員を参集する。
第2配置	1 局地的な災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合。 2 第1配置による対応が難しい場合。 3 その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示した場合。	○ ただちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。 ○ 配置数は、状況により、その都度各対策部長が指示する。	
第3配置	1 広域にわたる災害が発生、特に被害が甚大な場合。 2 第2配置による対応が難しい場合。 3 本部長が当該配置を指示した場合。	○ 全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が強力に推進できる体制とする。	【勤務時間内】 熊本地方気象台→県危機管理防災課→市危機管理課（庁内メール）→全職員 【勤務時間外】 熊本地方気象台等の発表をテレビ・ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。 また、宇土市お知らせメール及び各部課の電話連絡を行い参集する。

(2) 地震・津波における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

区分	配置基準	職員配置体制	参集方法
第2警戒体制	1 震度5弱又は5強の地震が発生した場合。 2 津波警報又は大津波警報が発表された場合。	災害対策本部員 危機管理課、 総務課、 <u>秘書政策課</u> 、 財政課、福祉課、 高齢者支援課、 農林水産課、 商工観光課、 土木課、 都市整備課、 上下水道課、 学校教育課、 生涯活動推進課、 網田支所、網津支所、 消防団本部	【勤務時間内】 熊本地方気象台→県危機管理防災課 →市危機管理課（庁内メール）→関係職員 【勤務時間外】 ○ 震度5弱・5強の地震発生又は津波警報等をテレビ・ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。 ○ 人員は各課最低2名以上とし、必要に応じ各部により増員するものとする。
第3警戒体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合。	全職員	【勤務時間内】 熊本地方気象台→県危機管理防災課 →市危機管理課（庁内メール） →全職員（災害対策本部分掌事務に従い対応） 【勤務時間外】 ○ 震度6弱以上の地震発生をテレビ・ラジオ等で確認した場合、直ちに職員自ら情報収集に努め自主的に登庁するものとする。 ただし、道路の遮断や公共の交通機関の不通により登庁できない場合は、所属長にその旨を伝えるとともに、最寄りの支所あるいは指定の避難場所へ出向き応急活動に従事する。

2 設置・指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

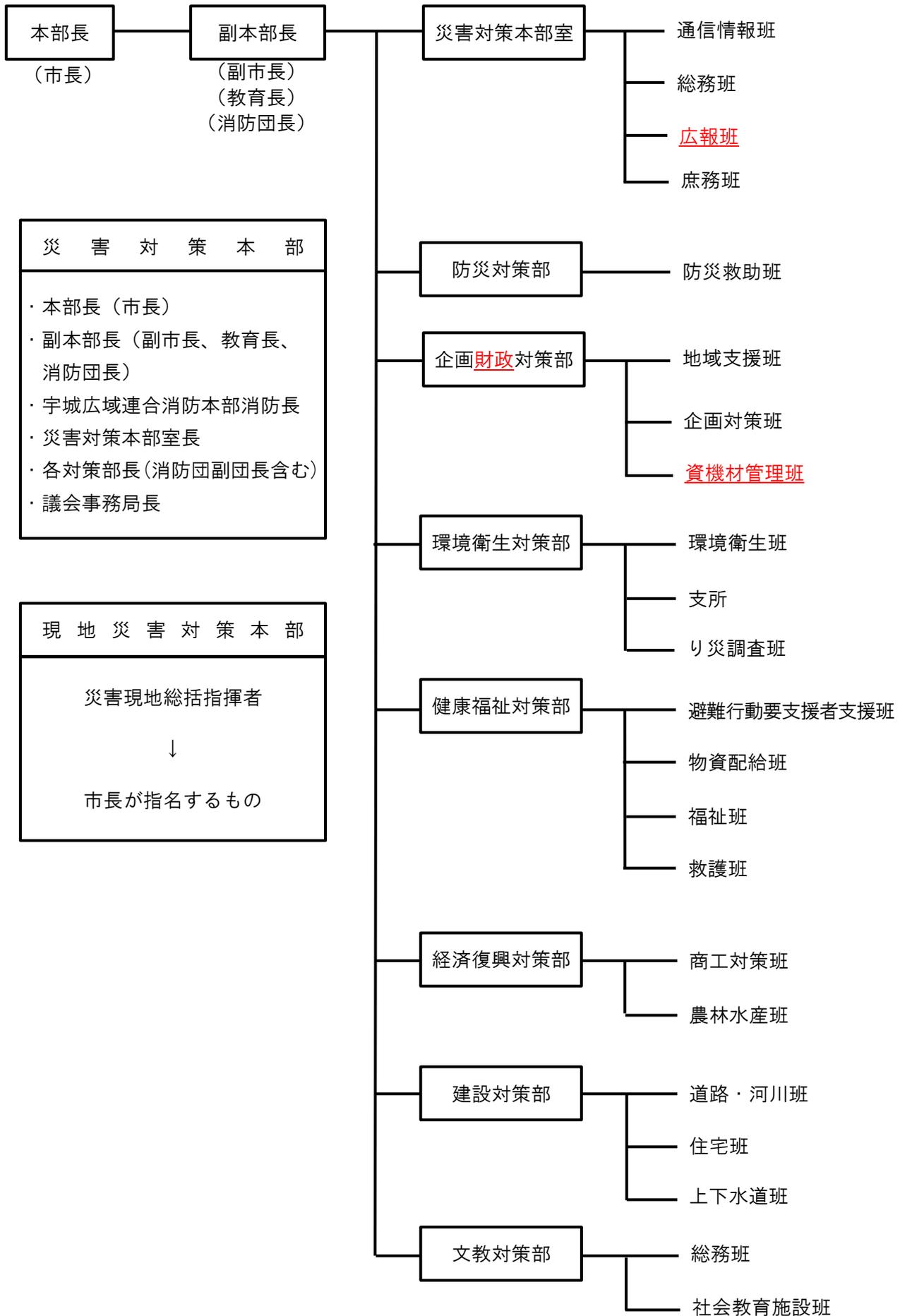
第1順位 副市長	第2順位 総務部長
----------	-----------

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の設置基準に達したときは、次の配置をとるものとする。

- (1) 本部に本部会議及び本部室を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長、本部室長、各対策部長、議会事務局長及び宇城広域連合消防本部消防長をもって構成する。
- (3) 本部室に、本部室長、本部室次長、本部室員を置く。
- (4) 本部長は本部の事務を分掌して推進するため必要があると認めるときは、対策部を置く。
ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。
- (5) 対策部に対策部長、班長、班員を置く。

宇土市災害対策本部の組織図



4 災害対策本部の事務分掌

各対策部の事務分掌は、おおむね次のとおりである。

対策部 共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の通信情報班への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務班への報告に関すること。 3 <u>報道機関からの問い合わせ等の広報班への報告に関すること。</u> 4 対策部内の連絡調整に関すること。 5 対策部内の庶務に関すること。 6 対策部内の職員の配置運用に関すること。 7 他の対策部への応援に関すること。
班共通 事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 4 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 7 所管業務に関わる避難行動要支援者対策に関すること。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第2節 市の防災組織

宇土市災害対策本部事務分掌 (1/3)

部(室)	班	班長	班員	分掌事務
本部長 本部長：市長				災害対策本部の事務を総括し、各対策部の職員を指揮監督する。
副本部長 副本部長：消防団長、副市長、教育長				本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
災害対策本部室 室長：総務部長				災害対策本部会議の事務を総理し、他団体への応援・派遣要請時の連絡事務を行う。 さらに、人員・資材の調整を行い、災害対策及び復旧に必要な財務対策の調整にあたる。
	通信情報班	危機管理課長	危機管理課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	1 法令等に基づく応援・要請の決定に関する事。 2 自衛隊の派遣要請に関する事。 3 電話回線網による情報収集伝達に関する事。 4 防災行政無線の運用と通信統制に関する事。 5 被害状況の収集、集計、報告に関する事。 6 市の管理する避難所の開設及び管理に関する事。
	総務班	総務課長	総務課 議会事務局	1 職員参集及び配置に関する事。 2 県及び指定行政機関等に対する職員の派遣要請及び幹旋依頼に関する事。 3 各対策部の職員応援調整に関する事。 4 議会議員との連絡調整に関する事。
	広報班	秘書政策課長	秘書政策課	<u>1 報道機関との対応に関する事。</u> <u>2 市民への災害情報の広報に関する事。</u> <u>3 災害記録写真に関する事。</u> <u>4 市のホームページ等の更新に関する事。</u>
	庶務班	会計課長	会計課	1 災害対策本部出納業務に関する事。 2 災害対策本部職員の給食・衛生管理に関する事。 3 災害対策本部の一般的庶務に関する事。
防災対策部 部長：消防団副団長				災害時の救助・消防・防災活動を実施して、市民の生命・身体・財産を災害から直接守る。
	防災救助班	本部指導員	消防団員	1 消防団の活動に関する事。 2 被害者の避難救助に関する事。 3 災害防止に関する事。
企画財政対策部 部長：企画財政部長				災害対策本部全体の情報や他団体との連絡調整を行うとともに、市民への災害情報の広報や報道機関との対応にあたる。
	資機材管理班	財政課長	財政課	<u>1 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関する事。</u> <u>2 義援金の管理運用及び配分に関する事。</u> <u>3 車両の確保及び配車に関する事。</u> <u>4 庁舎及び市管理施設の保全に関する事。</u>
	地域支援班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課	1 他団体との連絡体制の調整に関する事。 2 総合相談窓口に関する事。 3 庁舎内のシステム・インフラの動作状況及び被害調査に関する事。
	企画対策班	企画課長	企画課	1 本部長及び副本部長の災害状況視察に関する事。 2 国及び県からの視察対応並びに陳情書の作成に関する事。 3 災害見舞者及び災害視察者の対応に関する事。 4 復旧、復興の総合計画に関する事。

宇土市災害対策本部事務分掌 (2/3)

部(室)	班	班 長	班 員	分 掌 事 務
環境衛生対策部 部長：市民環境部長				り災世帯の調査を迅速に行い、また、被災地の災害廃棄物、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、生活環境の整備に努める。
	環境衛生班	環境交通課長 市民保険課長	環境交通課 市民保険課	1 被災地の防疫、消毒活動に関する事。 2 避難所の衛生状況調査に関する事。 3 遺体の処理・埋葬に関する事。 4 ごみ処理施設、浄化施設の復旧に関する事。 5 避難所の災害廃棄物、生活ごみ及びし尿等の処理計画を策定すること。 6 市の管理する避難所での生活ごみ及びし尿処理に関する事。 7 災害廃棄物及び生活ごみの収集と処理に関する事。 8 仮設トイレの設置及び管理運営等に関する事。 9 市民の安否情報の総括に関する事。
	支 所	支 所 長	支 所	1 管内の災害情報の収集伝達に関する事。 2 管内の避難所の把握に関する事。 3 管内の応援物資の集積管理と搬入に関する事。 4 市民に対する相談窓口の開設に関する事。
	り災調査班	税務課長	税務課	1 り災世帯等の調査に関する事。 2 り災世帯のり災証明書発行に関する事。 3 土地・家屋等の被害調査に関する事。 4 り災調査結果の被災者台帳への入力に関する事。 5 災害に伴う税の減免措置に関する事。
健康福祉対策部 部長：健康福祉部長				避難所を開設し、避難者の収容と物資の配給を行うとともに高齢者や障がい者などの要援護者の状況を把握し、安全な避難生活のために配慮する。
	避難行動要支援者支援班	高齢者支援課長	高齢者支援課	1 避難行動要支援者に関する事。 2 介護施設の被害調査を行うこと。
	物資配給班	子育て支援課長	子育て支援課	1 物資の配給及び備蓄管理に関する事。 2 保育所及び放課後児童クラブ施設の被害調査を行うこと。
	福祉班	福祉課長	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課	1 避難所の開設地と責任者の決定に関する事。 (災害救助法適用時) 2 避難所の人員及び物資の需要を把握すること。 (災害救助法適用時) 3 避難所等からの被害情報収集に関する事。 (災害救助法適用時) 4 災害救助法に関する事務手続きを行うこと。 5 周辺の避難所の把握に関する事。 6 ボランティアの配置計画及び活用に関する事。 7 見舞金等の支給に関する事。 8 居住不能になったり災者の住居確保、斡旋に関する事。 9 被災者台帳の作成及び管理に関する事。 10 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅に関する事。
	救護班	健康づくり課長	健康づくり課 及び健康福祉部 各課所属保健師	1 避難所の健康管理に関する事。 2 負傷者の治療及び転送を行うこと。 3 救護所の開設運営に関する事。 4 医療機関の被害調査に関する事。 5 医療品や衛生材料の確保及び転送を行うこと。 6 医療機関との連絡調整や応援要請に関する事。

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第2節 市の防災組織

宇土市災害対策本部事務分掌 (3/3)

部(室)	班	班 長	班 員	分 掌 事 務
経済復興対策部 部長：経済部長	商工対策班	商工観光課長	商工観光課	災害予防及び応急対策を図るほか、事業所や関係団体との情報交換の窓口、被災地の復興支援対策の実施にあたる。 1 事務所等からの被害状況の収集に関する事。 2 被災事務所への復興支援対策に関する事。 <u>3 記録写真に関する事。</u>
	農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農業委員会 事務局	1 災害予防及び応急対策の実施に関する事。 2 農林水産団体からの被災状況の収集に関する事。 3 被災者への復興支援対策に関する事。 <u>4 記録写真に関する事。</u>
建設対策部 部長：建設部長	道路・河川班	土木課長	土木課	災害発生後、速やかに道路の復旧を行うとともに、災害救助法の適用時、仮設住宅の設置や市営住宅への仮収容を行う。 また、下水道の復旧、断水地域に対する配水を行うとともに、上水道等のライフラインの復旧のための調整を行う。 1 道路・河川等の被害状況調査を行う事。 2 道路・河川等の復旧状況の把握及び復旧に関する事。 3 水防法に基づく水防活動に関する事。 4 道路の応急対策及び補修に関する事。 5 河川の応急対策及び補修に関する事。 6 記録写真に関する事。
	住宅班	都市整備課長	都市整備課	1 避難者の市営住宅への収容に関する事。 2 仮設住宅の建設及び利用に関する事。 3 市営住宅の被害状況調査及び復旧に関する事。 4 住宅及び宅地の危険度判定に関する事。
	上下水道班	上下水道課長	上下水道課	1 水道施設の被害対策と飲料水の供給に関する事。 2 上下水道の被災状況調査に関する事。 3 上下水道の応急復旧対策に関する事。
文教対策部 部長：教育部長	総務班	学校教育課長	学校教育課 (幼稚園も含む)	学校・社会教育施設の復旧と速やかな授業の再開を行う。 施設が避難所として使用される場合は、避難生活者との連絡調整にあたる。 1 園児・児童・生徒の避難に関する事。 2 災害時の教育に関する事。 3 記録写真に関する事。 4 被害状況の把握に関する事。 5 避難所(小中学校)の管理に関する事。 6 学校教職員の安否確認及び支援等に関する事。 7 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関する事。
	社会教育施設班	生涯活動推進課長 文化課長 給食センター 所長	生涯活動推進課 中央公民館 図書館 文化課 給食センター	1 被災状況の調査・記録写真に関する事。 2 支援活動に協力する各種団体との連絡調整に関する事。 3 避難所の管理に関する事。 4 災害時の学校給食に関する事。 5 社会教育施設や体育施設及び文化財等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。
現地災害対策本部 部長：市長が指名する者				現地における各対策部への総括的な指揮命令を行う。 また、現地で防災活動に従事する関係機関との調整と、全体の指揮を行う。併せて、現地情報の広報を取りまとめて行う。
	現地本部員	市長及び現地災害対策本部長が指定した者	市長及び現地災害対策本部長が指定した者及び部・課	

5 災害対策本部会議

本部長は災害対策本部会議を開催し、災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。なお、第1回災害対策本部会議は、発災後1時間を目途に開催するものとする。

本部会議の開催時期	○本部設置後随時 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長（市長） ○副本部長（副市長、教育長、消防団長） ○災害対策本部室長（総務部長） ○各対策部長（企画財政部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、消防副団長、その他本部長が指名する者） ○議会事務局長
事務局	○危機管理課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 ○その他必要な職員
報告事項	○各班の配置体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策に関すること ○本部の配置体制の切り替え及び廃止に関すること ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関すること ○避難指示等、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○市民向緊急声明の発表に関すること ○国・県等への要望及び陳情等に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

6 災害対策本部の設置場所

- (1) 本部は、次の順位により確保するものとする。

第1順位；市役所庁舎内	第2順位；市役所別館	第3順位；福祉センター
-------------	------------	-------------

7 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- (1) 市庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
- (2) 来庁者、市庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- (3) 停電の場合には、非常用自家発電機による通信機器への復電等、本部室等最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- (4) 本部長の判断のもと、災害対策本部の設営に入る。
- (5) 熊本県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

熊本県 危機管理防災課	TEL (096)213-1000 FAX (096)213-1001 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災FAX番号 300-7001
----------------	--

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第2節 市の防災組織

- (6) 本部室に通信機器、テレビ、ラジオを準備するとともに、防災関係機関との連絡調整ができるホットライン（非常時緊急電話）を設定する。
- (7) 本部室に市内の地図（全図、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）等）、ホワイトボード等を準備する。
- (8) 応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

8 現地災害対策本部

- (1) 被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。
- (2) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者を充てる。

9 災害対策本部の廃止

災害のおそれがなくなると認められたとき、又は災害に対する応急対策の措置が終了したと認められたとき、災害対策本部長は災害対策本部を廃止する。
また、その後の状況を確認し、現地災害対策本部も廃止する。

10 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置及び廃止した場合、速やかに県知事及び防災関係機関にその旨通知するとともに、報道機関等を通じて市民に対して発表する。

11 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第4 職員配置体制

災害が発生するおそれがある、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1 市及び防災関係機関等による業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な研修・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、災害対策本部の機能を担う本庁等においては、災害時に災害応急対策や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 市長が不在の場合の明確な代行順位及び職員の参集体制並びに支援体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）及び職員用の水・食糧等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」や「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を参考とする。

2 指揮系統

大規模地震が発生した場合及び大津波警報又は津波警報が発表された場合、市長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

- ア 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報及び津波警報が発表された場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- イ 市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ア 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報又は津波警報が発表された場合、市長に連絡を行い必要な指示を受けるものとする。
また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。震度4以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
- イ 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。
- ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務部長は、職員の派遣等により市長に連絡するものとする。

3 組織の確立

(1) 風水害における配置基準

風水害における職員の配置基準は、注意体制・災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に準ずる。

(2) 地震・津波における配置基準

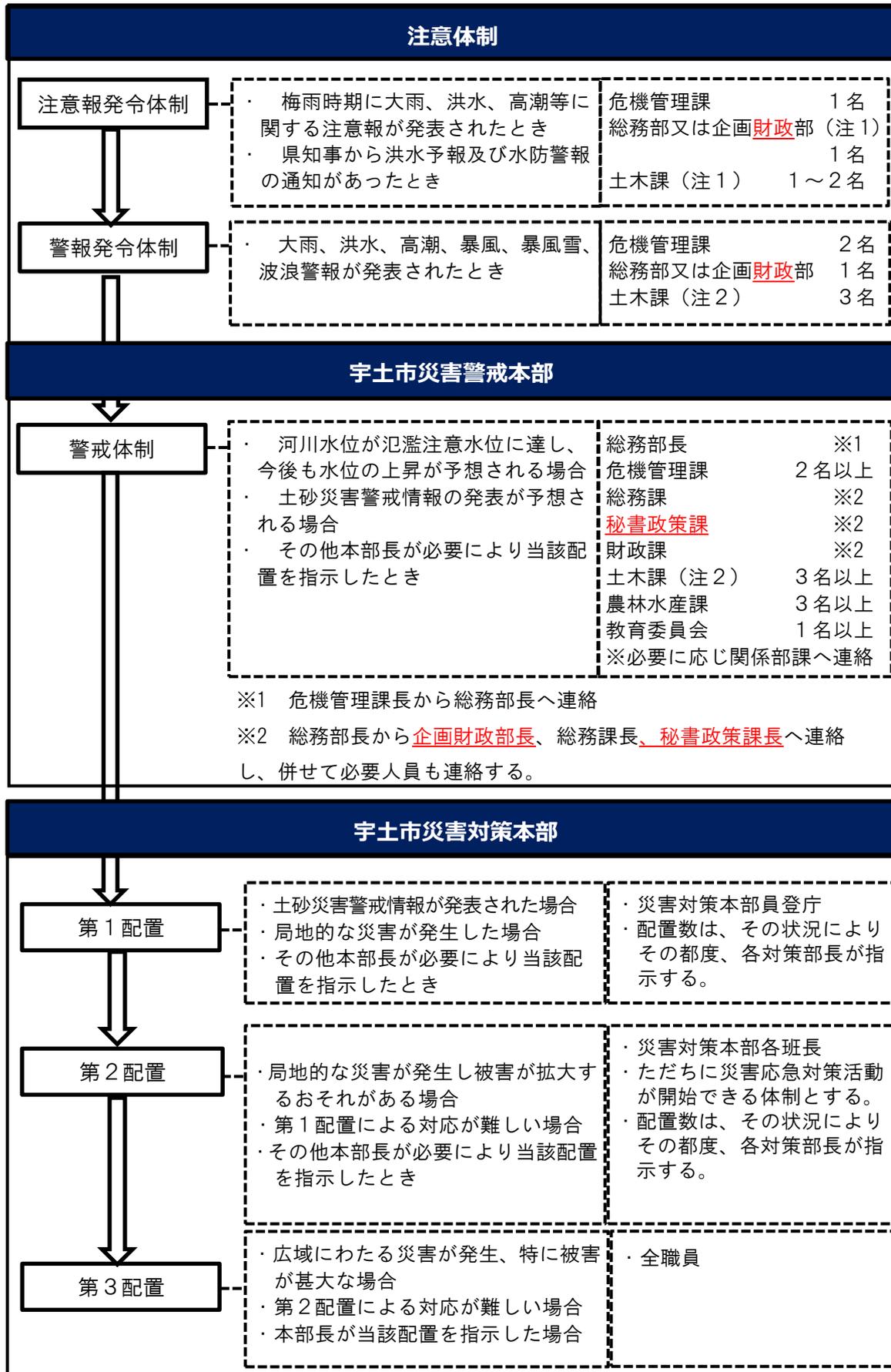
地震・津波における職員の配置基準は、災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に準ずる。

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第2節 市の防災組織

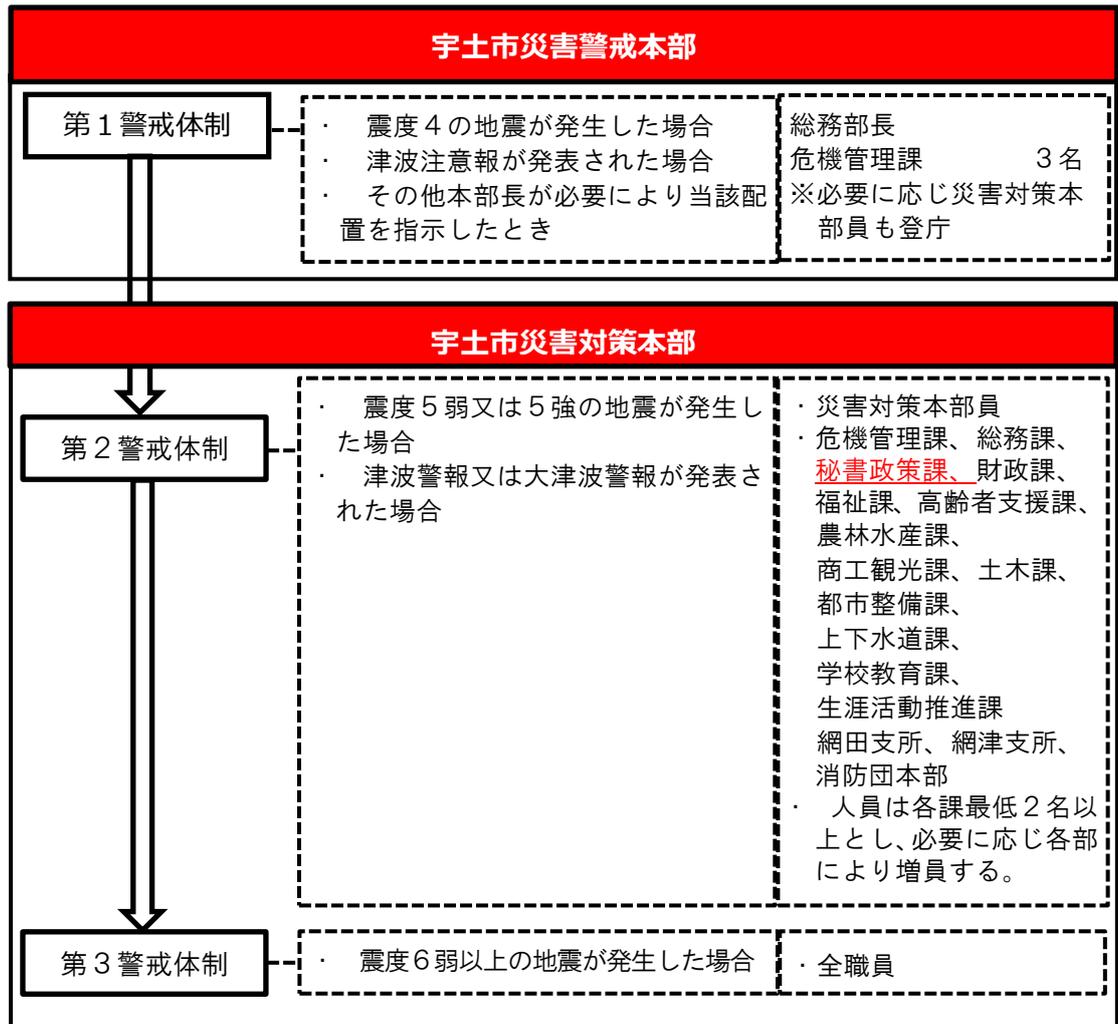
■風水害における職員の配置



(注1) 気象状況等により、危機管理課長及び土木課長による協議の上、配置人員を決定する。

(注2) 建設部内の応援を含む。

■地震・津波における職員の配置



(3) 職員の待機場所

職員の待機は各課において行うものとする。

ただし、各部署（若しくは関係課）の1名は、市役所庁舎内に情報連絡員として待機するものとする。

(4) 職員配置体制の長期化への対応

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、各対策部長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

4 職員の安全確認・健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施するものとする。

(1) 安否確認

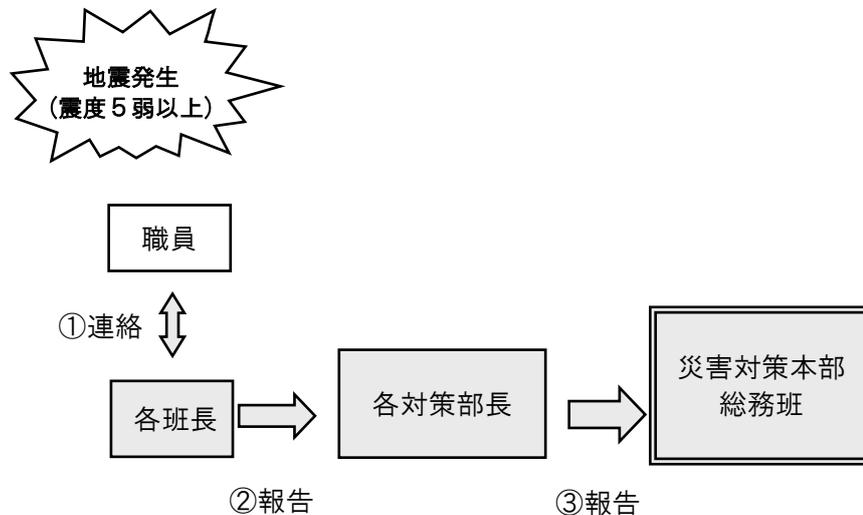
ア 安否確認事項

- ① 安否情報：○本人（無事・負傷） ○家族等の安否（無事・負傷） ○その他
- ② 参集情報：○勤務地 ○最寄りの職場（支所等出先機関） ○自宅待機

イ 職員の安否確認の手順

- ① 職員は、自身の所属に上記の安否確認事項連絡をする。
各所属は、職員から安否連絡がない場合には、個別連絡を取り、安否を確認する。
なお、各職員及び各所属は、平常時から、連絡責任者、連絡先、連絡手段（災害伝言ダイヤル等）を互いに確認しておく。
- ② 各対策班は、安否確認状況報告様式を準用して、安否の確認結果を取りまとめ、各対策部長に報告する。

ウ 各対策部長は、対策部内の確認結果を、安否確認状況報告様式により、災害対策本部総務班へ報告する。



(2) 職員の参集状況の把握

ア 職員の参集先

① 勤務地への参集

該当職員は、休日・夜間等の勤務時間外に震度5弱以上の大規模地震が発生した場合には、原則として、徒歩、自転車又はバイクで勤務地に参集する（車は利用しない）。ただし、自宅が津波避難区域になっている場合や、倒壊するおそれがある場合などにおいては、自らの安全確保を行った上で参集する。

② 最寄りの支所若しくは指定緊急避難場所への参集＝自分の勤務地への参集が困難な場合の対応

交通機関等の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、最寄りの支所若しくは指定緊急避難場所に参集する。

③ 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

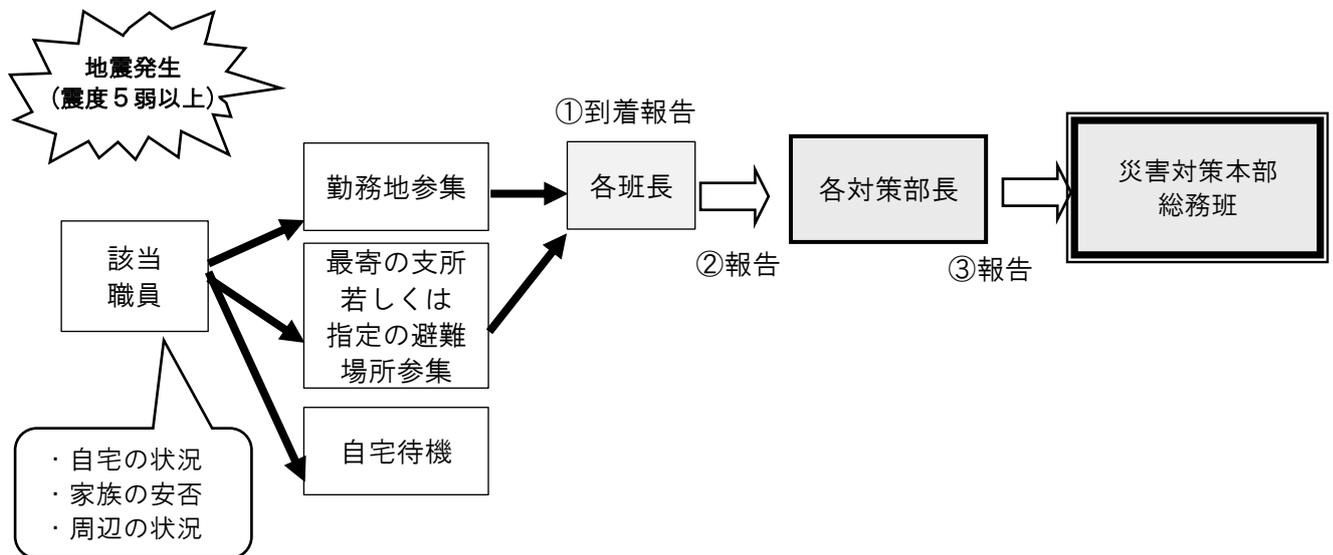
(ア) 以下に掲げる事由等により、勤務地等に参集が困難な場合には、安否情報を所属に連絡した上で、原則として自宅待機とする。

- a 職員の家族等が死亡したとき。
- b 職員又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- c 参集途上において、救出・救助活動等に参加する必要があるとき。
- d 自宅周辺で、津波浸水のおそれがあり、避難が必要であるとき。

(イ) 待機期間の行動

周辺の状況把握に努めつつ所属先との連絡・指示を待つ。

また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど地域の応急活動に積極的に参加する。



第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第2節 市の防災組織

イ 職員の参集状況の把握

職員の参集状況の把握は、次の手順に基づき行うものとする。

- ① 参集した職員（最寄りの支所若しくは指定の避難場所を含む。）は所属に対して、到着を報告する。
- ② 各所属は、参集状況報告様式を準用して、参集状況を取りまとめ、各対策部長に報告する。
- ③ 各対策部長は、対策部内の参集状況を、参集状況報告様式により災害対策本部総務班へ報告する。

(3) 職員の健康管理

災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、業務継続計画に基づき、非常時優先業務に絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請計画

(総務部・企画財政部)

市は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

第1 職員の応援及び県への応援又は応援幹旋の要請

- 1 市長(本部長)は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課(局、所、委員会)に所属する職員を、他の部署に派遣することを指示するものとする。
- 2 災害対策基本法第67条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。(熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定(平成15年7月23日締結、令和3年5月25日改正))
- 3 災害対策基本法第67条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、宇城地域振興局を通じて県知事に対して応援を要請することができる。
- 4 災害対策基本法第67条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、政令で定めるところにより、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長及びその他の執行機関にこれを委託し、執行させることができる。

第2 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力依頼

市は、必要に応じ、被災市長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について県を通じて総務省に、又は対口支援団体(カウンターパート)に要請するものとする。

第3 職員の派遣

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事又は市長は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請ことができ、また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の幹旋を求めることができる。

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第3節 応援要請計画

1 職員派遣の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠等は次のとおりである。

■派遣依頼先・内容等及び法的根拠

対策等	依頼先	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	○ 指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基29-2
	○ 県知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要請）	災害基30-1
	○ 県知事（他の自治体職員の派遣斡旋要請）	災害基30-1 自治252の17
	○ 他の市町村長（応援の要求）	災害基67
	○ 県知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基68
	○ 応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員の派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	○ 県知事（自衛隊の派遣要請）	災害基68の2
	○ 自衛隊（県知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基68の2-2
消防に関する応援要請	○ 消防本部等（消防相互の応援等）	消組39
	○ 県知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組44
防災関係団体等への応援要請	○ 内閣総理大臣又は県知事 ○ 防災関係団体、民間団体（企業、NPO、NGO等） （協定に定める事項）	災害基30の2 各種応援協定等

（凡例）災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法

2 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第32条の規定により県又は市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示(昭和51年3月自治省告示第118号)によるものとする。

3 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- (1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第18条による。
- (2) 県及び市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第252条の17第3項による。

第4 行政機関に対する応援要請

1 県知事に対する要請

市災害対策本部室は災害対策基本法第68条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ただし、緊急時は電話、無線で直接要請し後日文書を送付する。

要請先	県知事 (危機管理防災課)	電話 096-213-1000 FAX 096-213-1001 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災FAX番号 300-7001
要請伝達方法	文書1部(緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付)	
応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
職員派遣要請・ 幹旋	<input type="checkbox"/> 派遣の要請又は幹旋を求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	

2 他市町村長に対する要請

市災害対策本部室は、応急措置に必要があると認めるときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

■ 応援活動内容

<input type="checkbox"/> 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 <input type="checkbox"/> 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供 <input type="checkbox"/> 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

3 消防広域応援

大規模災害が発生した場合の消防機関の応援体制は、次のとおりである。

(1) 県内の消防機関への応援要請(消防相互応援)

大規模災害が発生した場合、宇城広域連合消防本部消防長は「熊本県消防相互応援協定」に基づき他の消防機関へ応援要請を行う。

(2) 県外の消防機関への応援要請(緊急消防援助隊)

大規模災害発生時において、市長の指示により、宇城広域連合消防本部消防長は、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事に対し応援要請を行う。

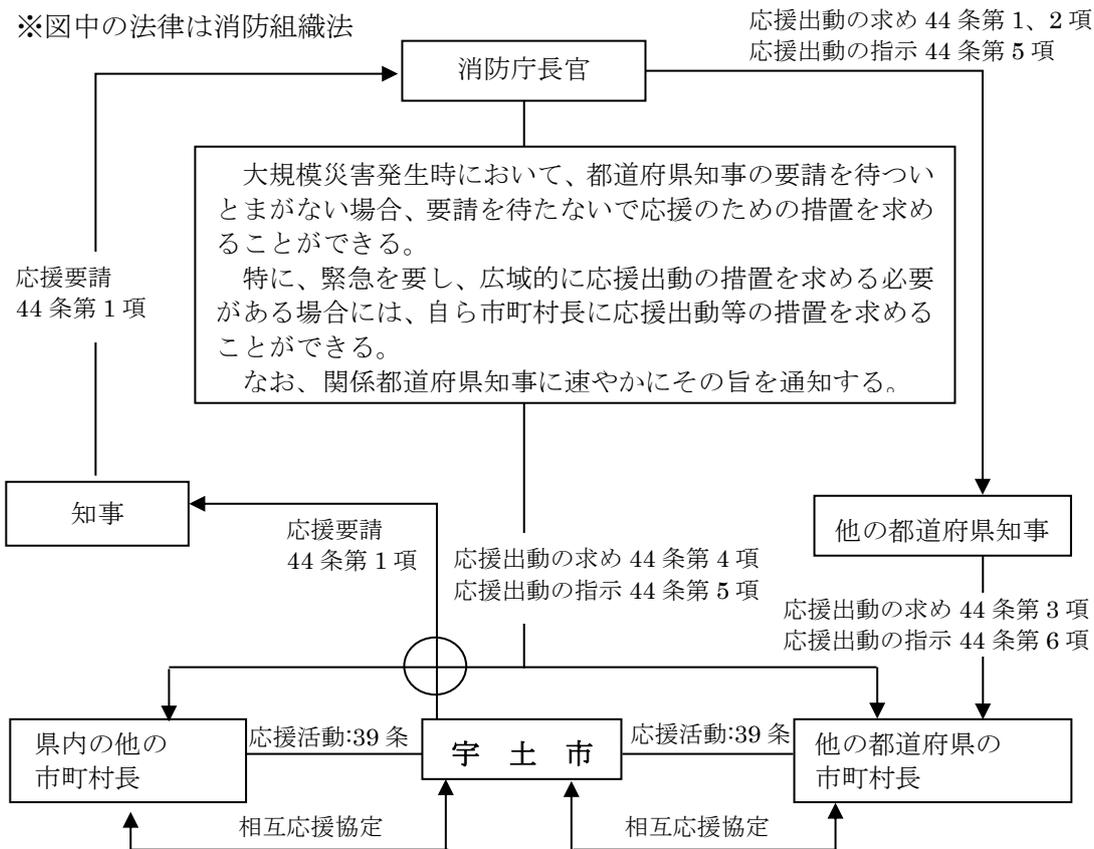
なお、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官へ応援要請するものとする。

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第3節 応援要請計画

消防長官へ要請後、「緊急消防援助隊」が派遣される。



(3) 防災消防ヘリコプター

市長の指示により、宇城広域連合消防本部消防長は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請を行う。

第5 宇土市応援等調整本部

- 1 市長は緊急消防援助隊を要請した場合は、宇土市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部と併せて宇土市応援等調整本部を設置するものとする。
- 2 調整本部は、宇土市に設置する。
また、指揮支援本部及び航空統括本部は消防本部へ設置する。
- 3 応援等調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、宇土市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。
 - (1) 緊急消防援助隊の部隊配置に関する事
 - (2) 関係機関との連絡調整に関する事
 - (3) 緊急消防援助隊の後方支援に関する事
 - (4) その他必要な事項に関する事
- 4 消防団は、派遣隊の誘導、現場活動の応援に当たる。

第6 災害対策本部における対応

1 災害対策本部で対応する協定等

次のような協定については、災害対策本部において対応する。
なお、自衛隊との連携については別途定める。

(1) 自治体相互応援協定相手先一覧（令和5年4月1日現在）

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の概要
1	熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定（熊本県市長会、熊本県町村会）	H15. 7. 23 (R3. 5. 25 改正)	被害を受けた市町村が独自では十分な復旧対策が実施できない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行なう。
2	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（全国青年市長会）	H22. 6. 14	市長が全国青年市長会の会員である市において、大規模な災害が発生し、被災した市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合において相互応援する。
3	宇土市における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局）	H23. 7. 19	災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、被害の拡大を防ぎ及び二次災害を防止すること。 所管施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、災害応急措置 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等
4	九州市長会における災害時の相互支援体制（九州管内の118市）	H25. 5. 16	九州市長会防災部の設置、リエゾン隊及び即応支援班の派遣など。 特に即応支援班は2日目以降の応援を行う。
5	九州財務局と宇土市との包括連携協定（九州財務局）	H26. 4. 21	宇土市内で災害が発生し、宇土市から九州財務局に対して職員派遣の要請をした際は、九州財務局職員を派遣し、宇土市職員の指示に基づき、事務及び作業を支援する。
6	災害時における相互応援に関する協定書（神奈川県伊勢原市）	H29. 11. 12	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。
7	危機発生時における相互応援に関する協定（奈良県桜井市）	H29. 11. 29	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。
8	災害時における相互応援に関する協定書（東京都狛江市）	H30. 2. 21	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう
9	災害時における熊本県宇土市と千葉県市川市との相互応援に関する協定書（千葉県市川市）	H31. 2. 1	被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。
10	<u>災害時における熊本県宇土市と鹿児島県日置市との相互応援に関する協定書（鹿児島県日置市）</u>	<u>R4. 9. 26</u>	<u>被災した協定市に対し、円滑に応急対策及び復旧対策行なう。</u>

※詳細な支援内容については、災害時受援計画書に掲載。

- (2) 指定地方行政機関等の防災関係団体との間で、関連分野において連携を必要とするもの。
- (3) 受援内容が多岐にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用等。

2 応援の要請

本部長が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。

協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

また、応援要請を行った際に、応援都市等から先遣隊（あるいは調整隊。以下同じ。）が派遣される旨の情報を得た場合には、本市の災害状況や途中のルートの状況など、情報提供を併せて行うよう努める。

3 先遣隊の受入れ

応援都市等から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行うものとする。

4 応援部隊（実際に活動する部隊）の活動調整

災害対策本部は、応援都市等に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は、災害対策本部から各対策部に伝達するとともに、以降の調整方法等について併せて協議を行う。必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを各対策部との間で実施する。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動調整が円滑に進むよう配慮しなければならない。

5 応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は各対策部と調整を行い、応援都市からの部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。

また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を各対策部と調整のうえ準備する。

6 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、活動の一体性を確保する観点から、応援都市の先遣隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援都市からのアドバイスも得るように努める。

同様の連携を、災害対策本部や活動現場においても確保し、共に災害対応を行うものとする。

第7 民間団体等に対する応援要請

災害対策本部総務班は、必要と判断した場合は、最適と考えられる団体に対して、応援を要請する。

■民間団体等に対する協力協定の締結状況（令和5年4月1日現在）

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の内容
物資供給（17）			
1	災害時における物資供給に関する協定書 （NPO法人コメリ災害対策センター）	H20. 6. 5	地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市が災害対策本部を設置し、要請を行なった場合において、調達可能な物資の供給を行う。 ・作業品、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ等
2	災害時におけるLPガス供給に関する協定書 （一般社団法人熊本LPガス協会）	H25. 5. 15	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、優先的にLPガスの供給を行う。
3	災害時における物資供給に関する協定書 （熊本宇城農業協同組合）	H26. 10. 1	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、米類、その他調達することができる物資の供給を行う。
4	災害時における物資供給等の協力に関する協定書 （王子コンテナ株式会社 熊本工場）	H26. 12. 2	災害等が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、段ボール製品及びその他調達することが出来る物資の供給を行う。
5	災害時における物資供給に関する協定書 （山崎製パン株式会社熊本工場）	H26. 12. 24	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、パン類及びその他調達することが出来る物資の供給を行う。
6	災害時等における物資提供等の協力に関する協定書（宇土市葉たばこ共同乾燥組合）	H28. 1. 5	災害等が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、発電機を提供する。
7	災害対応型自動販売機設置協定書 （ココ・コーラウエスト株式会社）	H28. 12. 1	災害対応型自動販売機を設置。災害等が発生した場合、自動販売機内在庫の製品を無償で提供する。
8	災害時における量の提供に関する協定書 （「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）	H29. 2. 28	災害等が発生した場合に、宇土市からの要請により、避難所等への量の提供を行う。
9	防災井戸に関する協定 （株式会社肥後銀行 宇土支店）	H29. 6. 6	災害時に、管理している防災井戸の水を生活用水として地域住民に提供する。
10	災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）	H29. 7. 6	災害時に、宇土市からの要請により、日用品や作業用品などの物資の提供を行う。
11	自動販売機設置契約書「緊急時飲料提供ベンダー利用細則」 （サントリービバレッジサービス株式会社）	H30. 1. 22	災害対応型自動販売機を設置。災害等が発生した場合、自動販売機内在庫の製品を無償で提供する。
12	災害時における救援物資の提供に関する協定書（熊本県酪農業協同組合連合会）	H30. 5. 9	災害時に、宇土市からの要請により、常温保存可能な乳飲料の提供を行う。
13	健康増進に関する連携協定 （大塚製薬株式会社）	R2. 7. 15	災害時に飲料水及び食料品の提供等を行う。
14	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）	R2. 12. 11	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、移動式宿泊施設（コンテナ型ホテル）を優先的に提供する。
15	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	R2. 12. 24	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、災害対応に必要な機材を優先的に提供する。
16	災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	R3. 11. 1	災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、調達可能な物資の供給を行う。 ・作業関係、工具類、食料、飲料水、生活必需品、調理・電気用品、暖房機器等
17	災害時等における物資提供等の協力に関する協定書（株式会社川口登建設）	R4. 3. 14	災害等が発生し、又はその発生するおそれがある場合、宇土市からの要請により、発電機を提供する。
災害時応急活動（21）			
1	災害時における支援活動に関する協定書	H21. 11. 11	災害時における人命救助及び復旧作業等に必要

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第3節 応援要請計画

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の内容
	（白井工業株式会社）		な人員の支援 災害時における人命救助及び復旧作業等に必要な資機材の支援 災害時における一時避難所及び一時救護所の提供
2	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する実施細目協定書 （社団法人熊本県産業廃棄物協会）	H22. 7. 15	災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。
3	災害時要援護者への避難援護等の協力に関する協定書 （医療法人社団金森会、社会福祉法人白晝会、医療法人社団小田会）	H22. 9. 1	災害が発生した場合、災害時要援護者に対する避難援護等について協力する。 災害情報の伝達、安否確認、避難所までの誘導、施設への移送及び収容、施設内での収容者の介護。
4	大規模災害時の支援活動に関する協定書 （一般社団法人宇土市建設業協会）	H22. 9. 8 (R2. 7. 27 改正)	市が管理する公共施設の被害情報の収集及び市に対する報告 公共施設における簡易な応急措置 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置
5	災害時における廃棄物の一時保管場所に関する協定（（有）熊本クリーンサービス）	H24. 11. 30	災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。
6	大規模災害時等緊急時対応の支援活動に関する協定書（宇土市指定水道工事店組合）	H25. 4. 1	市が管理する公共施設の被害状況の収集及び市に対する報告 公共施設における簡易な応急措置 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置
7	災害時における廃棄物の一時保管場所に関する協定（（株）カネムラエコワークス）	H25. 9. 1	災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援するため、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するための協定。
8	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書（一般社団法人 熊本県ペストコントロール協会）	H29. 1. 22	災害が発生した場合又は広範囲にわたる感染症等が発生した場合、感染症の予防や蔓延防止を図るため、宇土市からの要請により消毒活動等を行う。
9	災害発生時における宇土市と宇土市関係郵便局の協力に関する協定書（日本郵便株式会社 宇土市関係郵便局）	H29. 3. 15	災害等が発生した場合に、宇土市と宇土市関係郵便局が相互に協力し、情報提供、車両の提供、銀行及び保険の非常取り扱い、その他協力できる事項を行う。
10	災害時の医療救護活動等に関する協定書（一般社団法人 宇土地区医師会）	H29. 4. 1	災害発生時の医療救護活動及び公衆衛生活動について、宇土市からの要請により、宇土地区医師会災害医療チーム（UMAT）を派遣する。
11	災害支援協定（日本下水道事業団）	H30. 4. 1	市所管の下水道施設が被災した場合、下水道施設の維持又は修繕に関する工事、その他災害支援（現地調査、災害報告に要する資料作成等）を行う。
12	災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	H30. 4. 1	市所管の下水道管路施設が被災した場合、市の要請により、被災した下水道管路施設の被害調査及び応急復旧のために必要な業務、その他協議により必要とする業務を行う。
13	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する実施細目協定（熊本県環境事業団連合会）	H30. 6. 8	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚泥の吸引及び移送を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援する。
14	災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する実施細目協定（熊本県清掃事業協同組合）	H30. 11. 1	災害時における廃棄物の収集運搬を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援する。
15	災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書に関する実施細目（一般社団法人熊本県解体工事業協会）	R1. 10. 1	災害が発生した場合、倒壊により通行の妨げになっている家屋等や倒壊の危険性が高い家屋等、緊急に解体撤去する必要がある建築物等の解体撤去を支援する。
16	災害等調査活動に関する協定書（カネリョウ海藻株式会社）	R1. 11. 21	災害等の調査活動時に、宇土市からの要請により、所有する無人飛行機（ドローン）での調査を

No	協定（覚書）名称	締結年月日	支援の内容
			行う。
17	災害時の応急活動に関する協定書（宇城電気工事協同組合）	R2. 4. 1	災害が発生した場合、市の所有施設が電気設備の故障等により、市の応急対策に支障を来す場合、市の要請により施設の早期復旧を行う。また、市外の同組合加入者の応援を依頼出来る。
18	宇土市における災害復旧に関する覚書（九州電力送配電㈱熊本支社 配電部 宇城配電事業所）	R2. 4. 1	災害発生時の、電力の復旧について、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、宇土市の災害復旧活動上重要な施設及び経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧作業を行う。
19	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	R2. 4. 1	ヤフーが提供するウェブサービス上に、市が発信する災害に係る情報を掲載し、広く周知する。
20	災害時における住家被害認定調査等に関する協定書（公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会）	R3. 8. 3	災害が発生した場合、市の要請により住家被害認定調査員を派遣し、被害状況の調査業務、罹災証明書に係る相談業務の補助等を行う。
<u>21</u>	<u>災害時等における技術支援協力に関する協定（一般社団法人全国さく井協会）</u>	<u>R5. 1. 13</u>	<u>地震その他の自然現象により、市が管理する上水道施設（井戸等）が被災した場合、市の要請により被災調査や災害復旧の技術支援を行う。</u>
施設使用（避難所、物資集積）（4）			
1	災害時における相互協力に関する覚書（宇土市内郵便局）	H11. 10. 1	災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、相互に協力要請を行なうもの。 (1)相互が所有し、又は使用管理する施設、用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用 (2)相互が収集した被災情報、被災市民の避難先情報その他災害関連情報の相互提供 (3)災害救助法適用時における郵政事業に係る災害特別事務取扱等
2	大規模地震等の災害時における創価学会宇土文化会館施設の一時避難所使用に関する申合せ事項確認書（創価学会 熊本県事務局）	H26. 4. 1	大規模地震等の災害が発生した場合に、宇土市からの要請により、施設の一部を一時避難所として提供する。 創価の間：100名程度、先駆の間：35名程度
3	災害時における特設公衆電話の設置等に関する協定書（西日本電信電話株式会社 熊本支店）	R1. 11. 19	大規模な自然災害等が発生した場合に、特設公衆電話を指定避難所に設置し、被災者、帰宅困難者等の通信手段を確保する。
4	災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書及び覚書（熊本県立宇土中学校・宇土高等学校）	R2. 3. 25	災害の発生した場合、市が宇土地域防災計画に基づき設置する避難所（緊急避難場所を含む。）として、学校施設を提供する。
物資輸送（1）			
1	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書（公益社団法人熊本県トラック協会）	H27. 2. 6	地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、宇土市からの要請に基づき、事業用車両等による生活必需品等の輸送や災害緊急対策実施のための資機材等の輸送、瓦礫の輸送など宇土市が必要とする応急対策業務、物流専門家によるアドバイザー業務などを行う。

第8 応援・受援体制の整備

市は、応援活動の拠点となる施設の提供や、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた災害時受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務部)

本計画は、天災、地災その他災害に対し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

第1 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- 1 知事
- 2 第十管区海上保安本部長
- 3 熊本空港事務所長

第2 災害派遣要請の基準

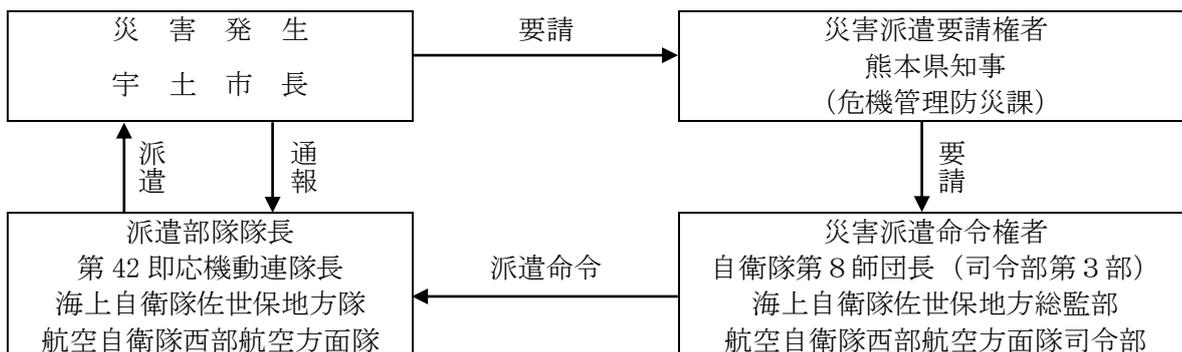
災害時における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は次のとおりである。

- 1 天災、地災その他災害に際して、人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合で次の必要を満たしているとき。
 - (1) 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性がある。
 - (2) 緊急性：差し迫った必要性がある。
 - (3) 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

第3 派遣要領

自衛隊の派遣要請は、知事を通じて行う。

- 1 知事に対し自衛隊の派遣を要請する場合は文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、事後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 市長は、知事に対する自衛隊法第83条第一項の規定による要求を求めることができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定するものに通知することができる。



機関名	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊 第8師団司令部	平常 第3部 防衛班	096-343-3141 内線 3261
	夜間 司令部 当直	096-343-3141 内線 3299
海上自衛隊 佐世保地方總監部	平常 防衛部第3幕僚室	0956-23-7111 内線 3257
	夜間 運用 作業室	0956-23-7111 内線 3222
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	平常 防衛部運用課	092-581-4031 内線 2348
	夜間 防衛部運用課	092-581-4031 内線 2203

自衛隊名	担当地区名
陸上自衛隊 第42即応機動連隊	宇土市、熊本市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、 宇城市、下益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡、 合志市、阿蘇市
同 第8師団 西方特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、天草郡、 八代郡、球磨郡、葦北郡
海上自衛隊佐世保地方隊	熊本県全域
航空自衛隊西部航空方面隊	熊本県全域

第4 災害派遣要請に含める事項

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の終結地等)

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

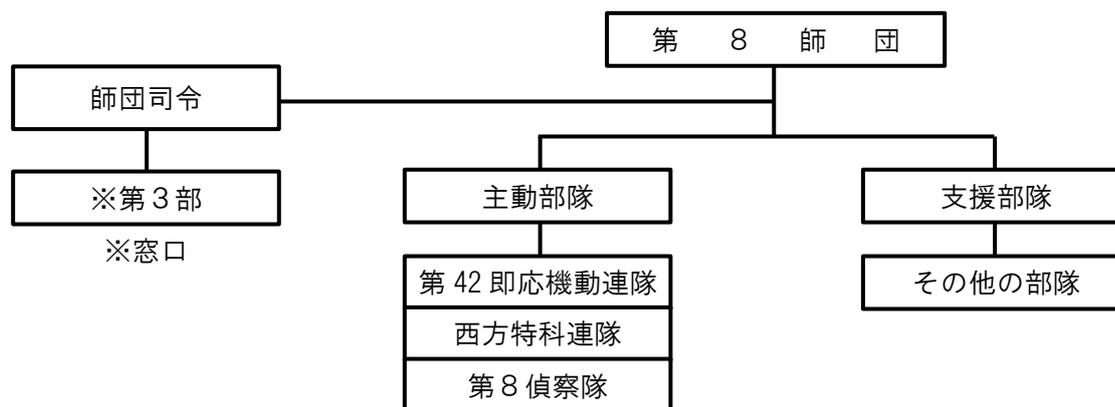
第5 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 人命救助 | 行方不明者の捜索、被害者の救出・救助 |
| 2 消火活動 | 林野火災等に対し、航空機による消火 |
| 3 水防活動 | 土のうの作成、運搬、積み込み |
| 4 救援物資の輸送 | 車両及びヘリコプターによる物資の輸送 |
| 5 道路の応急啓開 | 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等 |
| 6 医療、防疫 | 応急救護及び除染車等による地域の防疫 |
| 7 給水活動 | 水タンク車、水トレーナーによる給水 |
| 8 給食 | 炊事車による炊飯(温食) |
| 9 宿泊活動 | 天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置 |
| 10 入浴活動 | 公園及びグラウンド等野外における応急風呂の開設 |

第6 陸上自衛隊第8師団の組織及び災害派遣可能人員

1 第8師団の組織



2 災害派遣可能人員

約2,700名（大規模災害時は約4,500名）

第7 勤務体制

区分	第1種	第2種(警戒体制)	第3種(非常体制)
師団司令部	情報収集 指揮所の開設	第1種勤務体制を増設し、 必要な機能を増加	司令部の全機能発揮
各部隊	1 本部は司令部に準ずる。 2 偵察班等必要な部隊の待機又は行動 3 通信網の確立	1 本部は司令部に準ずる。 2 待機部隊 即応機動連隊 1個中隊 特科連隊 1個中隊	部隊等の大部又は全部を随時出動可能な体制におくか又は行動させる。

第8 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがないとき、自衛隊の指定部隊等の長は、自衛隊法第83条の規定により、県の要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

第9 派遣要請決定後の措置

1 自衛隊の受け入れ

災害対策本部情報通信班は自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

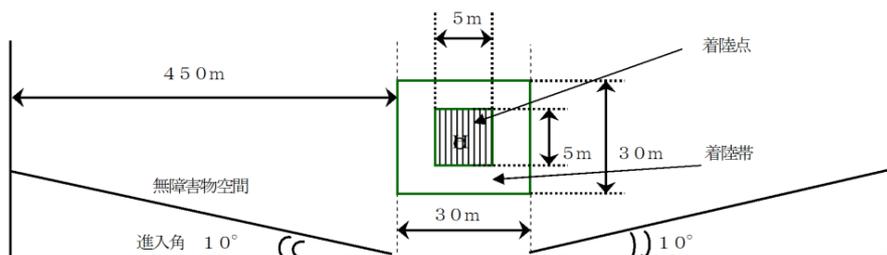
連絡窓口	派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣を要する被災地への誘導を行う。 ○ 災害状況を収集し、災害派遣活動に必要な情報を事前に伝達する。 ○ 臨時ヘリポートの開設準備や、必要な宿泊施設、野営施設、資機材を可能な限り準備し、部隊到着後の迅速な活動開始を支援する。 ○ 災害派遣活動の間は、連絡及び活動記録要員を同行させ、作業状況の把握と災害対策本部との緊密な連絡体制保持に努める。 ○ 災害派遣部隊が、庁内に指揮・調整活動のための前方指揮所の設置を要望する場合は、必要な施設を提供し、災害派遣活動の円滑化を図る。

2 臨時ヘリポートの設置

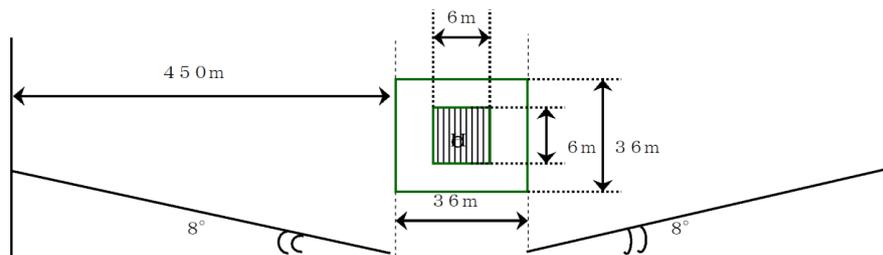
ヘリコプターを使用する災害派遣要請した場合は、災害対策本部情報通信班は、臨時ヘリポート等の諸準備を行う。

(1) 臨時ヘリポートの基準（機種に応ずる発着附近の基準）

【OH-6D（小型ヘリ）】



【UH-1J（中型ヘリ）】

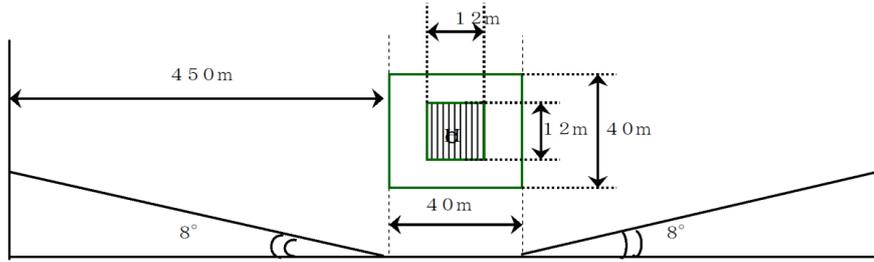


第1部 共通編

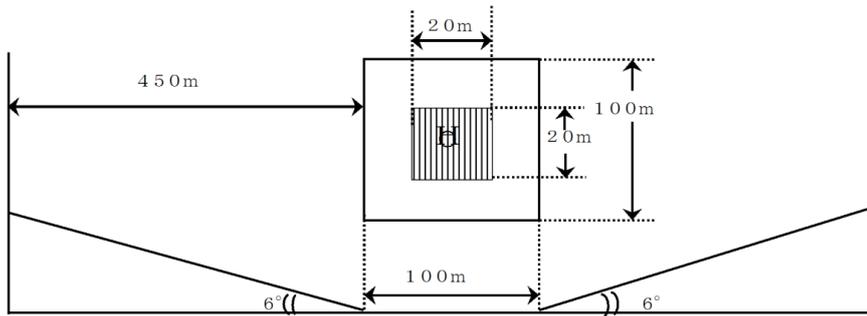
第2章 防災組織計画

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

【UH-60JA（中型ヘリ）】



【CH-47J（超大型ヘリ）】



注1) 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点を用いる。

注2) 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯を用いる。

注3) この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

(2) 標示

- ア 上空から確認しうる風の方向を標示する旗又は発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。
- イ 着陸時点には、石灰等を用いて直径7m以上のⓍの記号を標示する。

(3) 危険防止

- ア 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。
- イ 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
- ウ 安全上の監視員を配置する。
- エ 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

3 自衛隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなったときは、県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【撤収要請】

- 1 本部長（市長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。
- 2 県知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
- 3 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

第10 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは市の負担とする。

その他必要経費は、自衛隊と協議して決定する。

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気量、水道料及び汲み取り料
- 活動のため現地で調達した資機材の費用

第1部 共通編

第2章 防災組織計画

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

第3章 災害予防計画

項目	関連部署	ページ
第1節 みんなの災害対応力の強化		101
第1 市民・事業所の地域防災力向上計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会	101
第2 防災知識普及計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会	104
第3 自主防災組織等育成計画	総務部、支所	109
第4 災害危険地域指定計画	総務部、建設部	114
第5 避難収容計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	116
第6 避難行動要支援者等支援計画	総務部、健康福祉部、教育委員会	127
第7 医療保健計画	健康福祉部	132
第8 防災訓練計画	総務部、企画財政部、教育委員会、支所	136
第9 災害ボランティア計画	健康福祉部	139
第10 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	市民環境部	142
第11 市及び防災関係機関等における業務継続計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、会計課、支所	144
第12 受援計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、会計課、支所	145

項目	関連部署	ページ
第2節 災害に強いまちづくり		146
第1 防災業務施設整備計画	総務部、企画財政部、建設部、支所	146
第2 建築物等災害予防計画	総務部、建設部	152
第3 公共施設等災害予防計画	市民環境部、健康福祉部、建設部、教育委員会	153
第4 給水確保計画	建設部	156
第5 物資・資機材整備・調達計画	総務部、健康福祉部、経済部、建設部、支所	157
第6 水害・土砂災害予防計画	総務部、健康福祉部、経済部、建設部、支所	160
第7 高潮災害予防計画	総務部、建設部、支所	171
第8 火災予防計画	総務部	172
第9 危険物等災害予防計画	総務部	175
第10 文化財災害予防計画	経済部、教育委員会	176

第1節 みんなの災害対応力の強化

第1 市民・事業所の地域防災力向上計画

(総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会)

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、市は、市民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ① 過去の災害の発生状況
- ② 気象予報警報等の種別と対策
- ③ 防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ① 宇土市総合防災マップを活用した指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所等の確認や、命を守る「マイタイムライン」の作成
- ② 家族等との連絡方法や集合方法の確認
- ③ 就寝場所の安全確認
- ④ 災害情報の入手方法の確認
- ⑤ 近隣の井戸の位置等の確認

ウ 事前の備え

- ① 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ② 宇土市お知らせメールへの登録
- ③ 最低3日分(推奨1週間分)の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄(日常備蓄※を含む。)

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

- ④ 非常持ち出し品(非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等)の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2 共助

市民は、平時より行政区長会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連携感により行う防災活動「共助」による地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、地域住民が一致団結して「地域でできることは地域で行う」を目標に、地域での予防・安全対策に努め、避難所運営マニュアルを基に積極的な避難所運営に参加するものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の参加（市と連携した訓練等）
 - ① 避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ② 被害状況（安否確認含む）の把握、市への情報伝達訓練
 - ③ 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ④ 避難所の運営訓練
 - ⑤ 消火訓練 等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - ① 地域の見廻り
 - ② 地域防災ハザードマップの作成
 - ③ 避難行動要支援者の把握
 - ④ 地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・隣接市町村への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営への積極的な参加

3 事業所による防災活動

- (1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。
- 特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。
- また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
- ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 施設の耐震化・耐浪化
 - エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 防災知識普及計画

(総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会)

1 計画の方針

台風、大雨、高潮、地震・津波などによる災害を最小限に食い止めるためには、市・県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 市職員に対する防災教育

台風、大雨、高潮、地震・津波などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災関係法令の運用

カ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及

市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災及び地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1) 普及の内容

ア 市地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「宇土市地域防災計画」要旨の公表は、危機管理課が市ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

市は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ① 各種災害に関する一般的知識
- ② 火災予防の心得
- ③ 気象予警報等の種別と対策
- ④ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑤ 災害危険箇所の認識
- ⑥ 住宅の点検(台風襲来時の住宅の保全方法、住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等)
- ⑦ 応急救護
- ⑧ 農林水産物に対する応急措置
- ⑨ 3日分(推奨1週間)の食糧(食物アレルギー対応食品等を含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ⑩ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
- ⑪ 夕方明るいうちからの予防的避難
- ⑫ 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- ⑬ 防災サイレン吹鳴の意義
- ⑭ 避難先及び避難方法
- ⑮ 家族間等による安否の確認方法
- ⑯ 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)
- ⑰ 避難所生活のマナーとルール
- ⑱ ペットを受入れ可能な避難所

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

- ⑱ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- ⑳ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ㉑ 自動車運転者のとるべき措置

ウ 建築物に関する各種調査の周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

また、要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、婦人会等の活動や会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- ① 市広報媒体の利用
広報紙、関係機関の機関紙その他の印刷物、市ホームページ、フェイスブック等
- ② 報道機関の利用
新聞、テレビ、ラジオ、有線放送等、インターネット
- ③ 同報系防災行政無線の利用
- ④ 広報車の巡回
- ⑤ その他講習会、研修会等の開催

ウ 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

4 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ア 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）
- イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ウ 風水害等災害発生のしくみ
- エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設及び大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

6 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

市及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

市、県及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう、事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、県、市及び商工会は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

8 外国人に対する防災知識の普及

市及び県は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

9 防災知識の普及の時期

市、県及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日

津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

10 防災相談

市、県及び防災機関は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

さらに、市は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。

なお、収集・作成した資料・計画等は、市内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

第3 自主防災組織等育成計画

(総務部・支所)

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する必要がある。

- (1) 市民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、市民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

するとともに、女性の参画の促進にも努めるなど多様な世代が参加できるよう、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 市は、市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- (3) 県は、市による自主防災組織育成の取り組みや自主防災組織と連携した防災訓練を支援するとともに、自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織の活動の充実を図る。

また、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、市と県が連携しながら、その活用を図っていくものとする。

- (4) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成及び活動促進

市は、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、災害時に自主防災組織と連携して災害対応を行えるよう、日頃から組織の活動状況を把握し、連絡網を構築するとともに、訓練等を通して連絡体制を確保しておく。

(2) 組織の編成単位

ア 市民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること

イ 市民が基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

なお、災害時の自治活動において、自治防災組織は、不可欠なものであり、市内全域において、原則として行政区を単位とした自主防災組織の整備促進を図る。

ア 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として

育成する。

ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(5) 主な活動内容

ア 平時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域一体となった防災訓練の実施・参加（各関係団体と連携した訓練等）
 - (ア) 避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - (イ) 被害状況（安否確認を含む）の把握、市への情報伝達訓練
 - (ウ) 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - (エ) 避難所運営マニュアルを利用した避難所の運営訓練
 - (オ) 消火訓練
- ③ 情報の収集伝達体制の整備
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑥ 危険箇所の点検・情報共有
 - (ア) 地域の見廻り
 - (イ) 地域防災ハザードマップの作成
- ⑦ 避難行動要支援者の把握
- ⑧ 地域内にある消防団等の他組織との連携促進
- ⑨ 緊急連絡網の作成

イ 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達
- ② 出火防止・初期消火の実施
- ③ 地域内における避難指示等の情報伝達
- ④ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- ⑤ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- ⑥ 救出・救護活動への協力
- ⑦ 避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営への積極的な参加

(6) 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるとともに、研修の実施等による防災士等の防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、消防団と自主防災組織の連携した防災活動の実施を促すものとする。

さらに、住民は、地域の防災活動など自発的に参加するよう努めるとともに、女性の参画の促進にも努めるものとする。

(7) 市が実施する自主防災組織の訓練・研修

市は、宇城広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）、消防団と連携し災害時の活動に備え、次の訓練・研修を実施する。

- ア 防災知識普及計画に関すること
- イ 防災訓練計画に関すること
- ウ 避難体制の整備に関すること
- エ 避難行動要支援者対策に関すること
- オ その他自主防災組織の活動促進に関すること。

3 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市・県・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市及び県は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

- イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

- ① 防災訓練の実施
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施 等

イ 災害時の活動

- ① 従業員等の安否確認
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止、初期消火の実施
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出・救護の実施及び協力
- ⑥ 避難所の運営協力

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4 災害危険地域指定計画

(総務部・建設部)

この計画は、洪水、地すべり及び高潮等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。
- (3) 市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

2 災害危険地域の現況

宇土市にある以下の災害危険地域の現況は、第5部「災害危険箇所」に定めるとおりである。

- (1) 河川で危険と思われる箇所
- (2) 海岸で特に危険と思われる箇所
- (3) 地すべり等による危険と思われる地域
- (4) 山腹の崩壊等が危険と思われる地域
- (5) 土石流等の流出が危険と思われる地域
- (6) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）や土石流等土砂災害による危険から警戒すべき地域
- (7) 土砂災害警戒区域等設定区域

3 盛土関係

- (1) 盛土による災害の防止のための取組み

市は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4 宇土市総合防災マップ

本市では、市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国や県が指定・公表した浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を記載した「宇土市総合防災マップ」を令和4年3月に改訂し、翌月に全戸配布した。

【宇土市総合防災マップに記載する災害危険区域】

■ 河川からの外水氾濫による浸水想定区域

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	指定年月日	浸水面積
緑川水系洪水浸水想定区域図	想定最大規模（L2）： 12時間総雨量595mm	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所	平成29年 5月30日	2,090 ha
網津川水系網津川浸水想定区域図	網津川流域の 24時間雨量371mm	熊本県宇城地域 振興局	平成19年 9月19日	120 ha
網田川水系網田川	網田川流域の時間雨量 83.8mm/h	熊本県宇城地域 振興局	平成20年 8月1日	50 ha

■ 高潮による浸水想定区域

浸水想定区域	想定高潮規模	作成機関	指定年月日
高潮浸水想定区域（宇土市）	● 有明海沿岸に伊勢湾台風相当の台風（中心気圧940hPa、想定最大風速45.4m/s）が、満潮時に最も影響を与えるコースで襲来	熊本県	平成18年3月

■ 津波による浸水想定区域

浸水想定区域	想定高潮規模	作成機関	指定年月日
熊本県津波浸水想定有明海沿岸地域海岸1	● 「雲仙断層群（M=7.5）」、「布田川・日奈久断層群（M=7.9）」、「南海トラフの巨大地震（Mw=9.1）」を震源とした6ケースの津波シミュレーション結果のうち、津波の高さが最も大きい津波 ● 初期潮位は朔望平均満潮位 T. P+2.4m ● 宇土市における津波の最大水位 T. P+2.9m～3.0m	熊本県	平成25年3月

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

■宇土市の土砂災害警戒区域等の指定状況

(単位:箇所)

土砂災害警戒区域等	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	95	279	2	376
土砂災害特別警戒区域	70	279	0	349

■ため池決壊による浸水想定区域

浸水想定区域	想定規模	作成機関	指定年月日
七曲(渦)	● 晴天時の大規模地震による単池破堤	宇土市	平成29年2月
花園・立岡	● 晴天時の大規模地震によるドミノ破堤	宇土市	平成29年2月

第5 避難収容計画

(総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所)

1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備及び選定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所

ア 広域避難場所の整備計画

大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所(都市計画公園等)の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から指定避難場所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、市は、指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水

位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定にあたっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月 内閣府）を参考とするものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識及び海拔標識等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

市は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(3) 避難所の環境整備等

ア 避難所の環境改善

熊本地震の前震（4月14日）発生時、市内16箇所（本震後1箇所閉鎖）の指定避難所を開設し、避難者の受け入れを行った。

避難者数のピークは本震後の4月16日午後8時で約6,500人もの方々が指定避難所に避難をされた。

特に住家に大きな被害を受けた世帯や高齢者ひとり世帯など支援が必要な方については、頻繁に発生する余震のため、不安で帰宅できない方も多く見られた。

また、福祉避難所である市保健センターは、200名を超える方が避難されたため、要配慮者の受け入れだけでなく、一般避難所としても利用せざるを得ない状況となつてし

まった。指定避難所については、仮設住宅等への入居により避難者数は時間の経過とともに減少していったが、平成28年9月末までの約5か月間開設した。

特に避難所施設については既設の公共施設を利用するため、避難所生活が長期化するにつれ、避難所としての設備や環境面等において、様々な課題が表面化した。

また、指定避難所に入れない方や、指定避難所までの距離が遠い方のために、行政区によっては自治公民館等を利用して、炊き出しや周辺住民の避難受け入れを行われたところもあり、自治公民館が地域の防災拠点として利用された。

こうした熊本地震の経験を踏まえ、避難所施設の維持・改善を図ることを目的とし、その防災機能の強化を図るものとする。

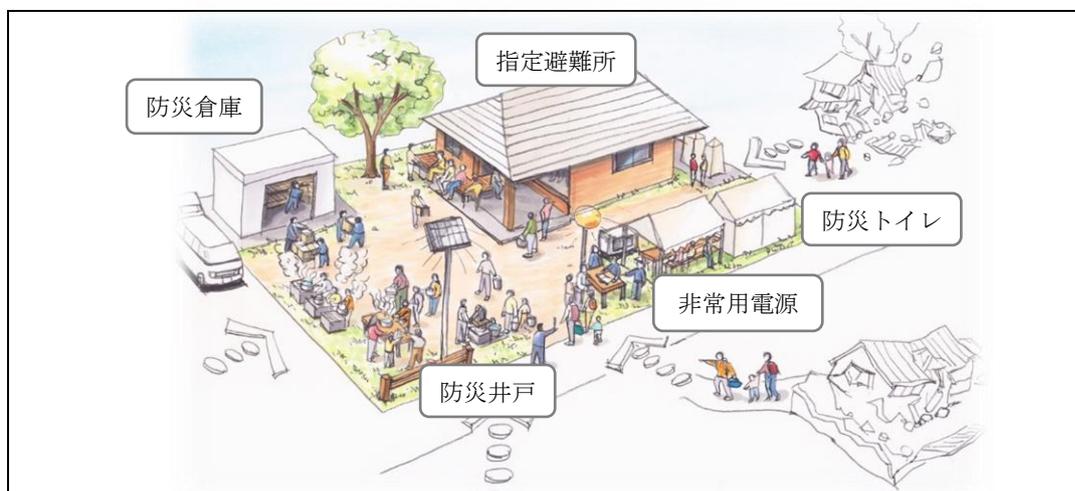
① 自治公民館等の避難所利用

- (ア) 身近な自治公民館等が、災害時の避難所として機能するよう制度を見直し、地域の防災力向上に取り組む。
- (イ) 避難所がいつでも有効に機能するように、平常時から自主的に防災教育訓練等のコミュニティの場として活用する。（防災訓練などの防災教育・初期消火活動訓練等）

② 指定避難所の防災機能強化

- (ア) 災害が発生した場合、避難所として有効に機能するよう、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源施設、防災備蓄倉庫の設置、防災用器材（防災井戸や防災トイレ）の配置を計画する。
- (イ) 備蓄品の保管は、応急的に必要と考えられる、非常食、飲料水、毛布などの生活必需品等を確保する。
- (ウ) 避難所と災害対策本部との連絡を円滑に行うことができるよう、通信手段の配備（無線LAN等）を計画する。
- (エ) 高齢者や障がい者等の要配慮者の方々も含めた、多くの方が利用する避難所として、避難所トイレの環境改善のための整備を計画する。
- (オ) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

■ 整備イメージ図



イ 避難所施設の耐震化及び新たな避難所指定

市では、平成22年3月に「宇土市建築物耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）を策定し、これまで学校施設の耐震化を中心に、市有建築物の耐震化を進めてきたが、本庁舎をはじめとして、費用や技術的な問題により未だ耐震化が行われていなかった施設は、熊本地震により被害を受け、利用の制限を余儀なくされた。

地震災害発生時の避難所として指定していた宇土市武道館や老人福祉センター、中央公民館分館も天井崩落等の大規模な損壊により避難施設として利用できない状況となり、避難者を受け入れる施設が不足する事態となった。

市においては、被災した公共施設の早期復旧と合わせて、平成29年2月に「市促進計画」の見直しが行われ、その中で「防災上重要な公共建築物の更なる耐震化」「非構造部材等を含めた安全対策の充実」等の施策を推進することとしている。

このことから、避難所施設として指定する施設の機能強化を図ることを目的とし、必要に応じて耐震化及び新たな避難所開設を図っていくものとする。

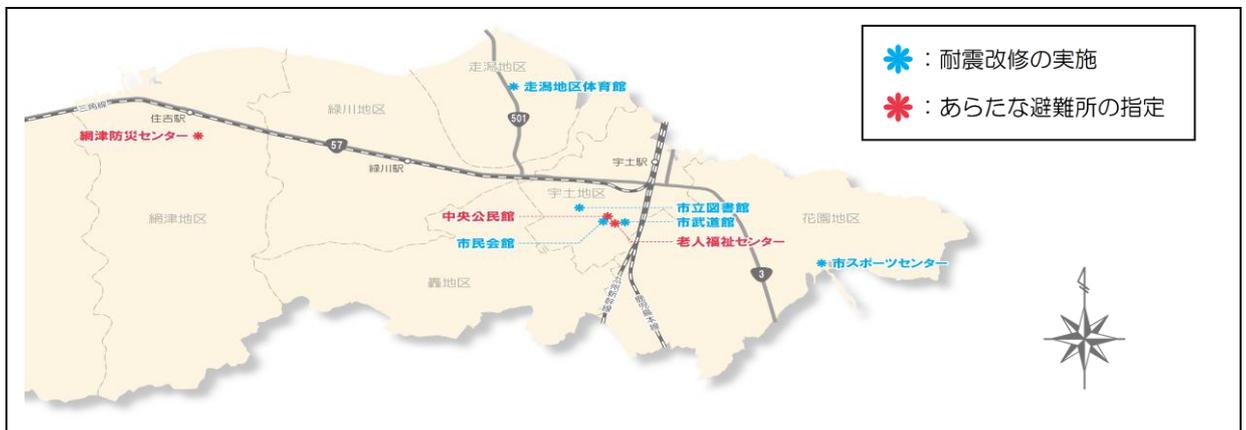
① 耐震改修の実施

熊本地震で被災した市立図書館、市武道館、宇土市民会館、走潟地区体育館、市スポーツセンター等については、機能回復と耐震化を図り、指定避難所として施設の機能強化を図るものとする。

② 新たな避難所の指定

熊本地震で被災し、建替えを行った老人福祉センター、宇土市スポーツセンター、中央公民館等については、新たに避難所として指定する。

■ 整備位置図



ウ 指定緊急避難場所の防災機能向上

地域防災計画の中で、地震発生時の避難は、まず建物ではないグラウンドや広場を指定している第1次避難場所へ避難し、余震がある程度収まってから公共施設等の第2次避難場所へ移動することとしている。

熊本地震発生時は、非常に多くの方が第1次避難場所である地区グラウンドや小中学校のグラウンド、市指定避難場所以外の民間の商業施設の駐車場等にも車で避難されていた。

市では、地区グラウンドの夜間照明を全て点灯して、避難する車両の受け入れを行った。

また、本震発生時には、有明海・八代海に津波注意報が発表され、津波から逃れるため津波の心配がある方は高台へ避難されたが、車で避難される方も多く、国道57号線などの幹線道路では渋滞が発生し、第1次避難場所である島山などの山頂や市内の高台に通じる道路は非常に混雑し、スムーズな避難行動ができなかった。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

「まちづくり座談会」では、「夜間でも安全に避難ができるように避難所へ誘導する街路灯を設置してはどうか」、「緊急避難所においては夜間点灯をしてほしい」、「避難所へ続くアクセス道路が渋滞して避難が遅れた」などの意見、提案が寄せられた。

こうした熊本地震の経験を踏まえ、防災機能を強化することを目的として、指定緊急避難場所の充実、避難経路となる避難道路の整備等を図るものとする。

① 島山防災広場及び避難道路の整備

- (ア) 地震発生時の第1次避難場所である「島山」は、避難場所としての駐車場がなく、また、「島山」へ続く道路は道路幅が狭く車の離合が難しく円滑な避難ができないため、新たな防災広場の確保及びその避難道路の整備を検討する。
- (イ) 熊本地震を踏まえ、防災広場では車中泊にも対応できるように、照明灯やトイレ等の整備を図る。
- (ウ) 避難道路は、安全かつ迅速に避難できるように、最適な場所を選定する。

■整備イメージ図



② 指定緊急避難場所の指定及び整備

- (ア) 大規模災害時における緊急避難場所を確保するため、防災広場や津波避難場所等の整備を検討する。
- (イ) 五色山グラウンドを、緊急避難場所として位置づけた。

【主な整備項目】

- 立岡自然公園エリア：防災広場の整備
- 運動公園等市街地エリア：防災広場の整備
- 走潟地区エリア：走潟小学校屋上における津波避難体制の確保
- 津波浸水想定区域エリア：地域高規格道路等の施設における津波避難場所の指定検討
- 五色山グラウンド：指定緊急避難場所指定及びトイレ等の整備

■整備位置図



③ 指定緊急避難場所等における設備の充実

- (ア) 熊本地震を踏まえ、大規模災害時には車中泊にも対応できるように、照明灯等の整備を検討する。
- (イ) さらに、避難生活が長期化した場合でも、避難生活が送れるように防災井戸やマンホールトイレの設置を検討する。

■ 整備イメージ図



【照明灯の整備イメージ】

【防災井戸や防災トイレの整備イメージ】

④ 津波避難路の整備

- (ア) 津波が発生した場合に備え、「津波浸水想定区域」にかかる集落の方が近接する山や高台に安全で昇り易く、短時間で避難できるよう、津波避難路に緩やかな階段やスロープ、手すり等を整備する。
- (イ) 熊本地震を踏まえ、夜間において津波が発生した場合にも安全かつ迅速に避難できるよう、津波避難路に誘導性の持った照明灯の整備を図る。
- (ウ) 避難施設までの円滑な避難・誘導等のために、避難経路等の入口等に、案内のための誘導看板を設置し、避難場所であることの説明も併せて記載する。

(4) 都市農地の指定緊急避難場所としての活用

市は、都市農地を指定緊急避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、避難指示等（「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

また、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 要配慮者事前把握

(1) 要配慮者

ア 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報の整理等を行うことにより、要配慮者の住所や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

イ 大規模災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等緊急通報システムの整備を図るものとする。

ウ 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連帯により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

(2) 外国人

大規模災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会を通じて、外国人の事前把握に努めるものとする。

4 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力で歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人が入所、あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時に、これらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

(1) 防災組織体制の整備

施設の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るよう指導する。また、施設入居者の情報（日常生活自立度等）について整理・保管するよう指導・助言を行う。

(2) 緊急応援体制の整備

施設の管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、消防団、近隣住民（自主防災組織）等との連携など、施設入居者の安全確保について協力体制を整備するよう指導・助言を行う。

(3) 防災資機材の整備・食糧等の備蓄

災害時のライフライン機能の停止や流通の混乱に備え、社会福祉施設等に対し、防災資機材の整備や食糧、生活必需品を備蓄するよう指導・助言を行う。

(4) 防災教育、防火訓練の実施

宇城広域連合消防本部と連携して、防火管理者が施設職員に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うよう指導する。

特に、夜間は職員が手薄になることと、入居者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した訓練計画の整備や避難訓練等の実施を指導・助言する。

5 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 市は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- ③ 避難情報の伝達方法
- ④ 避難後の心構え

なお、住民に対する周知徹底にあたって、宇土市総合防災マップ(令和4年3月改訂)の活用、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導等
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ④ 津波到予測時間等を考慮した退避ルール

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

イ 警察は、市との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発表された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

(2) 津波警報等の発表及び伝達

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。

また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(3) 広域避難及び被災者の運送

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、ショッピングセンター、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5) 児童生徒等の対策

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、隣接市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(6) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、市担当部署や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

6 速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後、速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

7 避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子どもの居場所の確保、男女の性に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

県は、市の速やかなマニュアル作成のため避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドライン等を整備するとともに、市職員を対象とした研修を行う。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所、避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

8 避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、社会福祉協議会等とも連携しながら、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

9 応急仮設住宅建設予定場所の選定

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

10 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

(1) 住民への啓発

市は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることを想定し、そのために必要な食糧・水・毛布等の備蓄の推進等について啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に駅周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(4) 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板(web 171)等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

11 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

12 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市、県獣医師会、市内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努める。

第6 避難行動要支援者等支援計画

(総務部・健康福祉部・教育委員会)

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

1 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市地域防災計画において、避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画の定めるところにより、防災担当部署と福祉担当部署との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画に定めるところにより、宇城広域連合消防本部、県警察、民生委員・児童委員連絡協議会、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、市は、家族の自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市は、共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域住民の協力が不可欠であるため、市は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、市は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ 安否確認の体制づくり

市は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等要配慮者の特性に合わせたスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、介護老人福祉施設等の入所施設や社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。さらに、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食糧、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレトペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の他、パーティションや段ボールベッド、（簡易）ベッド、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるなど、要配慮者の利用に配慮するものとする。

2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

市は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、福祉課、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の大危険度を考慮の上、短期的には、優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）の見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は実効性の高い個別避難計画の策定や訓練等の実施を支援するものとする。

なお、避難支援計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とするものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部署を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、「警戒レベル3 高齢者等避難」等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、市内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は地区防災計画との整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第7 医療保健計画

(健康福祉部)

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から市、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ア 市、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。
- イ 市は小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。
- ウ 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

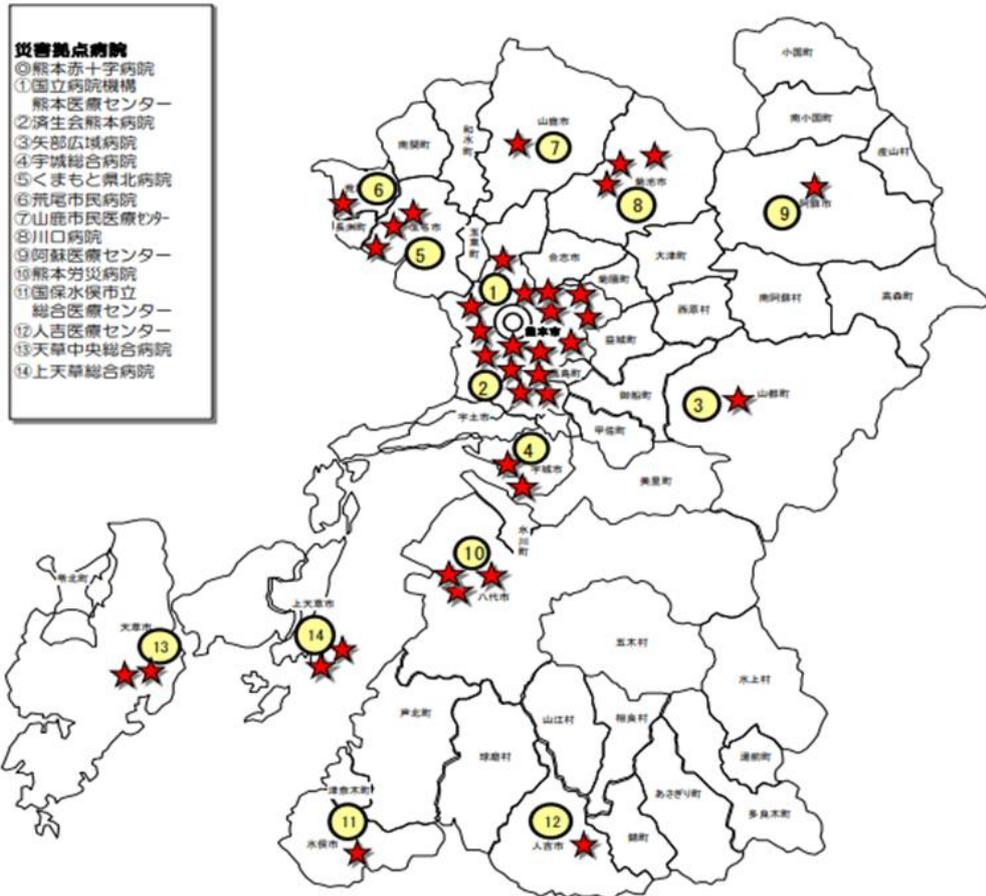
(2) 医療救護体制の整備

- ア 市、県は、各医療関係団体間における県内及び県外との災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。
- イ 市、県は、あらかじめ日赤県支部、県医師会、宇土地区医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、宇城薬剤師会、県看護協会等医療関係団体及び陸上自衛隊熊本病院の災害時における保健医療救護体制、特に緊急派遣が可能な災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という。）等の編成状況等の把握に努める。
- ウ 災害拠点病院は、DMATの編成に努めるとともに、傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。
また、ヘリポートの整備や食糧、飲料水、医薬品、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常電源用燃料の備蓄等の充実にも努めるものとする。

令和4年4月1日現在

災害医療圏と災害拠点病院・DMATの現況

災害医療圏：県全体



- 災害拠点病院**
- ◎熊本赤十字病院
 - ①国立病院機構 熊本医療センター
 - ②済生会熊本病院
 - ③矢部広域病院
 - ④宇城総合病院
 - ⑤くまもと県北病院
 - ⑥荒尾市民病院
 - ⑦山鹿市民医療センター
 - ⑧川口病院
 - ⑨阿蘇医療センター
 - ⑩熊本労災病院
 - ⑪国保水保市立総合医療センター
 - ⑫人吉医療センター
 - ⑬天草中央総合病院
 - ⑭上天草総合病院

◎：基幹災害拠点病院
 ①～⑭：地域災害拠点病院
 ☆：DMAT（災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team）

※熊本DMAT指定病院

医療機関名	チーム数	2022年度末 目標チーム数
熊本赤十字病院	6	
熊本医療センター	4	
済生会熊本病院	4	
熊本大学病院	2	
矢部広域病院	1	
宇城総合病院	2	
くまもと県北病院	3	
荒尾市民病院	1	
山鹿市民医療センター	1	
川口病院	3	
阿蘇医療センター	1	
熊本労災病院	3	
水保市立総合医療センター	1	
人吉医療センター	1	
天草中央総合病院	2	
上天草総合病院	2	
合計（16病院）	37	54

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「訪ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられました。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームが速やかに被災地に入り、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待できます。

なお、災害拠点病院は、DMATを保有することが要件とされています（基幹災害拠点病院は複数のDMAT）。

出典：熊本県地域防災計画書 巻末資料編P. 153

エ 県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関に指定し、派遣に関する協定を締結する。

オ DMAT指定医療機関は、実働可能なDMATの確保に努めるとともに、DMAT隊員である医師の中から統括DMAT（※1）を確保するよう努める。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

※1 「統括DMAT」

厚生労働省が実施する「統括DMAT」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。

統括DMATは、通常時には、DMATに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には、DMATの活動方針の決定やDMATの指揮、関係機関との調整等を行う。

カ 県は、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣に協力する精神科医療機関と派遣に関する協定を締結し、国又は県が実施する研修や訓練等を通じて、派遣調整を行う体制を整備する。

キ 県は、協定を締結したDPATの中で、発災からおおむね48時間以内に、県外の被災地域においても活動ができるDPATを国へ先遣隊として登録し、国又は県が実施する研修や訓練に参加させる。

ク 県は、実動可能なDPATの確保に努めるとともに、精神科医師の中からDPAT統括者（※2）を確保するように努める。

※2 「DPAT統括者」

厚生労働省が実施する「DPAT統括者」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。

DPAT統括者は、通常時には、DPATに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には、DPATの活動方針の決定やDPATの指揮、関係機関との調整等を行う。

ケ 市、県は、医療機関と協力し、広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受入体制の整備を進める。

コ 県は、県内外から参集する医療チームの受入や派遣に関しコーディネート機能を担う「災害医療コーディネーター」を設置し、医療チームの派遣・調整に係る初動医療体制の整備を進める。

サ 県は、主に、急性期の活動を担うDMATから中長期的な活動を担う医療チームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーターの設置や訓練等を通じて、派遣調整を行う体制の整備に努める。

シ 市、県は、県薬剤師会、宇城薬剤師会と連携して、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、薬剤師活動及び医薬品供給に関する支援及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための調整機能を担う、災害薬事コーディネーターを養成するものとする。

ス 熊本大学附属病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受入れ体制を整備する。

セ 各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。

ソ 各機関、団体は大規模な災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

2 災害時における医療ボランティアとの連携

市、県は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

3 災害時における医薬品等の安定供給の確保対策

- (1) 市、県は、災害時における医薬品、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (2) 県は、初動医療のための医薬品等（6千人分）を県内6ヶ所に1千人分ずつ分散して備蓄する。なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施する。
血液の確保については、熊本県赤十字血液センターが供給体制の整備をしており、血液不足時の対応や搬送手段も含めて体制を整備する。
- (3) 市、県は、災害時の医療品等の確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 市、県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の活用も含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。
- (5) 市、県は、医薬品等の供給確保を図る上で必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。

4 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市及び県は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 市は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するため関係課と事前に協議するものとする。

イ 市及び県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。

また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄する。

ウ 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備しておくものとする。

5 個別疾患等に対する医療の確保

(1) 難病、人工透析

ア 市、県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

イ 市、県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊婦、新生児

市、県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、災害時の医療機関における受入体制の確保に努めるものとする。

第8 防災訓練計画

(総務部・企画財政部・教育委員会・支所)

市は、地域防災計画の習熟、関係機関の連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、市総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・県・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

(2) 訓練計画

自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

ア 情報収集伝達	オ 救出・救助	ケ 道路啓開
イ 安否確認、避難所運営	カ 医療救護	コ 防疫
ウ 避難誘導	キ 消防	
エ 災害警備	ク 水防	

(3) 総合防災訓練の実施

市が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

また、市単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

2 広域防災訓練

市は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3 複合災害想定訓練

市は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

4 個別防災訓練の実施

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、市及び県をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

5 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市・宇城広域連合消防本部及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

例えば、水防訓練については、洪水が予想される梅雨期の前、消防訓練については、気象条件等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行うのが適当である。

また、震災等を想定した市民を対象とする避難訓練は定期的に行う方が望ましい。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。例えば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）を活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第9 災害ボランティア計画

(健康福祉部)

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、関係機関との情報共有に努めながら、以下の取組みを積極的に推進する。

1 地域福祉の推進

市及び市社会福祉協議会等は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員連絡協議会、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、民生委員・児童委員連絡協議会、老人クラブ、行政区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2 関係機関との協働体制の構築

市及び市社会福祉協議会は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員連絡協議会、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして、各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもとに策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村との連携が円滑になされるよう、平時から応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、市社会福祉協議会は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第1節 みんなの災害対応力の強化

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、市内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、市社会福祉協議会は、市の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

市社会福祉協議会は、市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社会福祉協議会に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

県社会福祉協議会は、災害時に市社会福祉協議会又は複数の市町村社会福祉協議会で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受け入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社会福祉協議会を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

[参考] 県による専門ボランティア登録制度

県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。

(令和4年12月31日現在)

登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月
登録資格	建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等で講習受講者	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,684人	161人	889人
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている	

4 ボランティアの受入体制の整備

大規模な災害発生時に市内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から関係機関と連携を図る必要がある。

また、災害発生時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと効果的な活動が困難であるため、災害発生時のボランティアに対する情報提供窓口等の整備に努め、受け入れ体制の整備を図るものとする。

(1) 専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当部署が中心になって対応することになるので、あらかじめその把握に努めるとともに、災害発生時の受入体制の整備を図るものとする。

(2) 一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等の一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

また、市ボランティアセンターは、他市町村ボランティアセンターや災害ボランティア団体等のネットワーク等と連携を図るものとする。

第10 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

(市民環境部)

1 ごみ処理体制の整備

(1) 趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び大型ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

(3) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定について、以下の選定基準を設け、仮置場の確保に努める。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2 し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

災害により発生したし尿を適正に処理する体制の整備に努める。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

(3) 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所など多くの人が集まる場所に仮設トイレが必要数配備できるよう、災害支援に関する協定等により、レンタル業者やし尿処理業者等と連携体制の強化を図り、仮設トイレの優先的な確保に努める。また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を推進する。

(4) 携帯用トイレ等の普及啓発

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、緊急時に使用する携帯用トイレ等の普及促進のため、家庭等における災害必需品としての意識向上が図られるよう啓発に努める。

3 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

(2) 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物のリサイクル、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(4) 応援協力体制の整備

市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体並びに他自治体と応援協書の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。

また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。

第11 市及び防災関係機関等における業務継続計画

(総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・
建設部・教育委員会・会計課・支所)

市、教育機関、及び事業者は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に活用するため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- 1 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）、水、食料（職員用）等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

第12 受援計画

(総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・
建設部・教育委員会・会計課・支所)

市は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

1 総括（共通）

- (1) 応援要請の手順
- (2) 受援体制
 - ア 受援組織の設置
 - イ 受援組織の構成、役割
- (3) 応援の人的・物的資源の管理体制

2 人的支援

(1) 受援対象業務の整理

- ア 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
- イ 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
- ウ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

(2) 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保。

なお、応援職員の派遣又は受け入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

3 物的支援

- (1) 調達先の確認・確保、要請手順
- (2) 受入拠点の確保
- (3) 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災業務施設整備計画

(総務部・企画**財政**部・建設部・支所)

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進に関する計画である。

1 水防施設

水災を防御し、又は被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。

そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

(1) 水防倉庫及び水防資材

市が所有する水防倉庫並びに水防資材については「宇土市水防計画書」を参照する。

2 消防施設

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進するものとする。

■宇城広域連合消防本部の現有消防力

令和5年4月1日現在

	区分	基準数	現有	充足率	備考
消防自動車等	その他	9台	9台	100.0%	適正配置検討中
	消防ポンプ自動車	8台	8台	100.0%	水槽付ポンプ車含む
	はしご付消防ポンプ自動車	1台	1台	100.0%	30m級
	化学消防車	1台	1台	100.0%	
	指揮車	2台	1台	50.0%	
	消防艇	1台	0台	0.0%	
	特殊車等	7台	7台	100.0%	
	救急自動車	9台	9台	100.0%	
	救助工作車	2台	2台	100.0%	
	消防ポンプ自動車(非常用)	1台	1台	100.0%	
	救急自動車(非常用)	1台	1台	100.0%	

令和5年4月1日現在

	区分	現有施設 に対する 基準	現有 職員数	充足率	備考
消防本部・署人員	指揮隊員	18人	6人	33.3%	
	消防隊員	129人	89人	69.0%	
	救急隊員	18人	16人	88.9%	
	救助隊員	30人	16人	53.3%	
	通信員	15人	13人	86.7%	
	庶務の処理等の人員	18人	18人	100.0%	
	予防要員(専従員)	21人	7人	33.3%	
	計	249人	165人	66.3%	

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

3 救助設備

災害が発生し、人命を救助するために必要な救助用具又は、被災者を救護するための救護用具等の現況は、次のとおりである。

■宇城広域連合消防本部の救助用資器材の現有状況

器材名		配置署		北消防署	網田分署
		陽圧型	陰圧型		
呼吸保護用具	空気呼吸器	陽圧型		16 器	3 器
		陰圧型			
	簡易酸素呼吸器			5 個	
	空気ボンベ			40 本	12 本
切断用器具	油圧カッター (エンジン式)			1 個	
	フット式カッター				
	万能切断機(酸素)			1 個	
	携帯カッター・ 拡張器(電動式)				1 個
	エアソー			1 個	
	エンジンカッター			1 個	1 個
	チェンソー			1 個	1 個
	エアーカッター				
排除器具 重量物	ポートパワー				1 個
	チルホール			2 個	
	油圧スプレッダー			1 個	
	エアーマット			1 個	1 個
	プランジャーラム			3 個	
	ハンマードリル			1 個	
破壊器具	削岩機			1 個	
	ストライカー			1 個	
	万能斧			4 本	2 本

器材名		配置署	北消防署	網田分署	
ガス等対策器具	防毒服(陽圧式)		3着		
	防護衣		5着		
	帯電衣		2着		
	放射能防毒服		1着		
	検知器	有毒ガス		1個	
		可燃性ガス		1個	
		マルチガス		4個	2個
		放射線		17個	
水難救助器具	アクアラングセット	ウェット			
		ドライ			
	アクアラング用ポンベ				
	浮環		3個	1個	
	救助ボート		1隻		
	船外機		1個		
	ゼニライトブイ				
	すばり		12個		
	投げ網				
ライフジャケット		35着	6着		
その他救助器具	山岳救助資器材一式		1個		
	エアーバッグカバー		1個	1個	
	緩降器		2個		
	ロープ登降器				
	折りたたみ梯子				
	ファイバースコープ				
	ウィンドーポンチ		5個	1個	
	エアーテント 一式				
	舟形担架		1台		
	折りたたみ担架		1台		
	マンホール救助器具		1個		
	排煙機		1個		
	救助マット		1個		
	縛帯		2本	1本	

令和5年4月1日現在

4 通信設備

(1) 市防災行政無線

防災業務上の情報を正確かつ迅速に伝達するため、宇土市防災行政無線のデジタル化については、平成28年度中に整備完了した。今後は維持管理に努める。

(2) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況

県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。

防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、広域本部・地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。

5 防災活動拠点施設

(1) 市の防災活動拠点施設の確保

熊本地震により市役所本庁舎が大きく損壊し、使用不能の状態となったため、市民サービスの提供ができない、防災拠点としての役割が果たせない等、行政機能の大部分が一時的にマヒするという事態に陥った。また、網津支所についても大きく被害を受け、開所できない状態となった。

このことから、防災拠点の多重性を確保することを目的として、**市役所庁舎**周辺及び網津防災センターを地区の防災拠点として位置づけ、その機能強化を図るものとする。

■防災活動拠点施設

災害時	施設名	住所
災害対策本部	市役所庁舎	浦田町 51 番地
防災ステーション	防災センター	馬之瀬町無番地
防災ステーション	網津防災センター	網津町 1991 番地 1

ア 新庁舎に求める機能

- ① 新庁舎については、防災拠点としての機能強化を図るとともに、防災井戸等の設置も含め、周辺における環境整備を図るものとする。
- ② 災害時に災害対策本部として有効に機能するように災害対策本部室や通信施設の適正な配置を行うものとする。
- ③ 水害時に影響のない場所へ非常用電源施設を配置し、また必要な生活物資を蓄えることができる備蓄倉庫の配置検討を行うものとする。

イ 防災センター

防災センターは水防活動の拠点として、ヘリポートや水防資機材倉庫を整備している。また、平時には水防団（消防団）の訓練や、スポーツ活動の場として利用している。

ウ 網津防災センター

網津防災センターは、災害時の防災活動の拠点及び物資の集積・備蓄等の場としての機能と、平常時においては研修、訓練の場や市民のコミュニティの場としての機能を併せ持つ防災ステーションとして維持管理に努める。

また、屋上の避難場所や備蓄倉庫を整備し、日頃より防災啓発活動の場としても活用するものとする。

エ 網田地区における防災拠点の整備

網田支所についても、防災情報発信の環境づくりや防災機能向上を目指し、大規模災害時において地域の防災拠点としても利用できるよう、整備を図るものとする。

(2) 県による防災活動拠点の確保

県は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備する。

ア 広域防災活動拠点

- ① 災害想定規模：広域の市町村に及ぶ大規模な災害
- ② 応援規模：県外からの応援
- ② 役割：広域、全県的な活動拠点
- ③ 拠点数：県内に数箇所程度（一つの地域が集中的に被災する場合に備え、地域間のバランスを考慮することとする。）
- ⑤ 指定の状況

名称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、熊本県消防学校

イ その他の防災活動拠点

市及び県は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。市、国及び県は、災害時の活動拠点（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

第2 建築物等災害予防計画

(総務部・建設部)

平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災状況等に鑑み、市民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。特に、多数の人々が利用する特殊建築物等については建築基準法に基づく定期報告制度の強化を図り、また、火災による死者割合の高い住宅についても県及び関係機関と連携しながら防火対策の推進を図る。

また、平成16年度には、多くの接近・上陸した台風により、市内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生していることに鑑み、建築物の耐風対策を講じる。

1 防災対策の推進

- (1) 建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。
- (2) 低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区に対し、都市再開発法や住宅地区改良法等を活用した建築物の不燃化や耐震化等に向けた啓発を行う。
- (3) 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

2 既存建築物等の防災対策

- (1) 耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。
- (2) 市民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、市において住宅耐震化補助を受けることができる体制の整備に取り組む。また、建築士を対象にした耐震診断講習会の開催や県と連携した市民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。
- (4) 既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。
- (5) 建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

3 宅地の災害予防対策

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成・公表及び、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地においては宅地の耐震化の実施に努めるものとする。

第3 公共施設等災害予防計画

(市民環境部・健康福祉部・建設部・教育委員会)

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図る。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、市、県、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対策本部等の設置箇所や、災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、耐震化等の防災機能の強化を図る。

1 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源を有効利用するなどその役割は多方面にわたっている。災害時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

ア 管きよ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きよの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

基本的な考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

(2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討するものとする。

(3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

(4) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

2 社会福祉施設

市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

3 医療施設

市は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

4 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

※平成31年4月1日現在、宇土市内の全ての小中学校（全10校）の校舎及び体育館については、全て耐震化対策済み。

(2) 設備、備品の安全管理等

情報端末（教職員用、児童・生徒用）をはじめとして、テレビ、電子黒板、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対

策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。

なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第4 給水確保計画

(建設部)

1 水道施設の耐震化

- (1) 市は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (2) 市は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 災害時応急体制の整備

- (1) 市は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
- (2) 市は、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
- (3) 市は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (4) 市は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

3 災害復旧訓練

市は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

4 重要施設に関する情報共有

市は、県と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5 住民による飲料水の確保

市は、3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

6 飲料水以外の生活水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第5 物資・資機材整備・調達計画

(総務部・企画財政部・健康福祉部・経済部・建設部・支所)

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、住民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 市は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 市は、毎年度当初までに、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予想されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備充実に努めるものとする。

- (5) 市は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (6) 市及びその他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

市は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

また、市長会等における災害時の相互支援体制等により他自治体との食料・生活必需品の供給に関する協力体制の確立に努めるとともに、多様な物資調達先の確保を図るため民間の小売事業者等と協定を締結するなど、食料・生活必需品の供給体制の構築を図るものとする。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

(2) 物資調達・供給体制の整備

市は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図るものとする。

また、流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、市は、物資調達協定内容の点検や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

(3) 応急給水

市（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

(4) 飲料水以外の生活用水の確保

市、県及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

3 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ、次の災害用資機材の整備充実を努めるものとする。

- ア 救出救助用資機材
- イ 照明用資機材
- ウ 災害対策用特殊車両
- エ 交通対策用資機材
- オ 情報収集資機材
- カ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等の円滑な調達支援要請を図るため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

市は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

4 燃料備蓄

市及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

5 物資の管理・輸送等

市は、救援物資を避難所へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、行政区長会、自主防災組織、NPO、ボランティア団体と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第6 水害・土砂災害予防計画

(総務部・健康福祉部・経済部・建設部・支所)

1 土砂災害対策

(1) 土石流対策

本市において、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土石流について土砂災害警戒区域等を指定した区域は95箇所（令和5年4月1日現在）である。

この「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定に基づき、市防災会議は、市地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

災害対策基本法に基づき、市地域防災計画に土石流危険渓流における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。

なお、土石流に対する警戒避難に関する基準は、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）のとおりである。

(2) 地すべり防止対策

本市において、県が土砂災害防止法に基づき、地すべりについて土砂災害警戒区域等を指定した区域は2箇所（令和5年4月1日現在）である。この「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定に基づき、市防災会議は、市地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

市防災会議は、災害対策基本法に基づき、市地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

(3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

本市において、県が土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊について土砂災害警戒区域等を指定した区域は [279](#) 箇所（令和 [5](#) 年4月1日現在）である。

この「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定に基づき、市防災会議は、市地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

市地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する対策

土砂災害防止法第8条の規定により、宇土市内における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関する情報の伝達方法等を次に示す。

ア 伝達方法など

① 伝達方法

宇土市から宇土市防災行政無線及び宇土市お知らせメール

② 伝達時期

土砂災害警戒情報を宇土市が受信したとき

イ 土砂災害警戒区域内の施設の名称及び所在地

土砂災害防止法第8条に規定により土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を次に示す。

■ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

【介護・老人福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	デイサービスセンター 西城園	下網田町 1905 番地	27-0555	27-0666
2	特別養護老人ホーム西城園			
3	宇土市西部老人福祉センター	下網田町 1942 番地 1	27-1688	—

【保育園・幼稚園】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	網田保育園	下網田町 1252 番地 1	27-0136	27-0146

【学校】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	住吉中学校（登下校用の坂のみ）	笹原町 1700 番地	22-0346	22-0302
2	網田小学校	下網田町 1842 番地	27-0006	27-0067

ウ 避難計画の策定

要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難確保計画を策定し、避難訓練を実施しなければならない。

(5) 土砂崩れ対策

主として採石場における排土の処理問題と、果樹を栽培するために山間部の開墾地対策があるが、該当の各地域では、警察官、消防団、行政区長、地元住民などは、災害に対処するための協議会を開き、充分検討し災害の未然防止を図ることとする。

(6) がけ崩れ対策

道路あるいは住家に対するがけ崩れによる危険性が考えられるが、豪雨時には十分な警戒をする。特に人畜に被害がないよう通報連絡等を緊密にし、災害を最小限に食い止める為に急傾斜地等の指定を受け、崩壊危険箇所の災害を未然に防ぐために、県あるいは国庫補助事業等により早急な整備を推進する。

(7) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

平成24年7月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

このため市では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させる「予防的避難」が被害の未然防止に極めて有効であり、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について、自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

また、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）の配布など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、②避難先として安全な親戚・知人宅やホテル等も選択肢としてあること、③「警戒レベル4 避難指示」で、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の理解の促進に努めるものとする。

(8) 土砂災害危険住宅移転対策

近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により、全国各地で短時間に大雨が降る事例が多く発生し、平成24年7月の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨災害では、大規模な土砂災害により甚大な被害が発生した。

このため、県が「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を守るため、平成27年度から「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」を開始し、危険な区域から安全な区域への移転促進を図っていることから、これに協力するものとする。

2 治水対策

(1) 河川監視カメラ等の活用

市では、国・県・市管理の河川に河川監視カメラを設置している箇所があり、インターネットにより河川の水位等が確認できるようになっている。河川監視カメラを活用することで、集中豪雨等による河川の氾濫情報を的確に把握するとともに、市民への避難情報を迅速に発信できるように取り組むものとする。

(2) 水防法に基づく対応

国及び県は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水により住民の生活上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を洪水予報河川又は水位周知河川に指定し、水位情報を一般に周知するとともに、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）の指定を推進するとともに、大規模氾濫減災協議会を設置し、水害による被害軽減の支援を行う。

市は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等をおこなうものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施をしなければならない。

(3) 浸水想定区域内の施設に対する対策

宇土市内における、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げる伝達方法等に基づき、洪水予報等の伝達を行う。当該区域内の施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うものとする。

ア 伝達方法など

① 伝達方法

宇土市から宇土市防災行政無線及び宇土市お知らせメール

② 伝達時期

洪水予報等を宇土市が受信したとき

イ 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地

水防法第15条に規定により浸水想定区域内の施設の名称及び所在地を次に示す。

① 要配慮者利用施設

水防法第15条の規定により、河川管理者が定めた次に掲げる施設については要配慮者施設として定め、洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」の策定及び避難訓練の実施が義務付けられている。

■ 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

【医療施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土中央クリニック	浦田町 136 番地	22-1600	22-1605
2	尾崎医院	本町 1 丁目 8 番地	22-0241	23-5359
3	田山産科婦人科医院	入地町 161 番地 2	22-5522	22-5832
4	七川医院	浦田町 140 番地	22-0555	22-0583
5	幡手耳鼻咽喉科クリニック	南段原町 26 番地 1	24-1187	24-5587
6	福田医院	本町 3 丁目 64 番地	22-0002	22-0288
7	本多医院	浦田町 313 番地	22-3692	22-3695
8	むらかみ眼科クリニック	南段原町 11 番地 6	22-6600	22-6931
9	やまもと泌尿器科クリニック	南段原町 79 番地 4	58-1411	58-1412
10	吉野整形外科医院	高柳町 206 番地 6	22-6000	22-6200
11	上野小児科医院	城之浦町 196 番地	22-0324	23-5723
12	金森医院	本町 6 丁目 5 番地	22-0017	22-2373
13	草場医院	松原町 3 番地 8	23-5851	23-5850
14	松田内科循環器クリニック	三拾町 144 番地 2	23-6555	23-5222
15	もろが整形外科医院	旭町 144 番地 1	23-2341	23-2395
16	高浜眼科医院	城之浦町 67 番地	22-0108	22-0108
17	みどりかわクリニック	野鶴町 340 番地 1	22-1171	22-1414

【介護・老人福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	小規模多機能ホームうと本町	新小路町 2 番地	24-5888	24-5887
2	ケアコートうと本町			
3	喜楽苑 扶桑	馬之瀬町 727 番地 1	22-5411	24-5412
4	喜楽苑 扶桑 デイサービスセンター	馬之瀬町 727 番地 4	22-5411	24-5412
5	デイサービス うと本町	新小路町 2 番地	24-5888	24-5887
6	特別養護老人ホーム 照古苑	南段原町 161 番地 2	22-4100	22-4101
7	デイサービスえがお	栄町 26 番地 3	26-1820	26-1822
8	小規模多機能型ホームよんなっせ	神馬町 308 番地 1	24-6300	24-6301
9	芝光苑	南段原町 161 番地 1	22-2111	22-2234
10	照古苑デイサービスセンター	南段原町 161 番地 2	23-5546	22-4101
11	まちなかりハビリ	北段原町 69 番地 3	27-5151	27-5152
12	太陽 平木橋館	走潟町 4 番地 1	27-5923	27-5924
13	あさひコート	旭町 106 番地	23-5211	23-5488
14	六花苑	三拾町 325 番地 1	24-1511	24-1512
15	グループホームうきうき	松原町 120 番地 2	22-6916	22-3975
16	城之浦デイサービス 宇土駅前通り	城之浦町 115 番地	31-7234	31-7235
17	ふれしあの家	松山町 5008 番地 2	24-5151	24-5152
18	デイサービスセンター ふれしあ			
19	小田会ケアセンターみどりかわ通所介護	野鶴町 352 番地	22-7755	22-7757

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

No.	施設名	所在地	電話	FAX
	事業所			
20	小規模多機能型居宅介護事業所あじさい	住吉町 2236 番地 1	25-0101	25-0181
21	宇土市西部老人福祉センター	下網田町 1931 番地	27-1688	27-1688
22	グループホーム西城園	戸口町 906 番地	26-4052	26-4050
23	特別養護老人ホーム西城園	下網田町 1905 番地	27-0555	27-0666
24	デイサービスセンター 西城園	下網田町 1905 番地	27-0555	27-0666
25	老人福祉センター	新小路町 138 番地 2	22-1008	23-2982
26	デイサービスセンター ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	—
27	ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	—
28	リビングホームうと	岩古曾町 2253 番地 1	27-9545	27-9546

【障がい者（児）福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	釈光学園	北段原町 96 番地 1	22-3007	22-3007
2	就労サポートセンターあおの郷	本町 1 丁目 62 番地	26-1500	26-1501
3	ワークアシストなないろ	浦田町 26 番地 4	23-4655	23-4656
4	なないろスマイル		24-5115	24-5117
5	ジョブサポートらくば	高柳町 213 番地 3	31-0050	31-0051
6	未来塾デイらくば			
7	まいすてっぷ	新町 2 丁目 28 番地	23-6255	27-5029
8	就労支援センターNICE	松山町 885 番地 3-1	27-7122	27-7182
9	きらめき	走潟町 91 番地 1	27-9755	27-9756
10	支援センター銀河カレッジ	築籠町 141 番地 2	23-1090	23-1091
11	あすなる	松原町 200 番地 7	24-5050	24-5005
12	ワーキングオフィス きらり	城之浦町 108 番地 9 102 号	22-3317	23-5056
13	デイきらり	入地町 163 番地 1	22-1400	
14	宇城学園	住吉町 955 番地 1	24-3351	24-3368
15	Switch 宇土	本町 1 丁目 54 番地	53-9940	53-9941
16	まいすてっぷ Kids 浦田町棟	浦田町 130-2 サニーフックラット和 101 号室	42-9161	42-9531
17	KIDS DIARY 宇土	三拾町 158 番地 5	41-9199	
18	Clover～ クローバー ～	築籠町 178 番地 5	27-9391	27-9593
19	KIDS DIARY 松原	松原町 25 番地 20	22-5600	
20	なないろプラス	浦田町 28 番地 2	27-9923	
21	銀河フィオーレ	入地町 270 番地 1	42-9901	42-9901
22	放課後等デイサービス みなたす	本町 4 番地 42	31-0234	
23	ケアプラザ宇土	松原町 243 番地	23-2211	
24	ひとつぼし	高柳町 73	42-9427	
25	放課後等デイサービス ピース	栄町 14-4	37-5110	
26	児童発達支援 ピース	旭町 151-4	37-0101	
27	キッズステーション Pocket	馬之瀬町 704-1	27-9210	27-9210

【保育園・幼稚園】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土幼稚園	門内町 86 番地	22-0326	22-6306
2	ひかり保育園	本町 5 丁目 29 番地 2	22-0495	22-7034
3	すみれ保育園	本町 2 丁目 32 番地	22-0538	22-0888
4	宇土エンゼル保育園	高柳町 100 番地 5	23-3288	23-3288
5	肥後っこ保育園	北段原町 50 番地 7	23-6541	23-1371
6	宇土っこ保育園	新町 1 丁目 1 番地	22-0033	27-9537
7	走瀉保育園	走瀉町 802 番地 1	22-0404	22-0403
8	宇土東保育園	松原町 222 番地 3	22-0480	22-2316
9	小規模保育所 A 型とことこ	立岡町 696 番地 1	27-4345	27-4345
10	緑川保育園	野鶴町 353 番地	22-0321	22-0392
11	網津保育園	網津町 2082 番地 3	24-3332	24-3340
12	網田保育園	下網田町 1252 番地 1	27-0136	27-0146
13	IQ キッズうとシティーモール保育園	善道寺町 95 番地	27-4633	27-4633

【学校】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土小学校	高柳町 104 番地 1	22-1101	22-0063
2	鶴城中学校	新小路町 151 番地	22-0140	22-5265
3	宇土中学校・宇土高等学校	古城町 63 番地	22-0043	22-4753
4	走瀉小学校	走瀉町 743 番地	22-0315	22-0363
5	宇土東小学校	築籠町 46 番地	23-3013	23-3940
6	緑川小学校	野鶴町 246 番地	22-0613	22-0615
7	網津小学校	網津町 2082 番地 3	24-3213	24-3216

■ 高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

【医療施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土中央クリニック	浦田町 136 番地	22-1600	22-1605
2	田山産科婦人科医院	入地町 161 番地 2	22-5522	22-5832
3	七川医院	浦田町 140 番地	22-0555	22-0583
4	幡手耳鼻咽喉科クリニック	南段原町 26 番地 1	24-1187	24-5587
5	福田医院	本町 3 丁目 64 番地	22-0002	22-0288
6	本多医院	浦田町 313 番地	22-3692	22-3695
7	吉野整形外科医院	高柳町 206 番地 6	22-6000	22-6200
8	草場医院	松原町 35 番地 8	23-5851	23-5850
9	みどりかわクリニック	野鶴町 340 番地 1	22-1171	22-1414

【介護・老人福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	デイサービスえがお	栄町 26 番地 3	26-1820	26-1822

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

No.	施設名	所在地	電話	FAX
2	喜楽苑 扶桑	馬之瀬町 727 番地 1	22-5411	22-5412
3	喜楽苑 扶桑 デイサービスセンター	馬之瀬町 727 番地 4	22-5411	22-5412
4	まちなかりハビリ	北段原町 69 番地 3	27-5151	27-5152
5	太陽 平木橋館	走潟町 4 番地 1	27-5923	27-5924
6	グループホームうきうき	松原町 120 番地 2	22-6916	22-3975
7	六花苑	三拾町 325 番地 1	24-1511	24-1512
8	小田会センターみどりかわ通所介護事業所	野鶴町 352 番地	22-7755	22-7757
9	小規模多機能型居宅介護事業所あじさい	住吉町 2236 番地 1	25-0101	25-0181
10	景雅苑	上綱田町 3676 番地	27-1708	27-1023
11	デイサービスセンター ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	—
12	ユーライフ船場	船場町 66 番地 1	0120-64-1164	—
13	グループホーム西城園	戸口町 906 番地	27-0555	27-0666

【障がい者（児）福祉施設】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	釈光学園	北段原町 96 番地 1	22-3007	22-3007
2	就労サポートセンターあおの郷	本町 1 丁目 62 番地	26-1500	26-1501
3	ワークアシストなないろ	浦田町 26 番地 4	23-4655	23-4656
4	なないろスマイル		24-5115	24-5117
5	ジョブサポートらくば	高柳町 213 番地 3	31-0050	31-0051
6	未来塾デイらくば			
7	まいすてっぶ	新町 2 丁目 28 番地	23-6255	27-5029
8	きらめき	走潟町 91 番地 1	27-9755	27-9756
9	支援センター銀河カレッジ	築籠町 141 番地 2	23-1090	23-1091
10	あすなる	松原町 200 番地 7	24-5050	24-5005
11	宇城学園	住吉町 955 番地 1	24-3351	24-3368
12	Switch 宇土	本町 1 丁目 54 番地	53-9940	53-9941
13	まいすてっぶ Kids 浦田棟	浦田町 130-2 サニーフラット和 101 号室	42-9161	42-9531
14	Clover〜クローバー〜	築籠町 178 番地 5	27-9391	27-9593
15	KIDS DIARY 松原	松原町 25 番地 20	22-5600	
16	なないろプラス	浦田町 28 番地 2	27-9923	
17	銀河フィオーレ	入地町 270 番地 1	42-9901	42-9901
18	放課後等デイサービス みなたす	本町 4 番地 42	31-0234	
19	ひとつぼし	高柳町 73	42-9427	
20	放課後デイサービス ピース	栄町 14-4	37-5110	
21	児童発達支援ピース	旭町 151-4	37-0101	
22	キッズステーション Pocket	馬之瀬町 704-1	27-9210	27-9210

【保育園・幼稚園】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	すみれ保育園	本町2丁目32番地	22-0538	22-0888
2	宇土エンゼル保育園	高柳町100番地5	23-3288	23-3288
3	肥後っこ保育園	北段原町50番地7	23-6541	23-1371
4	宇土っこ保育園	新町1丁目1番地	22-0033	27-9537
5	走潟保育園	走潟町802番地1	22-0404	22-0403
6	宇土東保育園	松原町222番地3	22-0480	22-2316
7	緑川保育園	野鶴町353番地	22-0321	22-0392
8	網津保育園	網津町2082番地3	24-3332	24-3340

【学校】

No.	施設名	所在地	電話	FAX
1	宇土小学校	高柳町104番地1	22-1101	22-0063
2	走潟小学校	走潟町743番地	22-0315	22-0363
3	宇土東小学校	築籠町46番地	23-3013	23-3940
4	緑川小学校	野鶴町246番地	22-0613	22-0615
5	網津小学校	網津町2082番地3	24-3213	24-3216

ウ 浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成

水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

3 道路橋梁対策

(1) 道路対策

本市道路は延長約500kmで、うち約3分の2は平坦地帯であるが残り約3分の1は傾斜地帯道路のため、集中豪雨による災害は甚大となるおそれがある。特に路面流出による車両進行への障害や不能を来す事態も考えられるので、道路側溝の補修整備を図る。

また、緊急輸送道路等については、大規模災害時において、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

なお、河川沿いの道路は護岸決壊による道路損傷が発生するので、護岸擁壁の保持については、常に注意を払い補修を行う。

また、山間部辺地地区においては基盤整備も推進しており、平坦地との交通条件差の解消に今後も努力し、道路網の整備を図る。

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり

(2) 橋梁対策

本市に於ける橋梁は543箇所あるが、いずれも昭和30年代から40年代までに架けられたものが多く、車両交通の増大と大型化に伴い、現代交通形態に合わせた大幅な改善策が求められている。

速やかな改修及び架け換えが必要な状況にあり、逐次改良並びに新設を行う。

4 汚水処理施設対策

下水道、集落排水施設及びし尿処理施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きいため、終末処理場、漁業集落排水処理施設、浄化センター等について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

5 土地利用の適正化

平成24年7月の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨災害など大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第7 高潮災害予防計画

(総務部・建設部・支所)

1 高潮危険地域の把握

市は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えた宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）の作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握するものとする。

危険地域の把握にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 既往高潮の特性及び被害実態の把握
- (2) 海底地形、海岸地形、気象条件（台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位（特に高潮偏差）、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
- (3) 人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握
- (4) 沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
- (5) 要配慮者利用施設の有無

2 潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、市にあっては、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、県が警戒水位（海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」）に到達した旨の情報を提供すると指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

3 後背地対策

(1) 安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）の活用及び周知により被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2) 拠点的公共施設の整備

高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等十分な対策を施すものとする。

4 土地利用の適正化

平成11年の台風18号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第8 火災予防計画

(総務部)

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。

このため、市及び県は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

1 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

また、地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減されるので、本市においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

2 予防査察の指導強化

宇城広域連合消防本部、消防団は市内の防火対象物を把握すると共に、綿密な査察実施計画を立て当該計画に基づく立入検査を実施する。検査では防火管理体制、消防用設備等についてその適正な維持管理を指導し、基準不適合状態や重大な欠陥のある対象物に対しては措置命令等を行う。

3 火災危険区域の設定

市街地、準市街地、その他特に火災危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

4 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、宇城広域連合消防本部による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

5 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に、高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

6 消防力の充実強化

(1) 消防力の現況

消防団 (令和5年4月1日現在)

分団数 7分団 女性消防隊1隊 市役所消防隊1隊

団員数 549名

指揮広報車 1台

小型動力ポンプ付積載車 35台 軽可搬小型ポンプ 1台

救助資機材・小型動力ポンプ搬送車 1台 防災活動車(広報車) 1台

(2) 消防施設整備計画

起債事業(防災基盤整備事業・辺地対策事業等)や国庫補助事業を活用して、毎年、防火水槽、消火栓、小型動力ポンプ付積載車等を整備する。

また、必要に応じて、同事業等を活用して指揮広報車を整備する。

なお、熊本地震によって被災した詰所及び格納庫については、建て替え・補修を行う。

(3) 消防団詰所及び積載車格納庫の整備

地域における防災活動の要である消防団の活動を支えるため、消防団詰所及び積載車格納庫の充実を図るものとする。

7 消防団員の教育訓練強化

新入団員訓練、夏季・冬季訓練、非常呼集訓練及び消防点検の年5回実施される訓練のほかにも、必要に応じて訓練を実施する。また、指導員、副分団長(新幹部)を消防学校へ入校させ、専門的教育訓練を受けた地域の指導者を養成する。

8 幼年、少年、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼年、少年、婦人防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

本市における令和5年4月1日現在の幼年、少年、婦人防火クラブは、次のとおりである。

第1部 共通編**第3章 災害予防計画****第2節 災害に強いまちづくり****■幼年消防クラブ**

番号	クラブ名	住所	クラブ員数	結成年月
1	網津保育園	宇土市網津町 2082 番地 3	<u>39 人</u>	昭和 61 年 12 月 1 日
2	宇土ありあけ保育園	宇土市花園町 553 番地 2	<u>70 人</u>	昭和 62 年 2 月 2 日
3	宇土東保育園	宇土市松原町 222 番地 3	<u>63 人</u>	平成 5 年 12 月 1 日
4	宇土幼稚園	宇土市門内町 86 番地	<u>17 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
5	花園幼稚園	宇土市古保里町 990 番地 1	<u>24 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
6	轟保育園	宇土市神馬町 800 番地	<u>48 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
7	緑川保育園	宇土市野鶴町 353 番地	<u>21 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
8	網田保育園	宇土市下網田町 1252 番地 1	<u>68 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
9	走潟保育園	宇土市走潟町 802 番地	<u>43 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
10	ひかり保育園	宇土市本町 5 丁目 29 番地 2	<u>27 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
11	すみれ保育園	宇土市本町 2 丁目 32 番地	<u>53 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
12	はなぞの保育園	宇土市松山町 2604 番地	<u>61 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日
13	たんぼぼ保育園	宇土市松山町 1939 番地 2	74 人	平成 10 年 4 月 1 日
14	宇土エンゼル保育園	宇土市高柳町 100 番地 5	<u>19 人</u>	平成 10 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日現在

■少年消防クラブ

番号	クラブ名	クラブ員数	結成年月
1	花園小学校少年消防クラブ	<u>0 人</u>	平成 5 年 3 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日現在

■婦人防火クラブ

番号	クラブ名	クラブ員数	結成年月
1	宇土校区婦人防火クラブ	338 人	平成 9 年 9 月 1 日
2	花園校区婦人防火クラブ	<u>550 人</u>	平成 9 年 9 月 1 日
3	轟校区婦人防火クラブ	<u>110 人</u>	平成 9 年 9 月 1 日
4	網津校区婦人防火クラブ	<u>235 人</u>	平成 9 年 9 月 1 日
5	網田校区婦人防火クラブ	<u>94 人</u>	平成 9 年 9 月 1 日
6	走潟校区婦人防火クラブ	<u>120 人</u>	平成 9 年 9 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日現在

第9 危険物等災害予防計画

(総務部)

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施するものとする。

1 施設の現況

市内の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は次のとおりである。

令和5年3月31日現在 (単位：箇所)

製造所	屋内 貯蔵所	屋外 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	給油 取扱所	販売 取扱所	一般 取扱所	計	事業 所数
5	23	1	43	2	16	2	9	34	1	36	172	72

出典：令和4年度消防年報 宇城広域連合消防本部

2 保安体制の確立

宇城広域連合消防本部は、製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

第10 文化財災害予防計画

(経済部・教育委員会)

現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。

文化財の中でも、有形文化財や民俗資料・伝統的建造物等は、木、紙、布等によって作られているものが多く、そのため火災により被害を受ける確率が高い。これらの貴重な文化財を保存維持し、後世に継承する事は重要なことであり、それを守るための方策として予防計画を立てる必要がある。

1 防災意識の向上への取組み

災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。県と市町村では分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組みを行う。

- (1) 市は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

2 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

(1) 記録の作成

災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、その情報の共有化を図る。災害によって文化財が滅失又はき損した場合には、復元に利用できる水準の記録が必要であるため、今後は三次元技術による記録を進めていく。また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組みを進めていく。

(2) 災害のリスクの把握と周知

災害に備え、所有者等や文化課は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、宇土市総合防災マップを参照し、その地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

(3) 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

3 防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。県及び市町村は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

(1) 消火設備（①…すべての重要文化財に設置。②～⑩…条件に応じて設置。）

- ① 消火器及び簡易消火用具
- ② 屋内消火栓設備
- ③ スプリンクラー設備
- ④ 水噴霧消火設備
- ⑤ 泡消火設備
- ⑥ 不活性ガス消火設備
- ⑦ ハロゲン化物消火設備
- ⑧ 粉末消火設備
- ⑨ 屋外消火栓設備
- ⑩ 動力消防ポンプ設備

(2) 警備設備（①…すべての重要文化財に設置。②～④…条件に応じて設置。）

- ① 自動火災報知設備
- ② 漏電火災警報設備
- ③ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ④ 非常警報設備

第1部 共通編

第3章 災害予防計画

第2節 災害に強いまちづくり